



毎月2回10日・25日発行
発行所
川崎市役所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

目 次

規 則

◇川崎市契約規則の一部を改正する規則(第9号) 1513

告 示

- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時
要届出区域の指定(第97号) 1520
- ◇自転車等の撤去と保管(第98号) 1522
- ◇道路区域の変更(第99号) 1522
- ◇道路の供用開始(第100号) 1522
- ◇川崎市路上喫煙防止重点区域における市長が別に定める場所の指定解除(第101号) 1522
- ◇川崎市路上喫煙防止重点区域における市長が別に定める場所の指定(第102号) 1524
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時
要届出区域の指定(第103号) 1525
- ◇道路区域の変更(第104号) 1527
- ◇道路の供用開始(第105号) 1527
- ◇道路区域の変更(第106号) 1527
- ◇道路の供用開始(第107号) 1527
- ◇道路の供用開始(第108号) 1527
- ◇道路区域の変更(第109号) 1528
- ◇道路の供用開始(第110号) 1528
- ◇自転車等の撤去と保管(第111号) 1528
- ◇入札占用計画の認定(第112号) 1528
- ◇地縁団体の告示事項の変更(第113号) 1529
- ◇道路区域の変更(第114号) 1529
- ◇道路の供用開始(第115号) 1529
- ◇道路区域の変更(第116号) 1529
- ◇道路の供用開始(第117号) 1530
- ◇道路区域の変更(第118号) 1530
- ◇道路の供用開始(第119号) 1530

税 告 示

◇固定資産税の納税者の縦覧(第1号) 1530

公 告

- ◇一般競争入札の執行(第272号) 1531
- ◇都市計画公聴会の開催(第273号) 1533
- ◇一般競争入札の執行(第274号) 1534
- ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更
の届出(第275号) 1538
- ◇道路の指定(第276号) 1539
- ◇道路の指定(第277号) 1539
- ◇開発行為に関する工事の完了(第278号) 1539
- ◇公募型プロポーザルの実施(第279号) 1540
- ◇公募型プロポーザルの実施(第280号) 1543
- ◇公募型プロポーザルの実施(第281号) 1547
- ◇公募型プロポーザルの実施(第282号) 1548
- ◇一般競争入札の執行(第283号) 1549
- ◇一般競争入札の執行(第284号) 1551
- ◇一般競争入札の執行(第285号) 1553
- ◇一般競争入札の執行(第286号) 1554
- ◇一般競争入札の執行(第287号) 1556
- ◇一般競争入札の執行(第288号) 1558
- ◇一般競争入札の執行(第289号) 1559
- ◇一般競争入札の執行(第290号) 1561
- ◇公募型プロポーザルの実施(第291号) 1563
- ◇都市計画公聴会の開催の延期(第292号) 1565
- ◇一般競争入札の執行(第293号) 1565
- ◇一般競争入札の執行(第294号) 1567
- ◇川崎市営住宅等敷地内の放置自動車の処分(第295号) 1572
- ◇土地区画整理法による換地処分通知
の内容の掲示場所(第296号) 1572

公 告 (調 達)

- ◇落札者等の公示(第214号) 1573
- ◇落札者等の公示(第215号) 1573
- ◇一般競争入札の公告(第216号) 1573

◇一般競争入札の執行(第217号).....	1575	上下水道局告示	
◇一般競争入札の公告(第218号).....	1577	◇川崎市排水設備指定工事店の指定	
◇一般競争入札の執行(第219号).....	1579	(第12号).....	1594
◇落札者等の公示(第220号).....	1580	上下水道局公告	
◇特定調達契約に係る一般競争入札に		◇一般競争入札の執行(第18号).....	1594
参加する者に必要な資格並びに資格		◇一般競争入札の執行(第19号).....	1598
審査の申請方法及び申請時期等(第		◇一般競争入札の執行(第20号).....	1605
221号).....	1581	上下水道局公告(調達)	
◇一般競争入札及び指名競争入札に参		◇落札者等の公示(第10号).....	1606
加する者に必要な資格並びに資格審		交通局公告	
査の申請方法及び申請時期等(第222		◇一般競争入札の執行(第45号).....	1606
号).....	1585	◇一般競争入札の執行(第46号).....	1607
◇落札者等の公示(第223号).....	1589	◇一般競争入札の執行(第47号).....	1608
◇落札者等の公示(第224号).....	1589	◇一般競争入札の執行(第48号).....	1610
◇落札者等の公示(第225号).....	1590	◇一般競争入札の執行(第49号).....	1611
◇一般競争入札の執行(第226号).....	1590	病院局規程	
税公告		◇川崎市病院局契約規程の一部を改正	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第35		する規程(第2号).....	1612
号).....	1592	病院局公告	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第36		◇一般競争入札の執行(第14号).....	1613
号).....	1592	◇一般競争入札の執行(第15号).....	1614
◇差押調書(謄本)の公示送達(第37		病院局公告(調達)	
号).....	1592	◇落札者等の公示(第5号).....	1616
◇差押調書(謄本)の公示送達(第38		消防局訓令	
号).....	1592	◇川崎市婦人消防育成検討委員会及び	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第39		地区婦人消防隊委員会の設置等に関	
号).....	1592	する規程を廃止する訓令(第2号).....	1616
◇差押調書(謄本)の公示送達(第40		◇川崎市消防建築同意事務処理規程の	
号).....	1592	一部を改正する訓令(第3号).....	1616
◇差押調書(謄本)の公示送達(第41		教育委員会告示	
号).....	1593	◇教育委員会定例会の招集(第6号).....	1622
◇差押調書(謄本)の公示送達(第42		選挙管理委員会告示	
号).....	1593	◇各種請求及び委員の解職請求をする	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第43		に必要な選挙権を有する者の数(第2号).....	1623
号).....	1593	監査公表	
◇配当計算書(謄本)の公示送達(第		◇川崎市職員措置請求に係る監査の結	
44号).....	1593	果について(第5号).....	1623
◇差押調書(謄本)の公示送達(第45		◇監査の結果について(第6号).....	1631
号).....	1593	農業委員会告示	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第46		◇川崎市農業委員会総会の招集(第3	
号).....	1593	号).....	1644
◇差押調書(謄本)の公示送達(第47		区告示	
号).....	1593	◇自動車臨時運行許可番号標の無効	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第48		(多摩区第1号).....	1644
号).....	1593	区公告	
◇交付要求通知書の公示送達(第49号).....	1594	◇後期高齢者医療保険料に係る納入通	
◇市税過誤納金等還付(充当)通知書		知書の公示送達(川崎区第23号).....	1644
の公示送達(第50号).....	1594		

◇介護保険料に係る納入通知書の公示
送達(川崎区第24号)…………… 1644

◇介護保険料に係る過誤納金還付通知
書の公示送達(川崎区第25号)…………… 1645

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(川崎区第26号)…………… 1645

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(川崎区第27号)…………… 1645

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(川崎区第28号)…………… 1646

◇国民健康保険料に係る過誤納金還付
(充当)通知書の公示送達(幸区第
10号)…………… 1646

◇後期高齢者医療保険料に係る納入通
知書の公示送達(幸区第11号)…………… 1646

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(幸区第12号)…………… 1646

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(中原区第12号)…………… 1646

◇国民健康保険料に係る還付通知書の
公示送達(中原区第13号)…………… 1647

◇住民票の職権消除(高津区第11号)…………… 1647

◇印鑑登録の抹消(高津区第12号)…………… 1647

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(高津区第13号)…………… 1647

◇国民健康保険料に係る還付通知書の
公示送達(高津区第14号)…………… 1648

◇住民票の職権消除(宮前区第10号)…………… 1648

◇印鑑登録の抹消(宮前区第11号)…………… 1648

◇国民健康保険料に係る還付通知書の
公示送達(宮前区第12号)…………… 1648

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(宮前区第13号)…………… 1648

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄
本)の公示送達(多摩区第17号)…………… 1649

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄
本)の公示送達(多摩区第18号)…………… 1649

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄
本)の公示送達(多摩区第19号)…………… 1649

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄
本)の公示送達(多摩区第20号)…………… 1649

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(多摩区第21号)…………… 1649

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(麻生区第18号)…………… 1650

◇国民健康保険料に係る還付通知書の
公示送達(麻生区第19号)…………… 1650

◇介護保険料に係る納入通知書の公示
送達(麻生区第20号)…………… 1650

区選挙管理委員会告示

◇川崎市川崎区選挙管理委員会規程の
一部を改正する規程(川崎区第2号)…………… 1651

◇川崎市幸区選挙管理委員会規程の一
部を改正する規程(幸区第2号)…………… 1651

◇川崎市中原区選挙管理委員会規程の
一部を改正する規程(中原区第2号)…………… 1651

◇川崎市高津区選挙管理委員会規程の
一部を改正する規程(高津区第2号)…………… 1651

◇川崎市宮前区選挙管理委員会規程の
一部を改正する規程(宮前区第2号)…………… 1651

◇川崎市多摩区選挙管理委員会規程の
一部を改正する規程(多摩区第2号)…………… 1652

◇選挙人名簿の登録を行う日(麻生区
第1号)…………… 1652

◇川崎市麻生区選挙管理委員会規程の
一部を改正する規程(麻生区第2号)…………… 1652

辞 令

◇3月6日付け…………… 1652

規 則

川崎市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月4日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第9号

川崎市契約規則の一部を改正する規則

川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項第6号を次のように改める。

(6) 契約不適合責任

第55条を次のように改める。

(契約不適合責任)

第55条 市長は、第41条の規定により引渡しを受けた目的物(工事目的物に限る。以下この項において同じ。)が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下この条において「契約不適合」という。)である場合においては、契約不適合を理由として、当該目的物の引渡しを受けた日から2年以内に、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をするものとする。ただし、植栽工事の枯れ補償については、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、検査をして直ちにその履行の追完を請求するものとする。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の規定は、契約不適合が契約者の故意又は重過失により生じたものであるときは適用しない。この場合において、市長は、民法の定めるところにより請求等を行うものとする。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、契約不適合責任を定めることができる。

第6号様式工事請負契約約款第1条第5項中「請求」を「催告、請求」に改める。

第6号様式工事請負契約約款第4条第2項中「第4項」を「第5項」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

第6号様式工事請負契約約款第5条第1項中「かし担保特約」を「引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

第6号様式工事請負契約約款第6条に次の2項を加える。

3 受注者が前払金（中間前払金（川崎市公共工事の前払金に関する規則（昭和38年川崎市規則第40号。以下「前払金に関する規則」という。）第2条第2項に規定する中間前払金をいう。以下同じ。）を含む。）の使用、内払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を得た場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、その用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第6号様式工事請負契約約款第10条第5項中「請求」

を「催告、請求」に改める。

第6号様式工事請負契約約款第16条第4項中「第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかし」を「種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）など」に改める。

第6号様式工事請負契約約款第28条ただし書及び第29条第1項ただし書中「第52条第1項」を「第58条第1項」に改める。

第6号様式工事請負契約約款第30条第2項中「行い、前項」を「行い、同項」に、「第52条第1項」を「第58条第1項」に改める。

第6号様式工事請負契約約款第31条第1項中「、第19条、第20条、第21条」を「から第21条まで」に、「、第27条、第28条」を「から第28条まで」に改める。

第6号様式工事請負契約約款第35条第1項中「（川崎市公共工事の前払金に関する規則（昭和38年川崎市規則第40号。以下「前払金に関する規則」という。）第2条第2項に規定する中間前払金をいう。以下同じ。）」を削る。

第6号様式工事請負契約約款第41条第1項中「第32条」の次に「及び第33条の規定を準用する。この場合において、第32条第1項及び第6項」を、「工事」と、」の次に「同条第2項及び第4項中「工事の」とあるのは「指定部分に係る工事の」と、同条第2項、第4項及び第5項中」を、「工事目的物」と、」の次に「同項並びに第33条第1項及び第2項中」を加え、「読み替えて、これらの規定を準用する」を「読み替えるものとする」に改める。

第6号様式工事請負契約約款第44条及び第45条を次のように改める。

（契約不適合責任）

第44条 発注者は、第32条第4項（第41条において準用する場合を含む。）の規定により工事目的物の引渡しを受けた場合において、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、

直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第47条及び第49条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第6号様式工事請負契約約款第46条を削る。

第6号様式工事請負契約約款第70条を第77条とする。

第6号様式工事請負契約約款第69条中「第63条」を「第70条」に改め、同条(注)中「第63条」を「第70条」に、「第60条」を「第67条」に改め、同条を第76条とする。

第6号様式工事請負契約約款第68条を第75条とし、第63条から第67条までを7条ずつ繰り下げる。

第6号様式工事請負契約約款第62条第3項(注)中「63条を60条とし、64条を61条とし、65条を62条とし、66条を63条とし、67条を64条とし、68条を65条とし、69条を66条とし、第70条を第67条」を「第70条を第67条とし、第71条を第68条とし、第72条を第69条とし、第73条を第70条とし、第74条を第71条とし、第75条を第72条とし、第76条を第73条とし、第77条を第74条」に改め、同条を第69条とする。

第6号様式工事請負契約約款第61条を第68条とし、第60条を第67条とし、第59条を第66条とし、第58条の2を第65条とする。

第6号様式工事請負契約約款第58条中「請求」を「催告、請求」に改め、同条を第64条とする。

第6号様式工事請負契約約款第57条を第63条とし、第56条を第62条とする。

第6号様式工事請負契約約款第55条第1項中「第45条第1項」を「第55条第1項第1号」に、「第47条の2第1項(第48条第2項)」を「同条第2項第1号(第49条第2項)」に、「第51条第3項」を「第54条第3項」に、「第53条第1項及び第3項」を「第59条第1項及び第3項」に改め、同条を第61条とする。

第6号様式工事請負契約約款第54条第1項中「第45条

第1項」を「第55条第1項第1号」に、「第47条の2第1項(第48条第2項)」を「同条第2項第1号(第49条第2項)」に、「第51条第3項」を「第54条第3項」に、「第51条第8項」を「第54条第8項」に改め、同条第2項中「第51条第4項」を「第54条第4項」に改め、同条を第60条とする。

第6号様式工事請負契約約款第53条第1項中「第48条第1項各号」を「第49条第1項各号」に改め、同条を第59条とする。

第6号様式工事請負契約約款第52条を第58条とする。

第6号様式工事請負契約約款第51条第1項中「契約が」の次に「工事の完成前に」を加え、同条第3項中「第47条、第47条の2第2項又は第48条第1項」を「第46条、第47条、第49条第1項又は次条第3項」に、「第49条第1項又は前条第1項」を「第45条第1項、第51条又は第52条」に改め、同項(注)第1項中「第61条第1項」を「第68条第1項」に、「第62条第1項」を「第69条第1項」に改め、同項(注)第2項中「第47条第1項又は第48条第1項」を「又は次条第3項」に、「第47条第1項、第48条第1項又は第70条第1項」を「、次条第3項又は第77条第1項」に改め、同項(注)第2項ただし書中「第47条第1項又は第48条第1項」を「又は次条第3項」に、「第47条第1項、第48条第1項又は第67条第1項」を「、次条第3項又は第74条」に改め、同条第4項、第5項及び第6項中「契約が」の次に「工事の完成前に」を加え、同条第8項中「第47条第1項又は第48条第1項」を「第46条、第47条、第49条第1項又は次条第3項」に、「第49条第1項又は前条第1項」を「第45条第1項、第51条又は第52条」に改め、同項(注)中「第47条第1項又は第48条第1項」を「又は次条第3項」に、「第47条第1項、第48条第1項又は第70条第1項」を「、次条第3項又は第77条第1項」に改め、同項(注)ただし書中「第47条第1項又は第48条第1項」を「又は次条第3項」に、「第47条第1項、第48条第1項又は第67条第1項」を「、次条第3項又は第74条」に改め、同項に次の1項を加える。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

第6号様式工事請負契約約款第51条を第54条とし、同条の次に次の3条を加える。

(発注者の損害賠償請求等)

第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。この場合において、受注者は、損害金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

- (3) 第46条又は第47条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第46条又は第47条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (注) 特定工事請負契約においては、「又は第47条」を「、第47条又は第77条第1項」に改める。ただし、債務負担行為を設定しない特定工事請負契約においては、「又は第47条」を「、第47条又は第74条」に改める。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当する場合において、同項の損害金の額は、請負金額から出来形部分に相応する請負金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額とする。
- 6 第2項の場合(第47条第9号及び第11号並びに第49条第1項の規定によりこの契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。
- (受注者の損害賠償請求等)
- 第56条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当

する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項(第41条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第57条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項(第41条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。ただし、植栽工事の枯れ補償については、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分のかし(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、引渡しを受けた日から起算して10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が支給材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第6号様式工事請負契約約款第50条の見出し中「受注者の」の次に「催告によらない」を加え、同条第1項中「、契約」を「、直ちに契約」に改め、同項第3号を削り、同条第2項を削り、同条を第52条とし、同条の次に次の1条を加える。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第53条 第51条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除を行うことができない。

第6号様式工事請負契約約款第49条を削る。

第6号様式工事請負契約約款第48条第2項中「前条第1項及び第3項」を「第55条第2項及び第6項」に改め、同条を第49条とし、同条の次に次の2条を加える。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第50条 第4条第1項又は第5条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第46条各号又は第47条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事

を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合は、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権(前払金、内払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合は、第6条の規定にかかわらず、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として消滅する。

(受注者の催告による解除権)

第51条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第6号様式工事請負契約約款第47条の2を削る。

第6号様式工事請負契約約款第47条の見出し中「発注者の」の次に「催告による」を加え、同条中「するときは、」を「するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第6号様式工事請負契約約款第47条中第7号及び第8号を削り、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を次のように改め、同号を第6号とする。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反した

とき。

第6号様式工事請負契約約款第47条中第3号を第4号とし、同条の次に次の1号を加える。

(5) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。

第6号様式工事請負契約約款第47条第2号中「その責めに帰すべき事由により」及び「明らかに」を削り、同条を同条第3号とし、同条中第1号を第2号とし、同条の前に次の1号を加える。

(1) 第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

第6号様式工事請負契約約款中第47条を第46条とし、同条の次に次の2条を加える。

(発注者の催告によらない解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第6条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 第6条第4項の規定に違反して請負代金債権の譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が工事目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第51条又は第52条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その

構成員のうちいずれかの者。以下この号において同じ。)が、次のいずれかに該当するとき。

ア 川崎市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

ウ この契約に関して、受注者が、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ウに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
第48条 第46条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第7号様式中第16条を第23条とし、第15条を第22条とし、第14条を第21条とする。

第7号様式第13条を削る。

第7号様式第12条第1項中「第10条」を「第12条、第13条」に、「第10条の2第1項第2号」を「第15条第1項第2号」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の2条を加える。

(契約不適合責任)

第19条 発注者は、第4条の規定による目的物の引渡しの日から相当の期間内に目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が認められたときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、

直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第20条 発注者は、引き渡された目的物に関し、第4条の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から相当の期間内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、受注者に対し、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第566条本文及び第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された目的物の契約不適合が発注者の責めに

帰すべき事由により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が発注者の責めに帰すべき事由を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

第7号様式第11条を第17条とする。

第7号様式第10条の3第1項中「第10条」を「第12条及び第13条」に改め、同条第2項中「ことにより」を「場合において、」に改め、同条を第16条とする。

第7号様式第10条の2第1項第1号中「前条及び第11条第6項」を「第12条、第13条及び第17条第6項」に改め、同条を第15条とする。

第7号様式第10条を削る。

第7号様式第9条の見出しを「(受注者の催告によらない契約解除権)」に改め、同条中「契約の解除を請求」を「直ちに契約を解除」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の4条を加える。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第11条 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても目的物の履行に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完納しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に目的物を完納する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第19条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第1号、第2号、第4号及び第5号の規定に該当したとき。
- (5) 破産手続開始の決定を受けたとき、又は所在不明となったとき。
- (6) その他契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の全部の履行ができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第9条又は第10条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- (9) この契約に関して、受注者が、下請契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (10) この契約に関して、受注者が、第7号又は第8号のいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 第12条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第7号様式第8条の2の次に次の1条を加える。

（受注者の催告による契約解除権）

第9条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第8号様式中「かし担保」を「不適合責任」に、「あて先」を「宛先」に改める。

第9号様式中「履行場所 川崎市」を「履行場所」に、「かし担保」を「不適合責任」に、「あて先」を「宛

先」に改める。

第17号様式中「あて先」を「宛先」に、「工事場所 川崎市」を「工事場所」に、「かし担保期限」を「不適合責任期限」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

川崎市告示第97号

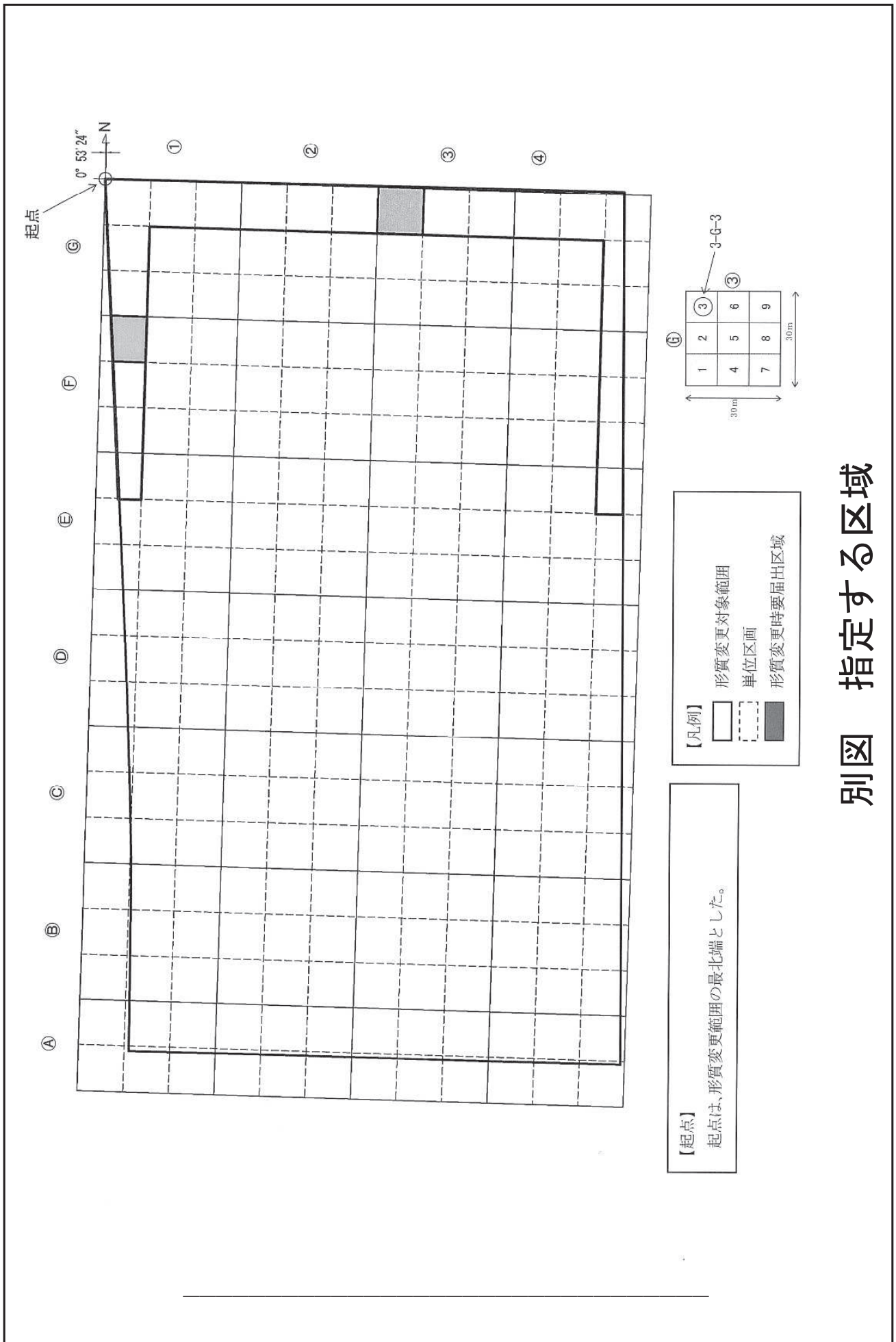
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和2年3月2日

川崎市長 福田紀彦

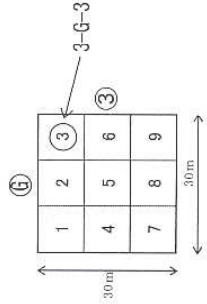
- 1 指定する区域
中原区小杉町一丁目390番1、392番の一部
（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物



【起点】
 起点は、形質変更範囲の最北端とした。

【凡例】

- 形質変更対象範囲
- 単位区画
- 形質変更所要届出区域



別図 指定する区域

川崎市告示第98号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和2年3月3日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第99号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月3日から令和2年3月17日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月3日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

Table with 6 columns: 旧・新別, 路線名, 区間, 敷地の幅員(m), 延長(m), 備考. It lists two road sections with their respective details.

川崎市告示第100号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月3日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月3日から令和2年3月17日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月3日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

Table with 3 columns: 路線名, 供用開始の区間, 備考. It lists a road section with its start and end points.

川崎市告示第101号

川崎市路上喫煙防止重点区域における市長が別に定める場所の指定解除について

川崎市路上喫煙の防止に関する条例(平成17年川崎市条例第95号)第8条ただし書の規定に基づき路上喫煙防止重点区域(以下「重点区域」という。)に指定した市長が別に定める場所(以下「指定喫煙場所」という。)を解除しますので、次のとおり告示します。

令和2年3月5日

川崎市長 福田紀彦

指定の効力が生ずる日

Table with 4 columns: 指定解除の効力が生ずる日, 重点区域の名称, 指定喫煙場所の名称及び場所, 位置. It lists specific locations where smoking bans are lifted.

別図第1



別図第2



川崎市告示第102号

川崎市路上喫煙防止重点区域における市長が別に定める場所の指定について

川崎市路上喫煙の防止に関する条例（平成17年川崎市条例第95号）第8条ただし書の規定に基づき路上喫煙防止重点区域（以下「重点区域」という。）における市長が別に定める場所（以下「指定喫煙場所」という。）を指定したので、次のとおり告示します。

令和2年3月5日

川崎市長 福田紀彦

指定の効力が生ずる日 令和2年3月6日

重点区域の名称	指定喫煙場所の名称及び場所	位置	範囲
川崎駅周辺	川崎駅第4指定喫煙場所 幸区堀川町72番の一部	別図第1のとおり	市が設置した喫煙設備内

別図第1



川崎市告示第103号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和2年3月5日

川崎市長 福田紀彦

1 指定する区域

川崎区小島町4番35、4番36の一部
(別図のとおり)

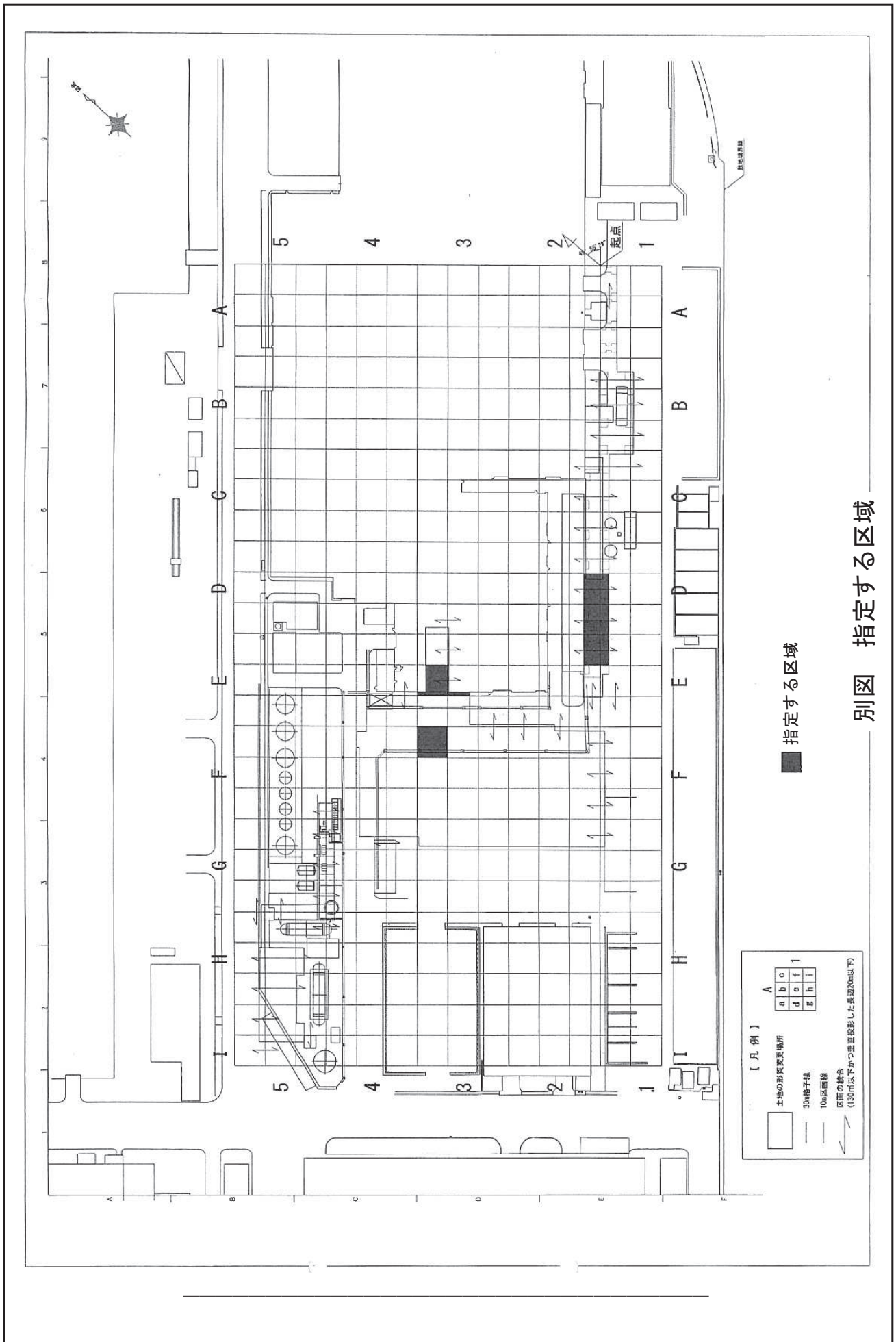
2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

六価クロム化合物、セレン及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

4 当該区域は、土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する。



■ 指定する区域

別図 指定する区域

川崎市告示第104号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月6日から令和2年3月23日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月6日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	上 麻 生 第146号線	川崎市麻生区上麻生 5丁目1101番6先	1.82	35.38	
		川崎市麻生区上麻生 5丁目1103番4先			
新	上 麻 生 第146号線	川崎市麻生区上麻生 5丁目1101番6先	1.82	8.10	
		川崎市麻生区上麻生 5丁目1102番3先			
旧	上 麻 生 第147号線	川崎市麻生区上麻生 5丁目1101番6先 川崎市麻生区上麻生 5丁目1100番8先	3.04	12.72	
新	上 麻 生 第147号線	川崎市麻生区上麻生 5丁目1099番45先 川崎市麻生区上麻生 5丁目1100番1先	4.00	12.72	

川崎市告示第105号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月6日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月6日から令和2年3月23日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月6日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
上 麻 生 第146号線	川崎市麻生区上麻生5丁目1101番6先	
	川崎市麻生区上麻生5丁目1102番3先	
上 麻 生 第147号線	川崎市麻生区上麻生5丁目1099番45先	
	川崎市麻生区上麻生5丁目1100番1先	

川崎市告示第106号

道路の区域の変更に関する告示

道法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月6日から令和2年3月23日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月6日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	上 麻 生 第288号線	川崎市麻生区上麻生 7丁目18番1先	1.82	39.27	
		川崎市麻生区上麻生 7丁目14番3先			
新	上 麻 生 第288号線	川崎市麻生区上麻生 7丁目18番1先	2.93 ～ 6.00	39.27	
		川崎市麻生区上麻生 7丁目13番1先			

川崎市告示第107号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月6日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月6日から令和2年3月23日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月6日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
上 麻 生 第288号線	川崎市麻生区上麻生7丁目18番1先	
	川崎市麻生区上麻生7丁目13番1先	

川崎市告示第108号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月6日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月6日から令和2年3月25日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月6日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 県道

路線名	供用開始の区間	備考
川崎府中	川崎市多摩区生田3丁目749番5先	
	川崎市多摩区生田2丁目657番4先	

川崎市告示第109号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月6日から令和2年3月23日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月6日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	井田杉山町第3号線	川崎市中原区井田杉山町543番28先	3.91	28.75	
		川崎市中原区井田杉山町543番28先			
新	井田杉山町第3号線	川崎市中原区井田杉山町543番24先	4.00	28.75	
		川崎市中原区井田杉山町543番25先			

川崎市告示第110号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月6日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月6日から令和2年3月23日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月6日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
井田杉山町第3号線	川崎市中原区井田杉山町543番24先	
	川崎市中原区井田杉山町543番25先	

川崎市告示第111号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和2年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第112号

令和2年1月15日付けで公示した中原区市ノ坪の一般国道409号予定地(自転車駐車場)について、占用入札を実施した結果、次のとおり入札占用計画を認定したので、道路法(昭和27年法律第180号)第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

令和2年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 入札占用計画の認定日

令和2年3月10日

2 認定の有効期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日

3 道路の占用の場所

川崎市中原区市ノ坪40番2他

4 認定計画提出者

東武不動産株式会社

川崎市告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、平成24年川崎市告示第330号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和2年3月12日

川崎市長 福田紀彦

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

長沢自治会

(2) 事務所の所在地

川崎市宮前区菅生2丁目17番1号

(3) 代表者の氏名

齋藤 英男

(4) 代表者の住所

川崎市宮前区菅生1丁目18番22号

2 変更事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「片山 秀夫」を「齋藤 英男」に改める。

(2) 代表者の住所

「川崎市宮前区菅生2丁目13番1号」を「川崎市宮前区菅生1丁目18番22号」に改める。

川崎市告示第114号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月12日から令和2年3月27日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月12日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅 生 第462号線	川崎市宮前区潮見台 2465番4先 ----- 川崎市宮前区潮見台 2465番4先	2.42	41.21	
新	菅 生 第462号線	川崎市宮前区潮見台 2465番35先 ----- 川崎市宮前区潮見台 2465番42先	3.21	41.21	隅きり部を含む
旧	菅 生 第463号線	川崎市宮前区潮見台 2465番4先 ----- 川崎市宮前区潮見台 2465番4先	3.64	21.46	
新	菅 生 第463号線	川崎市宮前区潮見台 2465番4先 ----- 川崎市宮前区潮見台 2465番33先	3.82	21.46	

川崎市告示第115号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月12日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月12日から令和2年3月27日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月12日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅 生 第462号線	川崎市宮前区潮見台2465番35先 ----- 川崎市宮前区潮見台2465番42先	隅きり部を含む
菅 生 第463号線	川崎市宮前区潮見台2465番4先 ----- 川崎市宮前区潮見台2465番33先	

川崎市告示第116号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月12日から令和2年3月27日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月12日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	野川第37号線	川崎市宮前区野川本町1丁目303番4先	2.91	8.55	
		川崎市宮前区野川本町1丁目302番1先			
新	野川第37号線	川崎市宮前区野川本町1丁目303番6先	4.00	8.55	
		川崎市宮前区野川本町1丁目302番20先			

川崎市告示第117号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月12日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月12日から令和2年3月27日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月12日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
野川第37号線	川崎市宮前区野川本町1丁目303番6先	
	川崎市宮前区野川本町1丁目302番20先	

川崎市告示第118号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月12日から令和2年3月27日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月12日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	平第31号線	川崎市宮前区平5丁目889番9先	3.64	19.74	
		川崎市宮前区平5丁目889番9先			
新	平第31号線	川崎市宮前区平5丁目889番19先	3.82	19.74	
		川崎市宮前区平5丁目889番17先			

川崎市告示第119号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月12日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月12日から令和2年3月27日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月12日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
平第31号線	川崎市宮前区平5丁目889番19先	
	川崎市宮前区平5丁目889番17先	

税 告 示

川崎市税告示第1号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第1項の規定に基づき、次により令和2年度分の固定資産税に関する土地価格等縦覧帳簿を市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、また、令和2年度分の固定資産税に関する家屋価格等縦覧帳簿を市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供します。

令和2年3月2日

川崎市長 福田紀彦

- 縦覧の期間
令和2年4月1日から令和2年4月30日まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)
- 縦覧の時間
午前8時30分から午後5時まで
- 縦覧の場所
(1) 資産(土地・家屋)の所在する区が川崎区又は幸区の場合
川崎かわさき市税事務所資産税課
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル3階
(2) 資産(土地・家屋)の所在する区が中原区の場合
川崎みぞのくち市税事務所
こすぎ市税分室資産税担当
川崎市中原区小杉町3丁目245番地
中原区役所3階
(3) 資産(土地・家屋)の所在する区が高津区又は宮前区の場合

川崎市みぞのくち市税事務所資産税課
川崎市高津区下作延2丁目7番60号
(4) 資産(土地・家屋)の所在する区が多摩区又は麻生区の場合
川崎市しんゆり市税事務所資産税課
川崎市麻生区万福寺1丁目2番2号
新百合トウェンティワン5階

公 告

川崎市公告第272号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月2日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	高津区内主要地方道鶴見溝ノ口舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市高津区久本2丁目3番地先
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年3月16日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	幸区内主要地方道川崎府中舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市幸区幸町2丁目585番地先
	履 行 期 限	契約の日から令和2年7月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。	

参加資格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年3月16日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 東扇島西公園災害復旧工事
	履行場所 川崎市川崎区東扇島94番地内
	履行期限 契約の日から令和2年7月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年3月16日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	麻生区内市道菅早野線舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区東百合丘4丁目38番地先
	履 行 期 限	契約の日から100日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年3月16日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します	

川崎市公告第273号

川崎都市計画緑地の変更(1号生田緑地の変更)ほか関連案件の都市計画の変更を予定しています。都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項に基づく、川崎市都市計画公聴会規則(平成12年川崎市規則第63号。以下「規則」という。)の規定により、次のとおり公聴会を開催しますので、公告します。

なお、規則第2条の規定により、公述の申し出がないときは、公聴会を開催しません。

令和2年3月2日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の内容

(1) 都市計画の種類及び名称

- ア 川崎都市計画緑地の変更(1号生田緑地の変更)
- イ 川崎都市計画用途地域の変更(生田緑地の変更)
- ウ 川崎都市計画高度地区の変更(生田緑地の変更)
- エ 川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更(生田緑地の変更)

オ 川崎都市計画地区計画の決定(長尾2丁目地区地区計画)

(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 川崎都市計画緑地の変更(1号生田緑地の変更)

(ア) 追加する部分

なし

(イ) 削除する部分

なし

(ウ) 変更する部分

川崎市 多摩区 長尾2丁目地内

イ 川崎都市計画用途地域の変更(生田緑地の変更)

(ア) 追加する部分

なし

(イ) 削除する部分

なし

(ウ) 変更する部分

川崎市 多摩区 長尾1丁目、長尾2丁目及び長尾3丁目地内

ウ 川崎市都市計画高度地区の変更(生田緑地の変更)

(ア) 追加する部分

なし

(イ) 削除する部分

なし

(ウ) 変更する部分

川崎市 多摩区 長尾1丁目、長尾2丁目及び長尾3丁目地内

エ 川崎市都市計画防火地域及び準防火地域の変更(生田緑地の変更)

(ア) 追加する部分

なし

(イ) 削除する部分

なし

(ウ) 変更する部分

川崎市 多摩区 長尾2丁目地内

オ 川崎市都市計画地区計画の決定

(長尾2丁目地区地区計画)

(ア) 追加する部分

川崎市 多摩区 長尾2丁目地内

(イ) 削除する部分

なし

(ウ) 変更する部分

なし

2 公聴会の開催の日時及び場所

(1) 日時 令和2年4月25日(土) 午前10時から

(2) 場所 多摩区役所11階会議室
(多摩区登戸1775-1)

3 公述申出書の提出期間及び提出先

公述の申し出は、公述意見の要旨及び住所・氏名等を記載した「公述申出書」を提出してください。なお、公述申出書の参考書式は、素案縦覧場所に備えております。

(1) 提出期間 令和2年3月24日(火) から4月7日(火) まで

(2) 提出先 川崎市まちづくり局計画部都市計画課
(川崎市川崎区宮本町1番地)

4 都市計画素案の説明会及び縦覧

公聴会に先立ち、都市計画素案の説明会を次のとおり開催します。また、説明会后、都市計画素案の縦覧を行います。

(1) 説明会

ア 日時 令和2年3月23日(月)
午後7時から午後8時30分まで

イ 場所 多摩区役所11階会議室
(多摩区登戸1775-1)

(2) 縦覧

ア 日時 令和2年3月24日(火) から4月7日

(火) まで

イ 場所 川崎市まちづくり局都市計画課
(川崎区宮本町6番地明治安田生命川崎ビル5階)

多摩区役所10階市政資料コーナー
(多摩区登戸1775-1)

宮前区役所1階市政資料コーナー
(宮前区宮前平2-20-5)

多摩区役所生田出張所
(多摩区栗谷3-31-10)

宮前区役所向丘出張所
(宮前区平1-1-10)

川崎市立多摩図書館
(多摩区登戸1775-1)

川崎市立宮前図書館
(宮前区宮前平2-20-4)

※都市計画課、多摩区役所、宮前区役所、生田出張所、向丘出張所は、閉庁日(土曜日・日曜日・祝日)を除く平日の午前8時30分から午後5時まで。

※多摩図書館、宮前図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで及び土曜日・日曜日・祝日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。

川崎市公告第274号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月4日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	戸手小学校ほか1校トイレ改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市幸区戸手本町1丁目165番地ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月10日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年4月10日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	小倉小学校校舎改修その他その1工事
	履 行 場 所	川崎市幸区小倉2丁目20番1号
	履 行 期 限	契約の日から令和2年12月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年4月10日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名 南生田中学校体育館改修その他工事
	履行場所 川崎市多摩区南生田3丁目4番1号
	履行期限 契約の日から令和3年2月26日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>

参加資格	(10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年4月10日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	渡田中学校受変電その他設備改修工事
	履行場所	川崎市川崎区渡田向町11番1号
	履行期限	契約の日から令和2年10月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年4月1日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
-----	---

(案件5)

競争入札に付する事項	件名 住吉中学校受変電その他設備改修工事
	履行場所 川崎市中原区木月住吉町27番1号
	履行期限 契約の日から令和2年10月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年4月1日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第275号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年3月4日

川崎市長 福田紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
川崎ルフロン
川崎市川崎区日進町1番11、12、16、19
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住

所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
取締役社長 池谷 幹男

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は
名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

	名称	代表者氏名	住所
①	エルソニック(株)	代表取締役 津坂 純	大阪府吹田市豊津町 18-13
②	(株)ジーフット	代表取締役社長 堀江 泰文	東京都中央区新川 1-23-5 新川イースト

他計10者

(変更後)

	名称	代表者氏名	住所
①	-	-	-
②	(株)ジーフット	代表取締役 木下 尚久	東京都中央区新川 1-23-5 新川イースト

他計30者

4 変更の年月日

①令和元年8月31日 ②令和元年5月24日 他

5 変更する理由

小売業を行う者の住所及び代表者の氏名の変更並び
に小売店舗の入れ替えのため。

6 届出の年月日

令和2年2月28日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局産業振興部商業振興課
(川崎フロンティアビル10階)

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和2年3月4日から令和2年7月4日までの午前
8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日
及び祝日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店
舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のた
め配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公
告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出に
より、これを述べるができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和2年7月4日

川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第276号

道路の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第
4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指
導課に備えて縦覧に供します。

令和2年3月5日

川崎市長 福田 紀彦

道路事業の 名称	都市計画道路3・5・4号丸子中山茅ヶ崎線
指定区間の 地名・地番	中原区小杉御殿町1丁目936番38 別図省略
幅員・延長	15.00m × 12.60m
指定番号 及び年月日	川崎市指令ま建指第514号 令和2年3月5日

川崎市公告第277号

道路の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第
4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指
導課に備えて縦覧に供します。

令和2年3月5日

川崎市長 福田 紀彦

道路事業の 名称	都市計画道路世田谷町田線
指定区間の 地名・地番	麻生区古沢字都古28番1、29番2、30番2、 31番2、43番2、44番、45番2、45番4、45 番8、46番2、47番2、60番2、61番2、62 番3、62番11、63番2、64番2、70番2、71 番2、72番2、77番2、78番2、79番、80番2、 81番2、88番2、89番3、90番3、91番2、 294番4、4020番の各一部、51番2 別図省略
幅員・延長	18.50m × 10.00m
指定番号 及び年月日	川崎市指令ま建指第515号 令和2年3月5日

川崎市公告第278号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の
規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公
告します。

令和2年3月5日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区野川字西耕地3417番2

の一部 ほか2筆の一部

2,516平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市麻生区東百合丘4丁目8番5号
株式会社 緑野丘企画
代表取締役 片山ひろみ

- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅

計画戸数：14戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号

平成31年2月15日

川崎市指令 ま宅審(イ)第153号

平成31年3月13日

川崎市指令 ま宅審(イ)第168号(変更)

川崎市公告第279号

等々力緑地再編整備実施計画改定業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和2年3月6日

川崎市長 福田紀彦

- 1 公募型企画提案の概要

- (1) 件名

等々力緑地再編整備実施計画改定業務委託

- (2) 目的

等々力緑地では、都市公園法の一部改正や、民間事業者からのPFI法に基づく民間提案の提出、令和元年東日本台風による浸水被害等の発生など、緑地を取り巻く大きな状況の変化が生じていることから、こうした課題に対する本市の取組の方向性や今後の検討の進め方を示した「等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針」(令和2年2月策定)に基づき、既存の「等々力緑地再編整備実施計画」(平成23年3月策定)を改定するにあたり、計画の改定に向けた論点や考え方を整理し、円滑な審議会の運営を支援するなど、計画改定作業の支援を行うもの。

- (3) 業務内容

- ア 再編整備実施計画改定作業

別途発注する「等々力緑地再編整備概略設計業務委託」の成果を踏まえ、「等々力緑地再編整備実施計画」の改定を行う。

- (ア) 事業対象区域の見直し(公園全体ゾーニング)

- (イ) 既存の「等々力緑地再編整備実施計画」における4つの方向性を見直し

- (ウ) 主要施設の整備の方向と配置の見直し

- (エ) 公園内施設の一体的・横断的な維持管理・利活用の検討など、公園のさらなる魅力向上に向けた取組やその経過の追加

- (オ) 整備手順・スケジュールの見直し(最新の状況の反映とPFI事業との整合性)

- (カ) 「等々力緑地再編整備実施計画」改定案のとりまとめ

- イ 事業手法等の検討

- (ア) 緑地内(施設)維持管理、再編整備に係る事業手法、事業範囲及び事業期間の検討

- (イ) 設置可能な民間収益施設等の事業手法、事業範囲及び事業期間の検討

- (ウ) ネーミングライツ、プロフィットシェア等、市の収入確保策の検討

- (エ) 民活手法導入に係る関係法令等との整合性の検討

- (オ) 全体事業費の算定

別途発注する「等々力緑地再編整備概略設計業務委託」で算出された概算整備費、維持管理費等をもとに、全体事業費を算定する。

- (カ) VFMの算定及び収支シミュレーション

民間活力を導入した場合のPSCやPFI-LLCCの算定に加え、既存の「等々力緑地再編整備実施計画」をこれまでの事業手法(市直営等)で継続した場合の市の財政負担額を算出し、事業実施に伴う市の財政負担額の低減の効果を明らかにし、その評価を行う。

- (キ) 事業者選定方式の検討

- (ク) PFI等民間活力を導入した場合の評価及びとりまとめ

- ウ 要求水準書案の作成

今後のPFI導入を見据え、次のとおり要求水準書案を作成するものとする。

- (ア) 前提条件の整理

特定事業選定のための前提条件の整理を行う。

- (イ) 要求水準書案の作成

民間事業者の創意工夫、ノウハウを最大限発揮できるような要求水準書案を作成する。

- エ 審議会等の運営支援

- (ア) 附属機関である「川崎市等々力緑地再編整備計画推進委員会」への出席及び各回で使用する資料(諮問案、諮問案関連資料)及び議事録の作成を行う。(開催回数5回程度)

- (イ) 緑地内施設の利用団体との調整の場である、「(仮称)関係団体連絡調整会議」への出席及び各回で使用する資料及び議事録の作成を行う。(開催回数5回程度)

- (4) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

- (5) 履行場所

川崎市川崎区駅前本町12番地1

川崎駅前タワー・リパークビル17階

川崎市建設緑政局等々力緑地再編整備室 他

(6) 事業委託料

31,427,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)を上限とします。

2 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の各号に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われていないこと、または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (3) 業務の履行に関し、各種関係法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらの証明等を受けていること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団またはその構成員の利益になる活動を行っていないこと。
- (5) 過去10年の間に、国または地方公共団体において、次の業務の履行が完了していること。(アからウ全て)
 - ア 10ヘクタール以上の都市公園における、PPP事業の導入可能性調査業務及びPFI事業のアドバイザー業務
 - イ 陸上競技場、アリーナ、プール、ペDESTリアンデッキ、雨水貯留施設の計画策定(改定)の業務(陸上競技場、アリーナ、プール、ペDESTリアンデッキ、雨水貯留施設のうち1施設でも可とする。)
 - ウ 陸上競技場、アリーナ、プールを含む、10ヘクタール以上の都市公園全体の計画策定(改定)の業務

(6) 連絡調整を円滑に行うため、神奈川県内または東京都内に、本社もしくは本店、支店、支社、営業所等の事務所を有すること。

(7) 当該契約年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「20 調査・測定」に登録があること。
(業者登録申請中の場合、受託候補者の特定までに登録されていれば要件を満たす者とする。)

3 担当部署及び問い合わせ先

川崎市建設緑政局等々力緑地再編整備室事業推進担当
藤田、阿部

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎駅前タワー・リパークビル17階
電 話 044-200-2408(直通)
F A X 044-200-3973
電子メール 53todose@city.kawasaki.jp

4 企画提案の流れ

(1) スケジュール

内 容	期間等
仕様書・実施要領等の公表	令和2年3月6日(金)
参加意向申出書等の提出	令和2年3月6日(金)から令和2年3月13日(金)までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで(正午～午後1時を除く。)
質問書の受付	令和2年3月6日(金)から令和2年3月16日(月)午後5時まで
参加資格確認結果通知発送	令和2年3月18日(水)
質問書に対する回答	令和2年3月19日(木)
企画提案書受付	令和2年3月18日(水)から令和2年3月24日(火)までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで(正午～午後1時を除く。)
書類審査	令和2年3月25日(水)から令和2年3月27日(金)まで ※ヒアリング審査を行う事業者を選定し、審査結果を速やかに通知します。なお、企画提案書提出者が3者以内であった場合、下記ヒアリング審査日までの間に、書類審査とヒアリング審査を同時に行います。
ヒアリング審査(予定)	令和2年3月31日(火)
選定結果の通知(予定)	令和2年4月6日(月)
業務委託契約締結(予定)	令和2年4月8日(水)

(2) 参加意向申出書等の提出

郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)もしくは持参により次の資料(各1部)を提出してください。

ア 提出書類

(ア) 参加意向申出書(本市のHPからダウンロードして御使用ください。なお、不明な場合は上記3の等々力緑地再編整備室担当あてお問い合わせください。)

(イ) 誓約書(上記2に記載した事項についての誓約書になります。本市のHPからダウンロードして御使用ください。)

(ウ) 過去10年の間に、国または地方公共団体において、次の業務の履行が完了していることを証する書類(aからc全て)

- a 10ヘクタール以上の都市公園における、PPP事業の導入可能性調査業務及びPFI事業のアドバイザー業務
- b 陸上競技場、アリーナ、プール、ペDEST

リアンデッキ、雨水貯留施設の計画策定(改定)の業務(陸上競技場、アリーナ、プール、ペDESTリアンデッキ、雨水貯留施設のうち1施設でも可とする。)

c 陸上競技場、アリーナ、プールを含む、10ヘクタール以上の都市公園全体の計画策定(改定)の業務

(エ) 神奈川県内または東京都内に、本社もしくは本店、支店、支社、営業所等の事務所を有することを証する書類

イ 提出期間

令和2年3月6日(金)から令和2年3月13日(金)までの期間の午前8時30分から午後5時まで(閉庁日及び正午~午後1時を除く。)(郵送の場合は令和2年3月13日(金)午後5時までに必着)

ウ 提出先

3に同じ

(3) 質問書の受付及び質問書に対する回答

企画提案に関する質問は、令和2年3月6日(金)から令和2年3月16日(月)午後5時までの期間に、上記3の等々力緑地再編整備室担当あて電子メール(添付文書がある場合にはMicrosoft Word形式、A4版縦・横書き)で送付してください。

回答は令和2年3月19日(木)に、全ての参加意向申出書の提出者に対し電子メールにて回答いたします。

(4) 参加資格確認結果通知の発送

令和2年3月18日(水)に、参加意向申出書の提出者あて、参加資格確認結果通知を郵送します。また、参加資格要件を満たす者には、関係書類提出要請書も併せて郵送します。

(5) 企画提案書の提出

参加資格を有する者は、次の期日までに必要書類を郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)もしくは持参により提出してください。

ア 提出期間

令和2年3月18日(水)から令和2年3月24日(火)までの期間の午前8時30分から午後5時まで(閉庁日及び正午~午後1時を除く。)(郵送の場合は令和2年3月24日(火)午後5時までに必着)

イ 提出先

3に同じ

ウ 提出書類

- (ア) 企画提案書
- (イ) 見積書
- (ウ) 実施体制及び配置予定人員

(エ) 過去の実績

(4(2)ア「提出書類」の(ウ)と同じ書類を改めて御提出ください。)

エ 注意事項

(ア) 提出書類は、正1部と副10部をそれぞれ製本し、提出してください。

(イ) 用紙はA4版縦・横書きとし、左上1か所で綴じてください。

(ウ) 提出された提案書類は返却しません。

(エ) 提出後、提案者側からの提案書類の差し替え及び追加はできません。

(オ) 提案書類については、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容全てが契約に反映されるとは限りません。

(カ) 提出後、当市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

5 審査方法

(1) 審査方法

提出された企画提案書類の審査及びヒアリング審査を実施します。

(2) 書類審査の実施

提出された企画提案書等に対し書類審査を実施し、評価の高い者3者程度を書類審査通過者として選定し、ヒアリング審査の対象者とします。書類審査の結果は、審査終了後、速やかに提案のあった全ての事業者へ通知します。

また、書類審査通過者に対して、ヒアリング審査の日程等を併せて通知します。

ただし、企画提案書提出者が3者以内であった場合は、書類審査及びヒアリング審査を同時に実施します。その場合には、書類審査の前に提案のあった全ての事業者へ、審査の日程等を通知します。

(3) ヒアリング審査の実施

選定評価委員会において、提案内容を説明(プレゼンテーション)していただきます。

ア 日時(予定)

令和2年3月31日(火)
時間は調整の上、個別に連絡します。

イ 場所(予定)

川崎市役所第4庁舎 4階 第5会議室
川崎市川崎区宮本町3番地3

ウ 提案時間

事前に提出いただいた企画提案書に基づき、20分程度で提案説明を行っていただき、その後10分程度質疑応答を行います。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は各提案事業者につ

き3名以内とします。

(4) 選定結果の通知(予定)

令和2年4月6日(月)

6 プロポーザル参加資格の喪失

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 「2参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) 提出書類等の内容に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出方法、提出先に適合しないとき

7 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 改定された「等々力緑地再編整備実施計画」に基づき、今後、整備・運営の事業を実施する場合、要求水準書案の作成を含む本業務の受注により、当事業への事業参画ができなくなる恐れがあります。
- (4) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

8 参考資料

企画提案書類の作成の際に、必要に応じて活用してください。

(1) 等々力緑地について

[http://www.city.kawasaki.jp/shisetsu/category/30-11-0-0-0-0-0-0-0.html](http://www.city.kawasaki.jp/shisetsu/category/30-11-0-0-0-0-0-0-0-0.html)

(2) 等々力緑地再編整備について

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-8-5-0-0-0-0-0-0-0.html>

(3) 等々力緑地のマーケットサウンディング実施について

<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000101739.html>

(4) 等々力緑地再編整備事業におけるPFI法に基づく民間提案の提出について

<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000105291.html>

(5) 等々力緑地再編整備事業におけるPFI法に基づく民間提案に対する審査講評について

<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000110985.html>

(6) 等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針について

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/press/530/0000114869.html>

川崎市公告第280号

等々力緑地再編整備概略設計業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和2年3月6日

川崎市長 福田紀彦

1 公募型企画提案の概要

(1) 件名

等々力緑地再編整備概略設計業務委託

(2) 目的

等々力緑地では、都市公園法の一部改正や、民間事業者からのPFI法に基づく民間提案の提出、令和元年東日本台風による浸水被害等の発生など、緑地を取り巻く大きな状況の変化が生じていることから、こうした課題に対する本市の取組の方向性や今後の検討の進め方を示した「等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針」(令和2年2月策定)に基づき、別途発注する既存の「等々力緑地再編整備実施計画」(平成23年3月策定)の改定作業に向けての基礎的検討を目的として、将来を見据えながら等々力緑地のランドスケープの検討を行うもの。

(3) 業務内容

ア 再編整備計画の改定に向けた考え方の整理

等々力緑地再編整備方針について、自然災害リスクの高まりや新たな課題等を踏まえて整理する。次に、等々力緑地再編整備基本構想に定めた再編整備の進め方「段階的な再編整備の推進」や「公園の基本的な考え方」における「施設の基本的なあり方等」を見直すことにより、再編整備実施計画の改定に向けた考え方を整理する。

イ 30年後の公園像の整理

改定における考え方を整理した上で、民間提案等を踏まえた30年後の公園像を整理する。30年後の計画平面図を作成するとともに、計画平面図のうち公園の顔となる場所を3箇所選定し、パース図を作成すること。

計画改定の必要性が理解できるように現在の計画と改定した場合と比較できるように施設の整備状況、防災・減災の役割、維持管理の状況、財政負担、行政計画との整合性、利用者団体との調整など項目ごとにメリット・デメリットを整理すること。なお、実現にあたって、規制の変更等が必要となる場合については、解決に向けた考え方も併せて整理すること。

ウ 30年後の公園像に合せたゾーニング図の作成

30年の後の公園像に合せた公園のゾーニング図を作成すること。ゾーニングした上で、主要な施

設の配置イメージや動線計画を作成すること。

エ 30年後の公園像に向けた施設の整理

30年後の公園像の実現に向けて必要となる基盤施設を検討し、公共負担により整備・改修する施設、民間負担により整備する施設、自由提案により整備する施設について整理する。なお、整理にあたっては、等々力緑地におけるマーケットサウンディングの実施結果（平成31年1月公表）やPFI法に基づく民間提案（平成31年2月提出）の内容（導入予定施設等）、パブリックコメント手続実施結果（令和2年2月公表）等の（用途・規模など）を踏まえ、整理すること。

- (ア) 基盤施設の整理（敷地造成、園路、広場）
 - (イ) 公共負担により整備（改修）する施設（陸上競技場、野球場、体育館、サッカー場、プール、遊具、トイレ）の整理
 - (ウ) 民間負担により整備する施設（球技専用スタジアム、テニスコート、飲食店、駐車場、室内遊び場など）
 - (エ) 自由提案施設（体験学習施設（パークラボ、エデュケーションセンター））
- オ 上記エを踏まえた、関係法令・行政計画上の整理等
- (ア) 現再編整備実施計画との整合性に対応方法
 - (イ) 陸上競技場第2期整備整備計画との整合性に対応方法
 - (ウ) 緑の基本計画等上位計画との整合性に対応方法
 - (エ) 都市公園法との整合性に対応方法
 - (オ) 都市計画法との整合性に対応方法
 - (カ) 環境影響評価法との整合性に対応方法
 - (キ) 公園周辺施設に係る関係法令等との整合性に対応方法
 - (ク) 庁内関係部局意見との整合性に対応方法
 - (ケ) 公園利用団体、周辺住民意見との整合性に対応方法
 - (コ) リニア等、緑地及び緑地周辺地区における整備との整合性に対応方法
 - (サ) その他関係法令・行政計画との整合性に対応方法
- カ 再編整備に向けたハード面における課題検討
- (ア) 令和元年東日本台風等、近年の自然災害リスクの高まりを踏まえた緑地の役割の検討
 - (イ) 基盤、給排水等の現状と再編整備後の課題検討（電気、ガス、水道、下水、情報インフラ等の現況合わせ図の作成（既存資料の年次更新をすること。））
 - (ウ) 大規模施設の撤去・設置検討（アリーナ、ミュージアム等、既存施設の撤去

及び新規施設の設置に係る技術的課題の整理、ライフサイクルコストの算出、コストの算定

- (エ) 緑地内及び周辺における交通状況の現状と対応検討
 - a 既往調査資料の整理と課題抽出（渋滞発生個所、駐車場利用における課題等）
 - b 交通アクセスの改善検討として、東急株式会社から提案された資料や公表の協力を得た情報を基に改善案を作成するものとする。
 - (オ) 釣り池の再整備に向けた課題検討
 - a 水質改善策
 - b 埋立を想定した場合にかかる技術的課題の整理、埋立コストの算定
 - (カ) 等々力水処理センター上部の施設設置に向けた検討
 - 技術的課題の整理、コスト算定
 - (キ) 民間収益施設の設置に向けた検討
 - 技術的課題の整理、コスト算定
- キ 運営状況の整理及び一体管理に向けた課題検討
- (ア) 現指定管理施設の運営管理状況（業務内容、人員配置、収支等）
 - (イ) 現市直営施設の運営管理状況（業務内容、人員配置、収支等）
 - (ウ) 現再編整備中施設の管理運営状況（業務内容、人員配置、収支等）
 - (エ) その他緑地内施設の実施状況（駐車場、売店等）（業務内容、人員配置、収支等）
 - (オ) 一体管理に向けた課題検討
- ク 再編整備マスタープラン図の作成
- (ア) 上記検討をふまえた、再編整備平面プランの検討
 - (イ) 歩行者動線、車両動線の見直し
 - ケ 整備手順及び整備スケジュールの見直し
 - アからクまでの業務を踏まえて想定される、整備手順及び整備スケジュールの見直しを行う。
 - (ア) 整備手順の方針検討
 - (イ) 整備の手順（ステップ図）
 - (ウ) 整備スケジュール
- コ 公園概略設計
- (ア) 与条件の細部検討
 - (イ) 諸施設の検討及び設定
 - (ウ) 概略設計図の作成
 - (エ) 概算数量及び概算金額の算出
- (4) 履行期間
契約締結日から令和3年3月31日まで
- (5) 履行場所
川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎駅前タワー・リパークビル17階

川崎市建設緑政局等々力緑地再編整備室 他

(6) 事業委託料
69,993,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)を上限とします。

2 参加資格
参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の各号に該当しないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われていないこと、または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われていないこと。

(3) 業務の履行に関し、各種関係法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらの証明等を受けていること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団またはその構成員の利益になる活動を行っていないこと。

(5) 過去10年の間に、国または地方公共団体において、次の業務の履行が完了していること。(アからウ全て)
ア 10ヘクタール以上の都市公園における、PPP事業の導入可能性調査業務
イ 陸上競技場、アリーナ、プール、ペDESTリアンデッキ、雨水貯留施設の概略設計の業務(陸上競技場、アリーナ、プール、ペDESTリアンデッキ、雨水貯留施設のうち1施設でも可とする。)
ウ 陸上競技場、アリーナ、プールを含む、10ヘクタール以上の都市公園全体の概略設計の業務

(6) 連絡調整を円滑に行うため、神奈川県内または東京都内に、本社もしくは本店、支店、支社、営業所等の事務所を有すること。

(7) 当該契約年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「12 建設コンサルタント」に登録があること。(業者登録申請中の場合、受託候補者の特定までに登録されていれば要件を満たす者とする。)

3 担当部署及び問い合わせ先
川崎市建設緑政局等々力緑地再編整備室事業推進担当
藤田、阿部
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎駅前タワー・リパークビル17階
電 話 044-200-2408(直通)
F A X 044-200-3973
電子メール 53todose@city.kawasaki.jp

4 企画提案の流れ

(1) スケジュール

内 容	期間等
仕様書・実施要領等の公表	令和2年3月6日(金)
参加意向申出書等の提出	令和2年3月6日(金)から令和2年3月13日(金)までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで(正午～午後1時を除く。)
質問書の受付	令和2年3月6日(金)から令和2年3月16日(月)午後5時まで
参加資格確認結果通知発送	令和2年3月18日(水)
質問書に対する回答	令和2年3月19日(木)
企画提案書受付	令和2年3月18日(水)から令和2年3月24日(火)までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで(正午～午後1時を除く。)
書類審査	令和2年3月25日(水)から令和2年3月27日(金)まで※ヒアリング審査を行う事業者を選定し、審査結果を速やかに通知します。なお、企画提案書提出者が3者以内であった場合、下記ヒアリング審査日までの間に、書類審査とヒアリング審査を同時に行います。
ヒアリング審査(予定)	令和2年3月31日(火)
選定結果の通知(予定)	令和2年4月6日(月)
業務委託契約締結(予定)	令和2年4月8日(水)

(2) 参加意向申出書等の提出

郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)もしくは持参により次の資料(各1部)を提出してください。

ア 提出書類

(ア) 参加意向申出書(本市のHPからダウンロードして御使用ください。なお、不明な場合は上記3の等々力緑地再編整備室担当あてお問い合わせください。)

(イ) 誓約書(上記2に記載した事項についての誓約書になります。本市のHPからダウンロードして御使用ください。)

(ウ) 過去10年の間に、国または地方公共団体において、次の業務の履行が完了していることを証する書類(aからc全て)

a 10ヘクタール以上の都市公園における、PPP事業の導入可能性調査業務

b 陸上競技場、アリーナ、プール、ペDESTリアンデッキ、雨水貯留施設の概略設計の業

務(陸上競技場、アリーナ、プール、ペDESTリアンデッキ、雨水貯留施設のうち1施設でも可とする。)

c 陸上競技場、アリーナ、プールを含む、10ヘクタール以上の都市公園全体の概略設計の業務

(エ) 神奈川県内または東京都内に、本社もしくは本店、支店、支社、営業所等の事務所を有することを証する書類

イ 提出期間

令和2年3月6日(金)から令和2年3月13日(金)までの期間の午前8時30分から午後5時まで(閉庁日及び正午～午後1時を除く。)

(郵送の場合は令和2年3月13日(金)午後5時までに必着)

ウ 提出先

3に同じ

(3) 質問書の受付及び質問書に対する回答

企画提案に関する質問は、令和2年3月6日(金)から令和2年3月16日(月)午後5時までの期間に、上記3の等々力緑地再編整備室担当あて電子メール(添付文書がある場合にはMicrosoft Word形式、A4版縦・横書き)で送付してください。

回答は令和2年3月19日(木)に、全ての参加意向申出書の提出者に対し電子メールにて回答いたします。

(4) 参加資格確認結果通知の発送

令和2年3月18日(水)に、参加意向申出書の提出者あて、参加資格確認結果通知を郵送します。また、参加資格要件を満たす者には、関係書類提出要請書も併せて郵送します。

(5) 企画提案書の提出

参加資格を有する者は、次の期日までに必要書類を郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)もしくは持参により提出してください。

ア 提出期間

令和2年3月18日(水)から令和2年3月24日(火)までの期間の午前8時30分から午後5時まで(閉庁日及び正午～午後1時を除く。)

(郵送の場合は令和2年3月24日(火)午後5時までに必着)

イ 提出先

3に同じ

ウ 提出書類

(ア) 企画提案書

(イ) 見積書

(ウ) 実施体制及び配置予定人員

(エ) 過去の実績

(4(2)ア「提出書類」の(ウ)と同じ書類を改めて御提出ください。)

エ 注意事項

(ア) 提出書類は、正1部と副10部をそれぞれ製本し、提出してください。

(イ) 用紙はA4版縦・横書きとし、左上1か所で綴じてください。

(ウ) 提出された提案書類は返却しません。

(エ) 提出後、提案者側からの提案書類の差し替え及び追加はできません。

(オ) 提案書類については、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容全てが契約に反映されるとは限りません。

(カ) 提出後、当市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

5 審査方法

(1) 審査方法

提出された企画提案書類の審査及びヒアリング審査を実施します。

(2) 書類審査の実施

提出された企画提案書等に対し書類審査を実施し、評価の高い者3者程度を書類審査通過者として選定し、ヒアリング審査の対象者とします。書類審査の結果は、審査終了後、速やかに提案のあった全ての事業者へ通知します。

また、書類審査通過者に対して、ヒアリング審査の日程等を併せて通知します。

ただし、企画提案書提出者が3者以内であった場合は、書類審査及びヒアリング審査を同時に実施します。その場合には、書類審査の前に提案のあった全ての事業者へ、審査の日程等を通知します。

(3) ヒアリング審査の実施

選定評価委員会において、提案内容を説明(プレゼンテーション)していただきます。

ア 日時(予定)

令和2年3月31日(火)

時間は調整の上、個別に連絡します。

イ 場所(予定)

川崎市役所第4庁舎 4階 第5会議室
川崎市川崎区宮本町3番地3

ウ 提案時間

事前に提出いただいた企画提案書に基づき、20分程度で提案説明を行っていただき、その後10分程度質疑応答を行います。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は各提案事業者につき3名以内とします。

(4) 選定結果の通知 (予定)

令和2年4月6日(月)

6 プロポーザル参加資格の喪失

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 「2参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) 提出書類等の内容に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出方法、提出先に適合しないとき

7 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 改定された「等々力緑地再編整備実施計画」に基づき、今後、整備・運営の事業を実施する場合、本業務の受注をもって、当該事業への事業参画を妨げないものとします。
- (4) 当該落札決定の効力は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

8 参考資料

企画提案書類の作成の際に、必要に応じて活用してください。

(1) 等々力緑地について

<http://www.city.kawasaki.jp/shisetsu/category/30-11-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 等々力緑地再編整備について

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-8-5-0-0-0-0-0-0-0.html>

(3) 等々力緑地のマーケットサウンディング実施について

<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000101739.html>

(4) 等々力緑地再編整備事業におけるPFI法に基づく民間提案の提出について

<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000105291.html>

(5) 等々力緑地再編整備事業におけるPFI法に基づく民間提案に対する審査講評について

<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000110985.html>

(6) 等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針について

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/press/530/0000114869.html>

川崎市公告第281号

農工商等連携推進事業実施委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和2年3月9日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 件 名 農工商等連携推進事業実施委託
- (2) 委託期間 契約締結日～令和3年3月19日
- (3) 参考価格 6,568,122円(消費税及び地方消費税含む)

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 事業実施に関わるノウハウと実績がある者
- (2) 法人格を有する者
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (5) 企画提案会期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種・種目「99その他業務 01イベント」に登録されていること
なお、当該名簿への登録において、意向申出者が参加意向申出書を提出した時点で当該契約に対応するとして定めた業種・種目(「99その他業務 01イベント」)に登録申請中である場合には、受託候補者を特定する期日(企画提案会)までに当該業種・種目に登録されていることを条件として、その者の提案資格を満たしているものとする
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (7) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (8) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しない者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 企画提案の視点・内容
- (2) 提案内容の工夫
- (3) 事業実施体制
- (4) 提案内容の実行可能性
- (5) 経費の妥当性

4 担当部局

川崎市経済労働局都市農業振興センター農業振興課
〒213-0015

神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7

JAセレスカ梶ヶ谷ビル2階

電話(直通) 044-860-2462

FAX 044-860-2464

メールアドレス 28nogyo@city.kawasaki.jp

- 5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所
 - (1) 配付期間 令和2年3月9日(月)～3月18日(水)17時(土曜日、日曜日を除く)
 - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- 6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法
 - (1) 受付期限 令和2年3月9日(月)～3月18日(水)17時(土曜日、日曜日を除く)
 - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
 - (3) 提出方法 持参又は郵送(必着)
- 7 企画提案書の受付期間、場所及び方法
 - (1) 受付期間 令和2年4月2日(木)～4月13日(月)17時(土曜日及び日曜日を除く)
 - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
 - (3) 提出書類 企画提案書(6部)、見積書(6部)、会社概要(6部)、定款等応募する団体又は企業の事業内容がわかるもの(1部)、直近の決算書(1部)
 - (4) 提出方法 持参又は郵送(必着)
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 9 契約書作成の要否
要する
- 10 関連情報を入手するための照会窓口
4と同じ
- 11 その他必要と認める事項
 - (1) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
 - (2) その他
 - ア 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。
 - イ 応募にあたっては、本公募型企画提案実施要領をご一読ください。
仕様書に定める項目以外に、創意工夫による独自の提案等があったときは、市と協議のうえ契約内容に加味する場合があります。
 - ウ 民法の一部改正等に伴う川崎市契約約款の改正のお知らせをご一読ください。
 - エ 選定結果の発送は令和2年4月21日(火)を予定しており、文書により全ての参加者に通知します。電話等による問合せには一切応じません。

川崎市公告第282号

公募型プロポーザル方式の実施について、次のとおり公告します。

令和2年3月9日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 件名
令和2年度ストレスチェック実施業務委託
- 2 委託期間
契約締結日から令和3年3月31日まで
- 3 委託内容
 - (1) 川崎市職員のストレスチェック実施
 - (2) 個人及び組織の結果分析及び報告
 - (3) 職場環境改善の取組支援
- 4 参加資格
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 企画提案書に関するプレゼンテーション実施時において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に登録されていること。
 - (4) 過去5年間に、自治体、民間事業者等における同種業務の実績を有すること。
 - (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)によるプライバシーマークを付与されている又は個人情報保護の対策が具体的に示されていること。
 - (6) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。
 - (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
 - (8) 川崎市暴力団排除条例(平成24年3月19日条例第5号)第7条に基づく、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- 5 参加意向申出書の配布、提出及び問合せ先
 - (1) 配布・提出場所
〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9
川崎御幸ビル6階
総務企画局人事部職員厚生課
 - (2) 配布・提出期間
令和2年3月9日(月)から令和2年3月16日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
 - (3) 提出書類
 - ア 参加意向申出書(様式1)
 - イ 契約実績を確認できる契約書等の写し
 - (4) 提出方法

郵送又は持参 ※郵送の場合、令和2年3月16日
(月)午後5時必着

6 提案資格確認結果通知書の交付

令和2年3月18日(水)に、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録したメールアドレスに送付します。なお、提案資格がないという通知を受けた参加者は、通知日から30日以内において、書面によりその理由について説明を求めることができます。

7 質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和2年3月18日(水)から令和2年3月23日(月)まで

(2) 質問方法

質問書(様式2)により、電子メールにて送信してください。また、送信後に電話で事務局に質問書が到達したことを確認してください。

(3) 質問に対する回答

令和2年3月26日(木)までに、参加資格がある全ての者に電子メールで回答します。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出先

5(1)と同じ

(2) 提出期間

令和2年3月30日(月)から令和2年4月6日(月)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出書類及び部数

ア 企画提案書 10部

イ 経費見積書 1部

(4) 提出方法

郵送又は持参

※郵送の場合、令和2年4月6日(月)午後5時必着

9 企画提案会(プレゼンテーション)

企画提案書が6者以上から提出された場合は、プロポーザル評価委員会が企画提案書に基づき事前審査を行い、提案者(原則として5者)を選定します。事前審査を行った場合の選定結果は、令和2年4月22日(水)までに通知します。

(1) 日程

令和2年4月24日(金)午後1時から午後5時まで(予定)

(2) 場所

川崎市役所本庁舎周辺会議室(予定)

(3) プレゼンテーションについて

統括責任者又は担当者を含む2名以内の出席により各社約30分(説明20分、質疑応答10分)

(4) 評価について

ア 次の項目につき本提案に係るプロポーザル評価委員会が数値化して採点し、最高得点を得た者を受託候補者とする。

イ 評価項目

提案内容

業務実施体制及び実績

実施内容

調査結果の報告とフォローアップ

経費見積

10 その他

(1) 事業概算額(参考)

23,568,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)を上限とします。

(2) 書類作成及び提出に要した費用は、応募者の負担になります。

(3) 企画提案は1社につき1案とします。

(4) 本企画提案手続に関して、本市において作成した資料は本市の了解なく公表又は使用することはできません。

11 事務局

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1-8-9川崎御幸ビル6階

総務企画局人事部職員厚生課

電 話 044(200)3470

E-mail 17kosei@city.kawasaki.jp

川崎市公告第283号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月9日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	市道長沢線舗装道補修(切削)工事
	履行場所	川崎市多摩区三田5丁目9087番地先
	履行期限	契約の日から120日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。	

参加資格	<p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年3月24日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します</p>

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	令和2年度登戸土地区画整理事業都市計画道路登戸2号線他道路築造（電線共同溝）工事
	履行場所	川崎市多摩区登戸3420番地先
	履行期限	契約の日から令和2年12月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	

入札日時等	令和2年4月3日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します

川崎市公告第284号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
西生田中継所他の電気需給に関する契約
- (2) 納入場所
川崎市多摩区西生田5丁目28-1
(川崎市西生田中継所) ほか
- (3) 納入期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 調達概要
上記期間内における単価納入契約の締結
調達見込数量 約76,955キロワット時

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」、種目「電気供給」に登録されていること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入するとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
総務企画局危機管理室
電 話 044-200-2856(直通)
F A X 044-200-3972
E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和2年3月10日(火)から令和2年3月13日(金)の午前8時30分から午後5時まで及び令和2年3月16日(月)の午前8時30分から正午までとします。ただし、平日の正午から午後1時00分までを除きます。
- (3) 提出物
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 電気事業法に基づき一般電気事業者又は特定規模電気事業者であることを確認できる許可証等の写し
ウ 川崎市環境配慮電力入札実施要綱に基づく通知書(電気事業者用)の写し
上記イ、ウの書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。なお、提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。
- (4) その他
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に入札説明書及び仕様書を電子メールで送信します。また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において上記3(2)の期間中縦覧に供します。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和2年3月18日(水)午前8時30分から午後5時00分まで

ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日までに電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和2年3月10日(火)から令和2年3月13日(金)の午前8時30分から午後5時15分まで及び令和2年3月16日(月)から令和2年3月18日(水)の午前8時30分から正午までとします。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び平日の正午から午後1時00分までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。質問書を送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

(5) 回答方法

令和2年3月23日(月)までに、入札参加資格を有する者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

入札金額は予定使用電力量に対する総価(消費税

及び地方消費税を含まない。)で行います。また、金額の算定にあたっては、次の項目を考慮した上で算出してください。

ア 契約電力の基本料金単価及び電力量料金単価を基に総価を算出してください。なお、基にした単価により契約を締結するものとします。

イ 入札金額の積算に力率の要素を加味する場合、その力率は90パーセントとします。

ウ 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとします。

(2) 入札書の提出持参とします。

ア 提出日時

令和2年3月25日(水) 午前11時00分

イ 提出場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

災害対策本部事務局室

(3) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

「7(2)ア 提出日時」に同じ。

イ 開札場所

「7(2)イ 提出場所」に同じ。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め

るところによります。

- (2) この調達契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 入札説明会は開催しません。
- (5) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第285号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和2年度同報系防災行政無線システム定期点検及び保守業務委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区東田町5番地4
市役所第3庁舎7階ほか
- (3) 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 業務概要
川崎市が設置している同報系防災行政無線設備の機能維持及び安全性確保のため、各部電圧測定、動作確認、点検、調整、修理、消耗部品交換及び保守等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、無線設備に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577
川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 災害システム担当

電話 044-200-2856 (直通)

F A X 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年3月10日(火)から令和2年3月13日(金)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和2年3月16日(月)の午前8時30分から正午までとします。ただし、平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和2年3月18日(水)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和2年3月10日(火)から令和2年3月18日(水)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和2年3月19日(木)午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。
(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

- ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp
- イ FAX 044-200-3972
- ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

5) 回答方法

令和2年3月23日(月)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

- ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の消費税抜きの金額を入札書に記載してください。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 入札日時 令和2年3月25日(水)
午前10時00分
- イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価

格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手續き等

次により、契約を締結します。ただし、当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
- イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「公契約関係」を御覧ください。また、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第286号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度防災行政無線システム運用・保守支援

業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4
市役所第3庁舎7階ほか

(3) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 業務概要

入札説明書による。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2年間で2件以上、無線設備の点検、保守等に関する契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、一般競争入札参加資格確認申請書、「2(4)」の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 災害システム担当

電話 044-200-2856

FAX 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年3月10日(火)から令和2年3月13日(金)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和2年3月16日(月)の午前8時30分から正午までとします。ただし、平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会、現地調査及び入札説明書

(1) 入札説明会及び現地調査

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。ま

た、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和2年3月18日(水)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和2年3月10日(火)から令和2年3月18日(水)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和2年3月19日(木)午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。
(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和2年3月23日(月)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各

号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の消費税抜きの金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和2年3月25日(水)
午前10時30分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手續き等

次により、契約を締結します。ただし、当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札・契約関連情報」配下の「特定契約(公契約)に関する情報」を御覧ください。また、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報入手するための窓口「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第287号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市認知症等行方不明者SOSネームプリント
関係業務委託

(2) 履行場所

川崎市徘徊高齢者等SOSネットワーク事業実施要綱に基づき福祉事務所長が利用決定した対象者宅及び受注者が用意した業務実施場所

(3) 完了期限

令和3年3月31日(水)限り

(4) 業務概要

詳細は入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (4) 過去2年間で地方公共団体において類似の契約実績があること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が実施するプライバシーマーク制度の「プライバシーマーク」の使用許諾事業者として認定されていること。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書類を提出しなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒212-0013
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館 10階
健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課
芳賀
電 話 044-200-2911 (直通)
F A X 044-200-3926
E-mail 40zaitak@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和2年3月10日(火)から令和2年3月16日(月)までの午前8時30分から正午及び午後1時00分から午後5時00分までとします。
- (3) 提出方法
持参とします。
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会
上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。
- (1) 日時
令和2年3月19日(木)午前8時30分から正午まで及び午後1時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所
3(1)に同じ
- (3) 入札説明書の交付
入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。URL <http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。
- (4) 入札説明会

- 実施しません。
- 5 仕様に関する問い合わせ
(1) 問い合わせ先
3(1)に同じ
(2) 質問受付期間
令和2年3月19日(木)から令和2年3月23日(月)までの午前8時30分から正午及び午後1時00分から午後5時00分までとします。
(3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
(4) 質問受付方法
電子メールによります。
電子メール 40zaitak@city.kawasaki.jp
(5) 回答方法
令和2年3月24日(火)全社に文書(電子メール)にて送付します。
(6) その他
(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、F A Xによります。
F A X 044-200-3926
- 6 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手續等
(1) 入札方法
ア 入札は、利用者1件当たりの月額で行います。
イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額でもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
(2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札日時 令和2年3月26日(木)午後2時00分
イ 入札場所 〒212-0013
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館 10階
会議室 10E
(3) 入札書の提出方法
持参とします。
(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます

(5) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本業務にかかる予算の議決を要します。

10 見込件数

(1) SOSネームプリントの作成見込件数 921件

(2) サービス利用の意向確認見込件数 800件

川崎市公告第288号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度川崎市感染症対策コールセンター業務委託

(2) 履行場所

健康福祉局保健所感染症対策課指定場所

(3) 履行期間

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで

(4) 委託概要

本市の新型コロナウイルスを含めた感染症対策に関する市民、医療機関及び施設等からの問い合わせに対応するコールセンター業務を委託する。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に登載されていること。

(4) 過去5年間に本市又はその他官公庁で、類似の契約履行実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争参加の申込をしなければなりません。

(1) 配付・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階

健康福祉局保健所感染症対策課

担当 清田(セイタ)

電話 044-200-2440 F A X 044-200-3928

E-mail 40kansen@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和2年3月10日(火)から令和2年3月16日(月)まで

午前9時から正午及び午後1時から午後5時

(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次のとおり一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登載している場合は、一般競争入札参加確認通知書を電子メールで送付します。

- (1) 交付場所及び問合せ先
3(1)と同じ
- (2) 交付日時
令和2年3月17日(火)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (3) 入札説明書の交付
競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、令和2年3月10日(火)から令和2年3月19日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)縦覧に供する他、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」で閲覧することができます。
- 5 仕様又は入札説明書に関する問合せ
仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次のとおり行います。
- (1) 問合せ先
3(1)と同じ
- (2) 問合せ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する電子メールアドレス宛て送付してください。
- (3) 受付期間
令和2年3月18日(水)午前9時から正午及び午後1時から午後5時
- (4) 回答方法
令和2年3月19日(木)までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。
- 6 入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 上記2に定めるいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法等
- ア 入札書の提出方法
持参とします。
- イ 入札日時
令和2年3月23日(月) 午前9時30分
- ウ 入札場所
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館12階 12C会議室
- エ 入札金額は、総価を記載してください。入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず消費税及び地方消費税を

除いた税抜金額を入札書に記載してください。消費税額及び地方消費税額は、代金支払の際に加算しますので、入札書に記載する総額には含まれないものとします。

- (2) 入札保証金
免除とします。
- (3) 開札の日時
7(1)イと同じ
- (4) 開札の場所
7(1)ウと同じ
- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

- (1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

- (2) 契約書作成の要否

要

- (3) 前払金

否

- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 詳細は、入札説明書のとおりとなります。

- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じ

- (4) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第289号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和2年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

路上喫煙防止重点区域内指定喫煙場所一般廃棄物
収集運搬業務委託

(2) 履行場所

路上喫煙防止重点区域内指定喫煙場所

(3) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 業務概要

路上喫煙防止重点区域内指定喫煙場所から排出さ
れる一般廃棄物の収集運搬業務
詳細は「入札説明書」によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
地域区分「市内」で登録されている者。

(4) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委
託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」、種目
「一般廃棄」で登録されていること。

(5) 収集運搬業の許可を有していること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2
条第2号に規定する暴力団ではないこと。

(7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5
号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配
法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認め
られないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争
入札参加資格確認申請書及び役員等氏名一覧表を提出
しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

川崎市役所 市民文化局市民生活部地域安全推進課
担当：中込

電話 044-200-3839(直通)

FAX 044-200-3869

電子メール 25tiiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年3月10日(火)から令和2年3月16日
(月)までの午前10時から正午まで及び午後1時か

ら午後4時までとします。

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を
提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認
通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格
業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録
している場合は、自動的に電子メールで配信されます。

(1) 日時

令和2年3月17日(火)午後1時から午後5時まで

(2) 場所

3(1)と同じ

(3) 入札説明書の交付

上記3により、一般競争参加入札参加資格確認申
請書を提出した者に無償で入札説明書を交付しま
す。また、入札説明書は3(1)の場所において、3(2)
の期間で縦覧に供します。川崎市業務委託有資格業
者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録
している場合は、確認通知書と一括して自動的に電
子メールで配信します。

5 仕様に関する問い合わせ先

(1) 3(1)と同じ

(2) 質問受付期間

令和2年3月18日(水)午前10時から正午まで及
び午後1時から午後4時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提
出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールまたはFAXに限りです。

電子メール 25tiiki@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-3869

(5) 回答方法

令和2年3月19日(木)に、全社あてに文書(電
子メールまたはFAX)で送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入
札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた
とき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等
について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は廃棄物の収集運搬の単価(税抜き)で行
ないます。また、この金額には委託業務実施に際
して必要となる各種作業・設定・手続き等に係る

一切の費用を含むものとします。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名及び商号又は名称を記載した封筒に封入して持参してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和2年3月27日(金)午後1時30分

イ 入札場所 川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル9階
市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書、役員等氏名一覧表及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第290号

調達に関わる一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 神奈川県国民健康保険被保険者証等作成業務委託

(2) 履行場所 健康福祉局保険年金課及び各区・支所保険年金課(係)

(3) 履行期限 令和2年7月31日限り

(4) 調達概要 印刷物等(台紙、同封物及び専用封筒)を作成し、本市が提供する印字用データにより印字を行い、専用封筒に被保険者世帯毎に封入封緘して納品する。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 平成27年4月1日以降に本市又はその他官公庁において類似の契約(データ印字を含む国民健康保険被保険者証の作成及び被保険者世帯毎の封入封緘業務)の履行実績があり、問題なく履行したこと。

(5) 本市国民健康保険システム(NEC製「COKAS-X」を使用)で取り扱う以下のフォントを正しく印字できる環境を有していること。

ア 川崎市明朝(川崎市独自フォント)

イ 川崎市明朝用外字フォント(川崎市独自フォント)

ウ 川崎市拡張フォント(川崎市独自フォント)

エ 川崎市拡張用外字フォント(川崎市独自フォント)

※上記アからエのフォントを表示するソフトウェアとして「FontAvenue外字コントロール2000」(NEC製)がある。

※上記アからエのフォントファイル(拡張子:.TTF/.TTE)について、配布する。

3 入札参加申込書等の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0005

川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル12階
川崎市健康福祉局医療保険部保険年金課
担当 朝倉
電話 044-200-2111 (代表)
044-200-2636 (直通)
電子メール 40hoken@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年3月10日(火)から令和2年3月16日(月)まで
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土曜日、日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参とします。

(4) 提出書類

- ア 入札参加申込書
 - イ 実績調書
 - ウ 2(4)の実績を確認できる契約書等の写し
- ※平成27年4月1日以降に本市において同内容の業務の履行実績がある場合は、イ及びウの提出は不要です。

(5) その他

入札参加申込書等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードすることもできます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、仕様に関する問い合わせについて記載されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、「3(5)その他」に記載した「入札情報かわさき」の本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和2年3月18日(水)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

7 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

8 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

ア 入札書の提出日時

令和2年4月3日(金)午前11時

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区東田町8番地
パレール三井ビル12階
川崎市健康福祉局医療保険部 会議室(A)

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時

8(1)アに同じ

(4) 開札の場所

8(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)及び「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

※ 川崎市契約約款の改正が予定されています。詳細については上記「入札情報かわさき」内の「民法の一部改正等に伴う川崎市契約約款改正(予定)のお知らせ」を御覧ください。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)

page/0000113377.html)

(5) 議決の要否

当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

川崎市公告第291号

公募型プロポーザル方式の実施について、次のとおり公告します。

令和2年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 件 名

川崎市多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用に向けた社会実験

2 事業概要

川崎市では、平成28年3月に策定した「川崎市新多摩川プラン」を踏まえ、川崎のシンボルである「ふるさとの川・多摩川」の歴史的・文化的資源、そして環境資源を最大限に活かしたにぎわいの場（憩い・遊び・学ぶ）の創出に取り組んでいる。

このうち、丸子橋周辺の河川敷には多くの人がバーベキューに訪れているが、一方では、多様な市民ニーズに対応した賑わいの創出が求められていることから、河川敷の新たな利活用の可能性を検討している。

本社会実験は、民間事業者による水辺の賑わい創出などの可能性を検証し、今後の水辺活用に向けた検討の参考とするために実施するものとする。

3 実施期間

河川法に基づく許可を受けた日から令和2年11月30日まで（運用開始は7月を予定）

4 対象区域

川崎市中原区上丸子八幡町地先

5 事業費

本事業の運営に要する費用は、全て事業者負担とし、本市は、補助金、委託料、その他一切の費用を負担しない。なお、対象範囲の使用料は免除する。

6 事業者の資格

(1) 事業者要件

- ア 財政状況や経営基盤が健全であること。
- イ 事業者は、常に善良なる管理者の注意をもって事業を遂行すること。
- ウ 事業者は、当該事業の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市と協議を行い、認められたもの

については、当該事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

エ 事業者は、関係法令等の規定を遵守すること。

(2) 事業者の役割

ア 社会実験事業の運営主体

イ 敷地及び設置する施設・設備を含めた維持管理と社会実験終了後の原状回復

ウ 事業の運営（利用の手続、料金徴収、苦情対応等）

エ 利用者への周知・広報・利用率向上に向けた取組

オ 行政課題解決に向けた取組

カ 本市の必要とする各種データ（集計・加工を含む）の本市への提供

キ 満足度等に関する利用者へのアンケート調査の実施

ク 事業報告

(3) 事業者の資格

日本国内において、提案内容と類似する事業を実施した実績を有する法人事業者であること。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合の他、以下に定める場合は企画提案参加申込を行うことができないものとする。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない場合

イ 当該業務の企画提案書の提出期限の前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した場合

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした場合で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていない場合

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした場合で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていない場合

オ 直近3事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税を滞納している場合

カ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく、資格停止期間中である場合

キ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止中である場合

ク 川崎市において、都市計画法（昭和43年法律第100号）、その他の関係法令に違反している場合

ケ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等または暴力団密接関係者である場合

※共同企業体として参加する場合は、構成員においても上記参加資格を満たすこと。

(4) 留意事項

ア 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

イ 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。

ウ 企画提案書等の提出期限以降の変更、修正、差し替え又は再提出は認めない。

エ 同一の法人からの複数の企画提案の提出は不可とする。

オ 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について、必要に応じ、川崎市と提案者の協議のうえ修正を依頼する場合がある。

カ 参加資格要件に該当しないことが判明した場合は失格となる。

キ 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に川崎市の承諾を受けることとする。

ク 採用された企画提案書及び関係書類は、必要に応じて外部に開示される場合がある。

また、応募書類は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は同条例第8条第1項第4号の規定に基づき、開示の対象としない。

7 参加手続き

(1) 募集要項の配布

令和2年3月10日（火）から
多摩川施策推進課ホームページにて公表

(2) 参加意向申出書の受付

令和2年3月10日（火）から令和2年3月23日（月）まで
午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）
多摩川施策推進課にて受付

「プロポーザル参加意向申出書（第1号様式）」に所定の事項を記入の上、多摩川施策推進課に持参、郵送又は電子メールにて提出（押印不要）

(3) 質問書の受付、回答まで

令和2年3月10日（火）から令和2年4月3日（金）まで
午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）

「川崎市多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用に向けた社会実験に関する質問書（第2号様式）」に記入の上、多摩川施策推進課に持参、郵送又は電

子メールにて提出

令和2年4月10日（金）までに多摩川施策推進課ホームページ上に回答を掲載

(4) 企画提案書の受付

令和2年4月13日（月）から令和2年4月17日（金）まで
午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）
多摩川施策推進課に持参又は郵送（必着）

ア 「川崎市多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用に向けた社会実験に関する企画提案書（第3号様式）」

※ 要押印（社印であれば実印でなくても可）（正本1部、副本10部）

イ 川崎市多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用に向けた社会実験への応募主体概要書（第4号様式）（正本1部、副本10部）

ウ 川崎市多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用に向けた社会実験事業計画書（第5号様式）（正本1部、副本10部）

エ 川崎市多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用に向けた社会実験施設・設備配置計画書（第6号様式）（正本1部、副本10部）

オ 事業者の概要、担当部署の組織配置（様式自由）（正本1部、副本10部）

カ 同種の事業実績が分かる資料（様式自由）（正本1部、副本10部）

キ 法人の登記事項証明書（正本1部、副本10部）

ク 納税証明書（その1、その2、その3） 直近3事業年度分（正本1部、副本10部）

ケ その他付属資料、添付資料、プレゼンテーション資料等一式（様式自由）（正本1部、副本10部）

※企画提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効または失格とする。

- ・定められた期間内に参加意向申出書を提出していない場合
- ・提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ・提案書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合
- ・会社更生法等の適用申請等契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- ・審査の公平を害する行為があった場合
- ・その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

(5) プレゼンテーション

令和2年4月24日（金） 時間・場所未定（予定）

※注意事項

・紙媒体で提出した企画提案書及び関連資料に基

つきプレゼンテーションを行うこととし、未提出の資料は使用しないこと。

- ・各提案者のプレゼンテーション時間は、20分以内とする（質疑応答を除く）。

(6) 審査結果通知

令和2年5月上旬（予定）

各提案者に対し結果通知書により通知するとともに、市のホームページにて結果を発表する。

※各提案事業に対する採点結果についてもホームページで公開する。

(7) 協定の締結

事業者の選定後、選定された事業者と協議のうえ、川崎市多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用に向けた社会実験に関する協定を締結する。なお、当該事業予定者と協定の締結に至らなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

8 問合せ先

川崎市建設緑政局緑政部多摩川施策推進課

住所 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワー・リパーク17階

電 話 044-200-0511

F A X 044-200-3973

E-mail 53tamasu@city.kawasaki.jp

川崎市公告第292号

令和2年3月2日付け川崎市公告第273号で公告しました、川崎都市計画緑地の変更（1号生田緑地の変更）ほか関連案件の都市計画変更の公聴会は、新型コロナウイルスの感染の拡大状況を踏まえ、開催を延期することとします。

なお、公聴会に先立ち予定しておりました都市計画素案の説明会及び縦覧につきましても、延期します。

令和2年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市公告第293号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

令和2年度事業承継・事業継続力強化支援対象者抽出・調査業務委託

(2) 履行場所

川崎市内

(3) 履行期間

令和2年4月1日から令和2年9月30日まで

(4) 業務概要

事業承継・事業継続力強化支援の対象者となる中小企業者を、データベースを活用して掘り起こし、その状況について調査を行い、結果を集計・分析する。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」種目「その他の調査・測定」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去に本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

(5) 法人分析力が重要であるため、自社で取材した全国のかつ多様なデータを多数（100万社以上）保有し、提供データの補足を行えること。また、調査するにあたっては、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の有資格者を設置していること。さらに、これらを説明できる資料を提出または提示すること。

3 競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申し込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

川崎市経済労働局産業振興部工業振興課

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2

フロンティアビル10階

電 話 044-200-2326

F A X 044-200-3920

E-mail 28kogyo@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年3月10日（火）から令和元年3月16日（月）まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配

布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加資格確認申請書を提出した者に対し、2の競争入札参加資格について審査し、競争入札参加資格確認通知書を交付します。

川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、3月17日(火)に電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送信します。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和2年3月17日(火)から3月18日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限る。

電子メール 28kogyo@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-3920

(5) 回答方法

令和2年3月19日(木)に、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金

額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年3月23日(月)午後2時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

フロンティアビル6階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(4) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議

会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第294号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月11日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	宮前平中学校ほか1校トイレ改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区宮前平2丁目7番地ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月12日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年4月17日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	坂戸小学校ほか1校トイレ改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市高津区坂戸1丁目18番1号ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から令和3年1月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年4月17日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	有馬中学校体育館改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区有馬7丁目7番1号
	履 行 期 限	契約の日から令和3年2月26日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>	

参加資格	(10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年4月17日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 南生田中学校体育館改修電気その他設備工事
	履行場所 川崎市多摩区南生田3丁目4番1号
	履行期限 契約の日から令和3年2月26日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年4月17日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 高津高等学校校舎改修その他その3工事
	履 行 場 所 川崎市高津区久本3丁目11番1号
	履 行 期 限 契約の日から令和2年12月28日まで
参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年4月17日17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 (4) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	井田小学校ほか2校トイレ改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市中原区井田中ノ町29番1号ほか2校
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年4月17日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>	

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	東柿生小学校校舎改修その他その2工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区王禅寺東6丁目3番1号
	履 行 期 限	契約の日から令和2年11月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p>	

参加資格	(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年4月17日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第295号

川崎市営住宅等敷地内の放置自動車の処分
について

次の川崎市営住宅等敷地内にある放置自動車は、令和2年3月26日までに撤去されない場合は、本市が処分することを公告します。

令和2年3月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 放置されている場所(住宅名)

大島市営住宅

南加瀬第3市営住宅

2 放置自動車の台数

バイク 4台(大島市営住宅)

バイク 3台(南加瀬第3市営住宅)

川崎市公告第296号

次の表の左欄に記載する者に対する釜石都市計画鶴住居地区被災市街地復興土地区画整理事業施行者釜石市が発した土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項に基づく換地処分通知は、送付すべき場所を確知

することができないため、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付に代えて、その内容が次の掲示場所に掲示されている。

令和2年3月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

書類の送付を受けるべき者	判明している最後の住所
氏名	
青山 雄一	川崎市川崎区宮前町7番2号 アオキガーデンヒル宮前L701

2 通知の内容が掲示されている場所

岩手県釜石市鶴住居町第13地割11番地4にある掲示板

3 通知の内容の掲示期間

令和2年3月13日から令和2年3月23日まで

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第214号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称
一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における測定機器の保守管理等業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
環境局環境総合研究所
川崎市川崎区殿町3丁目25-13
川崎生命科学環境研究センター3階
- 3 落札者を決定した日
令和2年3月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
公害計器サービス株式会社 代表取締役 荻原 明
神奈川県横浜市都筑区東山田4-45-30
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)
29,115,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年1月27日

川崎市公告(調達)第215号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称
マイクロソフトソフトウェアアシュアランス
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局情報管理部システム管理課
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)
- 3 契約の相手方を決定した日
令和2年2月21日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 大塚商会 神奈川県LA販売課
課長 辻 達也
横浜市神奈川区金港町3-3

- 5 契約金額(税抜き総額)
総額 40,454,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年1月10日

川崎市公告(調達)第216号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件 名
令和2年度庁内ネットワーク機器等の賃貸借及び保守契約
 - (2) 履行場所
川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎
 - (3) 履行期間
令和3年1月1日から令和7年12月31日まで
 - (4) 調達物品の概要
入札説明書によります。
- 2 競争参加資格
この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登載されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。
なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登載のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年4月3日(金)までに行ってください。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
 - (5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。
 - (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
 - (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

(第3庁舎9階)

総務企画局情報管理部システム管理課

担当 佐藤、坂本

電 話 044-200-2057

F A X 044-200-3752

E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年3月25日(水)から令和2年4月3日(金)までとします(土曜日・日曜日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

(3) 提出方法

持参に限る。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和2年4月10日(金)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和2年3月25日(水)から令和2年4月3日(金)まで縦覧に供します(土曜日・日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

(1) 日時

令和2年4月10日(金)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ先

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、令和2年4月10日(金)から令和2年4月15日(水)まで、入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください(土曜日・日曜日・祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。なお、回答については令和2年4月22日(水)、全

社にFAXもしくはメールにて送付します。

7 カタログの提出について

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書(カタログ等)を令和2年4月28日(火)午後5時15分までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

8 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

9 入札の手續等

(1) 入札方法

リース総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年5月8日(金)午前11時

イ 場所 川崎市役所 第3庁舎9階 開発室I

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛て先

ア 期限 令和2年5月7日(木)必着

イ 宛先 3(1)に同じ

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

10 契約の手續等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (4) 関連情報を入手するための窓口
3(1)と同じ

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased :
The contract for the lease and maintenance of network equipment and server for Kawasaki City Office.
- (2) Time-limit for tender :
11:00 A.M. May 8, 2020
- (3) Time-limit for tender by mail :
May 7, 2020
- (4) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
System Management Section
Information Management Department
General Affairs and Planning Bureau
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
Tel:044-200-2057

川崎市公告(調達)第217号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名(賃貸借物品)
ア 令和2年度普通乗用自動車Aの賃貸借及び保守
イ 令和2年度軽乗用自動車Aの賃貸借及び保守
ウ 令和2年度軽乗用自動車Bの賃貸借及び保守
- (2) 履行場所
川崎市役所公用車庫
- (3) 賃貸借期間及び台数
ア 上記1(1)アの件名(賃貸借物品)について
令和2年8月3日から令和9年8月2日まで
3台
イ 上記1(1)イの件名(賃貸借物品)について
令和2年8月3日から令和9年8月2日まで
3台
ウ 上記1(1)ウの件名(賃貸借物品)について

令和2年8月3日から令和9年8月2日まで

3台

- (4) 賃貸借物品の特質等
仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」種目「車両」に登録されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。
- (4) この調達物品について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品及び台数について、確実に納入することができること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により上記1(1)の件名(賃貸借物品)ごとにそれぞれ一般競争入札参加申込書及び必要な資料を提出しなければなりません。なお、提出は持参とし、郵送による提出は認めません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町3-3

川崎市役所第4庁舎1階

総務企画局総務部庁舎管理課 工藤担当

電話 044-200-2104

- (2) 配布・提出期間

令和2年3月25日(水)から令和2年4月3日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)とします。

- (3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 類似業務の履行実績資料

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書のメールアドレスに、令和2年4月7日(火)までに一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を送付します。

また、当該メールアドレスを登録していない者には、令和2年4月7日(火)の午前9時から正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を交付します。

5 仕様書の交付

上記4により無償で仕様書を交付します。また、仕様書は、上記3(1)の場所において上記3(2)の期間まで、縦覧に供します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

上記3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和2年4月7日(火)午前9時から令和2年4月15日(水)正午までとします。

(3) 問い合わせ方法

上記4に添付の「質問書」に必要事項を記入し、指定するFAX又はメールアドレス宛てに送付してください。

メールアドレス 17tyosya@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-2692

(4) 回答方法

質問があった場合、令和2年4月17日(金)までに参加全社宛て、文書(FAXまたは電子メール)にて回答します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

入札金額は税抜きの総額で行います。それぞれの件名(賃貸借物品)ごとに、月額の賃貸借料にそれぞれの賃貸借期間の月数及び台数を乗じた額で見積もりをしてください。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒にて提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年4月24日(金) 午前10時

イ 場所

川崎市川崎区宮本町3-3

川崎市役所第4庁舎4階第1会議室

(3) 入札書の提出

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

10 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 契約内容の変更等

当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、仕様書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 支払いについては、毎月払いとします。

(5) 関連情報を入手するための窓口は上記3(1)に同じ。

(6) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係わる予算の決議を要します。

川崎市公告(調達)第218号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

消防内線電話設備機器賃貸借

(2) 履行場所

川崎市川崎区南町20番地7 消防局総合庁舎ほか

(3) 履行期間

令和3年2月1日から令和10年1月31日まで

(4) 調達概要

消防内線電話網を構成する電話設備を更新及び保守管理し、消防局、消防署、出張所等の間の連絡、災害情報伝達手段を確保、維持し、消防活動が円滑となるよう支援することを目的とする。

2 一般競争参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31年・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」、種目「事務用機器」に登録されており、かつ、A又はB等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年4月9日までに行ってください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 当該入札公告の日から過去5年以内に本市又は他の官公庁において類似の契約実績を2件以上有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書、仕様書の写し等業務内容がわかるもの)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8565

川崎市川崎区南町20番地7

川崎市消防局 7階指令課

電話 044-223-2639

(2) 配布・提出期間

令和2年3月25日から令和2年4月9日までの、

9時00分から17時00分

(平日の12時00分から13時00分及び土曜日、日曜日、祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和2年4月17日

ただし、製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sirei@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

令和2年3月25日から令和2年4月24日までの、9時00分から17時00分

(平日の12時00分～13時00分及び土曜日、日曜日、祝日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和2年5月1日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 カタログの提出について

入札参加資格があると認められた者は、導入予定機種、導入予定ソフト等カタログ又はリストを3(1)の場所に令和2年5月8日17時00分までに提出してください。

また、開札日の前日までの間において、提出したカタログ等に関し本市から説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

9 入札手続等

(1) 入札の方法

入札は入札書にて総額(税抜き)で行うこととします。見積った税込リース月額額の110分の100に相当する金額に84を乗じた額を入札書に記載してください。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるるので必ず持参してください。

(イ) 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

(ウ) 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札は所定の入札書をもって行い、「入札書在中」と明記した封筒に封印した入札書と一般競争入札参加資格確認通知書を入れて、必ず書留郵便により送付してください。

(イ) 入札書の提出期限 令和2年5月13日必着

(ウ) 入札書の提出場所 3(1)に同じ。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年5月14日 14時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20番地7
川崎市消防局 第2会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 再度入札の実地

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

11 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。

(5) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(6) 当契約は、次年度以降における所要の予算の該当金額について、減額又は削減があった場合、この契約を変更又は解除できるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased

Extension telephone installation full set for the use of Kawasaki City Fire Department.

(2) Time-limit for tender:

2 P.M. May 14, 2020

(3) Time-limit for tender by mail:

May 13, 2020

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE
Command Section

Fire Fighting Department
 Fire Bureau
 20-7, Minamimachi, Kawasaki-ku
 Kawasaki, Kanagawa 210-8565, Japan
 Tel:044-223-2639

川崎市公告(調達)第219号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和2年度郵便物集荷・差出代行業務委託
- (2) 履行場所 川崎市健康福祉局医療保険部保険年金課、各区役所保険年金課・支所区民センター及び川崎市内各郵便局
- (3) 履行期限 令和2年5月1日から令和3年3月31日
- (4) 調達概要 「令和2年度郵便物集荷・差出代行業務仕様書」によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「倉庫・運送業務」・種目「運送業務」で登録されていること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
〒210-0005
川崎市川崎区東田町8番地
パレール三井ビル12階
川崎市健康福祉局医療保険部保険年金課
担当 深町
電話 044-200-2632(直通)
- (2) 配布・提出期間
令和2年3月25日(水)から令和2年4月1日(水)まで(必着)
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 提出書類
入札参加申込書
- (4) 提出方法
郵送とし、簡易書留のみ有効とします。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和2年4月3日(金)までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配布・提出期間

令和2年3月25日(水)から令和2年4月10日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分～午後5時

ウ 質問書の提出方法

「令和2年度郵便物集荷・差出代行業務委託に係る質問票」により、電子メール又はFAXにて送付してください。送付後、送付した旨を3(1)の担当宛て電話連絡してください。

電子メール: 40hoken@city.kawasaki.jp

FAX番号: 044-200-3930

(2) 回答

ア 回答日

令和2年4月14日(火)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、電子メールにより送信します。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札書の提出方法

持参

(2) 入札書の提出日時・場所

提出日時: 令和2年4月16日(木)午前10時00分

提出場所: 川崎市川崎区東田町8番地

パレール三井ビル12階

川崎市健康福祉局医療保険部会議室

(A)

(3) 入札方法

ア 入札は、契約金額総額で行います。
 イ 入札は、所定の入札書をもって行います。また、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札書は、封筒に入れ、封印して提出してください。

エ 1回目で落札しない場合は、再度入札を2回、計3回の入札を行いますので、その分の入札書を用意してください。

(4) 入札保証金

免除

(5) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、契約する際の単価は、その者が単価契約一覧表に記載した単価となります。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

(9) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を提出してください。また、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

※ 川崎市契約約款改正が予定されています。詳細については上記「入札情報かわさき」内の「民法の一部改正等に伴う川崎市契約約款改正（予定）のお知らせ」（<http://www.city.kawasaki.jp/233300/page/0000113377.html>）をご覧ください。

9 その他

(1) 事情により入札方法の変更、入札の延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

川崎市公告（調達）第220号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称及び供給内容

川崎市消防局総合庁舎他26施設で使用する電力の供給
5,789,244キロワット時

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

環境局地球環境推進室
川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

令和2年1月24日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 F-Power
代表取締役 沖 隆
東京都港区芝浦三丁目1番21号

5 落札金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）

93,181,663円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告（及び公示）を行った日

令和元年12月10日

川崎市公告(調達)第221号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和2年度において川崎市が発注する特定調達契約に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)並びに中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合(以下「組合」という。)を含む。)に必要な資格並びに資格審査の申請方法及び申請時期等を定めたので、令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により次のとおり公示します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類
別表第1のとおりとします。
- 2 競争入札に参加できない者
 - (1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができません。
 - ア 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
 - イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、その事実があった後2年間を経過していない者
 - ウ 営業開始後1年以上を経過していない者。また、最低1期分の財務諸表を提出できない者
 - エ 国税(法人税又は所得税及び消費税(地方消費税を含む。))及び地方税(市民税及び固定資産税)に未納の税がある者。ただし、地方税については川崎市に本店もしくは事務所がある者のみを対象とする。
 - オ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者に関する届出義務があるにもかかわらず届出をしていない者
 - カ 希望する業者区分、業種、種目に必要な許可又は認可を受けていない者
 - (2) 次のいずれかに該当し川崎市契約規則第2条第1項の規定により資格停止となった者は、競争入札に参加することができません。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。ただし、その事実があった後、川崎市契約規則第2条第1項の規定により市が定めた期間を経過した者については、この限りではありません。

- ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 3 審査基準等
- 川崎市競争入札参加資格審査申請書により次の事項及びその他必要な事項について、申請をする直前の営業年度の終了日を基準日として総合的に審査し、別表第2の契約の種類及び金額に応じて定めた等級に格付けします。
- (1) 工事請負契約

平成20年国土交通省告示第85号(建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件)の定めるところにより、その他の審査については、市内に本社又は事業所を有する事業者については、次の項目に該当する評価を加える。

ア からコに該当する場合は1項目につき10点、サについては、平均点が75点以上10点、65点以上75点未満5点、65点未満及び点数がない場合0点とする。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成していること、又は同項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用していること。

イ 本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している事業者及び締結している団体に加入していること。

ウ 川崎市防災協力事業所登録制度に関する登録をしていること。

エ 建設業労働災害防止協会に加入していること。

オ 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO9001の認証を取得していること。

カ 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO14001の認証を取得していること。

キ 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく「一般事業主行動計画」を策定していること。

ク 次世代育成支援対策推進法第13条若しくは第15条の2、女性の職業生活における活躍の推進に関

する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく認定、又は「かわさき☆えるぼし」認証制度実施要綱に基づく認証を受けていること。

ケ 横浜保護観察所に協力雇用主として登録があること。

コ 川崎市優良事業者表彰要綱に基づく表彰を受けてから、5年度を経過していないこと。

サ 川崎市請負工事監督規程・川崎市請負工事検査規程、川崎市上下水道局請負工事監督規程・川崎市上下水道局請負工事検査規程、川崎市交通局請負工事監督規程・川崎市交通局請負工事検査規程及び川崎市病院局請負工事監督規程・川崎市病院局請負工事検査規程に定める工事成績評定書の成績評定点の業種ごとの過去3年間における平均点。

(2) 業務委託契約並びに製造請負契約・物件買入れ契約等

ア 年間平均実績高

イ 自己資本額

ウ 職員数

エ 経営比率

流動資産

(ア) 流動比率 = $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$

流動負債

固定資産

(イ) 固定比率 = $\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$

自己資本

経常利益

(ウ) 総資本経常利益率 = $\frac{\text{経常利益}}{\text{総資本}} \times 100$

総資本

オ 営業年数

4 登録できる業種数

工事請負契約、業務委託契約、製造請負契約・物件買入れ契約等の各業者区分毎に6業種(最大18業種)までです。

5 申請の方法

川崎市インターネットホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の業者登録システムを利用し、インターネットにより任意のパソコンから申請し、次の書類については、郵送により提出してください。全ての書類が6の(1)のウの書類の郵送先に到着したときに、有効な申請があったものとします。ただし、パソコンからの申請ができない場合は、申請書による申請も受け付けます。

(1) 工事請負契約

ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要(用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。)

イ 建設業許可証明書

ウ 登記事項証明書

エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(個人経営者に限る。)

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書

ク 業種「軽微」を希望する場合を除き、有効期限内の「経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書の写し」(必ず総合評定値(P)の記載の入ったもの)

ケ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類

コ 直前2年(設立2年を経過していない法人にあっては、直前の年)分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(2) 委託契約

ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要(用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。)

イ 許可・登録に関する証明書等

ウ 登記事項証明書

エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(個人経営者に限る。)

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類

ク 直前2年(設立2年を経過していない法人にあっては、直前の年)分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

ケ 現況報告書の写し
建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント希望者のみ。

(3) 製造請負契約・物件買入れ契約等

ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要(用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。)

イ 許可・登録に関する証明書等

ウ 登記事項証明書

エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(個人経営者に限る。)

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又

は雇用保険の被保険者であることを証する書類
 ク 直前2年(設立2年を経過していない法人にあ
 っては、直前の年)分の貸借対照表及び損益計算
 書又は収支計算書

(4) 組合の申請

組合が申請する場合には、上記(1)、(2)、(3)の提出
 書類のほかに次の書類も提出してください。

- ア 設立認可の証明書(官公需適格組合証明書)
- イ 官公需共同受注規約
- ウ 組合員名簿
- エ 組合役員名簿
- オ 組合定款

6 申請の時期等

(1) インターネットによる申請の場合

- ア 期間
 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- イ 時間
 午前8時から午後8時まで
- ウ 書類の郵送先
 川崎市川崎区宮本町1番地
 (郵便番号210-8577)
 川崎市財政局資産管理部契約課
 (明治安田生命ビル13階)
- エ 郵送の期間
 上記アに同じ

(2) 申請書による申請の場合

- ア 期間
 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
 (土曜、日曜日、国民の祝日及び令和2年12月29
 日から令和3年1月3日を除く。)
- イ 時間
 午前9時から午前11時まで、午後1時から午後
 4時まで
- ウ 申請書の提出場所
 川崎市川崎区宮本町1番地
 (郵便番号210-8577)
 川崎市財政局資産管理部契約課
 (明治安田生命ビル13階)
- エ 申請書の入手方法
 令和2年3月27日から令和3年3月31日まで
 (土曜日、日曜日、国民の祝日及び令和2年12月
 29日から令和3年1月3日を除く。)の間、川崎
 市財政局資産管理部契約課で午前9時から午前11
 時まで、午後1時から午後4時まで販売します。

7 工事の希望業種に対応する建設業の許可
 希望業種に対応する建設業の許可は別表第3のと
 おりとなります。

8 資格審査結果の通知

メール又は郵送により通知します。

9 資格の有効期間

該当する競争入札に限る。

ただし資格審査が随時申請期間の場合には、該当す
 る資格を改めて、毎月15日(申請期間中の15日が土曜
 日、日曜日、国民の祝日の閉庁日にあたる場合は、前
 開庁日)までの申請分を翌月1日から、令和3年3月
 31日まで有効とします。

また、競争入札参加資格を得ている者が、新たに業
 種の追加申請を行う場合も同様とします。

10 資格の更新手続

別に公示します。

11 申請後に変更が生じた場合について

申請書を提出した後、途中で競争入札参加資格の辞
 退、又は登記事項及び申請書記載事項に変更が生じた
 場合は、直ちに届け出てください。

また、登録後、登録内容に変更が生じた場合には、
 6により速やかに変更申請を行ってください。なお、
 業種の追加を含まない変更申請については、通年で申
 請できます。

12 その他

申請書は、日本語で作成してください。なお、提
 出・提示書類等で外国語で記載されたものは、日本語
 の訳文を添付してください。

別表第1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類

1 工事請負契約

希 望 業 種			
土 木 工 事	鋼構造物工事	しゅんせつ工事	ガラス工事
下水管きょ工事	機 械 工 事	内 装 工 事	左官工事
舗 装 工 事	通 信 工 事	建 具 工 事	屋根工事
建 築 工 事	消 防 工 事	さく井工事	大工工事
電 気 工 事	塗 装 工 事	タイル・れんが 工 事	鉄筋工事
空調・衛生工事	と び・ 土 工 工 事	熱 絶 縁 工 事	清掃施設 工 事
水道施設工事	防 水 工 事	板 金 工 事	解体工事
造 園 工 事	管内更生工事	石 工 事	軽微工事

2 業務委託契約

希望業種	
建築設計	医療関連業務
設備設計	電算関連業務
建設コンサルタント	不動産鑑定
地質調査	廃棄物関連業務
測量	倉庫・運送業務
補償コンサルタント	クリーニング業務
警備	旅行業
建物清掃等	保険業
屋外清掃	給食調理業務
施設維持管理	その他業務
調査・測定	

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

希望業種		
印刷・軽印刷	消防・防災用品	書籍・楽器類
青写真	水道用品	原材料
時計・貴金属	自動車	園芸・動物
看板・標識	船舶・航空機	日用品雑貨
文具・事務機器	電車用品	食料品
コンピュータ	燃料・油脂類	リース
医療機器	家具・装飾	複写サービス
計測機器・ 光理化学機器	衣料用品	その他の 物品販売
厨房機器	薬品	回収資材購入
産業機器	教材	
家電・通信機器	スポーツ用具	

別表第2 契約の種類ごとの金額に対応する等級区分

1 工事請負契約

種別	等級	発注標準金額	
土木工事	A	7,000万円以上	
	B	2,500万円以上	7,000万円未満
	C	1,200万円以上	2,500万円未満
	D	1,200万円未満	
下水管きょ工事	A	8,000万円以上	
	B	3,500万円以上	8,000万円未満
	C	800万円以上	3,500万円未満
	D	800万円未満	
舗装工事	A	3,500万円以上	
	B	1,200万円以上	3,500万円未満
	C	1,200万円未満	
建築工事	A	3億5,000万円以上	
	B	8,000万円以上	3億5,000万円未満
	C	1,500万円以上	8,000万円未満
	D	1,500万円未満	
電気工事	A	6,000万円以上	
	B	1,800万円以上	6,000万円未満
	C	1,800万円未満	
空調衛生工事	A	6,000万円以上	
	B	1,800万円以上	6,000万円未満
	C	1,800万円未満	
水道施設工事	A	9,000万円以上	
	B	3,000万円以上	9,000万円未満
	C	3,000万円未満	
その他の工事	等級区分なし。		

2 業務委託契約

等級区分なし。

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

種別	等級	発注標準金額	
回収資材購入	等級区分なし。		
回収資材購入 以外の製造請 負・物件買入 れ等	A	1,500万円以上	
	A、B	500万円以上	1,500万円未満
	A、B、C	500万円未満	

別表第3 希望業種に対応する建設業の許可

希 望 業 種	許 可 業 種
土 木 工 事	土木工事業
下 水 管 き ょ 工 事	土木工事業
舗 装 工 事	舗装工事業
建 築 工 事	建築工事業
電 気 工 事	電気工事業
空 調 衛 生 工 事	管工事業
水 道 施 設 工 事	水道施設工事業
造 園 工 事	造園工事業
鋼 構 造 物 工 事	鋼構造物工事業
機 械 工 事	機械器具設置工事業
通 信 工 事	電気通信工事業
消 防 工 事	消防施設工事業
塗 装 工 事	塗装工事業
と び ・ 土 工 工 事	とび・土工工事業
防 水 工 事	防水工事業
管 内 更 生 工 事	管工事業
し ゅ ん せ つ 工 事	しゅんせつ工事業
内 装 工 事	内装仕上工事業
建 具 工 事	建具工事業
さ く 井 工 事	さく井工事業
タ イ ル ・ れ ん が 工 事	タイル・れんが・ブロック工事業
熱 絶 縁 工 事	熱絶縁工事業
板 金 工 事	板金工事業
石 工 事	石工事業
ガ ラ ス 工 事	ガラス工事業
左 官 工 事	左官工事業
屋 根 工 事	屋根工事業
大 工 工 事	大工工事業
鉄 筋 工 事	鉄筋工事業
清 掃 施 設 工 事	清掃施設工事業
解 体 工 事	解体工事業
軽 微 工 事	許可を必要としない工事

川崎市公告（調達）第222号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和2年度において川崎市が発注する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合（以

下「組合」という。）を含む。）に必要な資格並びに資格審査の申請方法及び申請時期等を定めたので、令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により次のとおり公示します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類別表第1のとおりとします。
- 2 競争入札に参加できない者
 - (1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができません。
 - ア 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
 - イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、その事実があった後2年間を経過していない者
 - ウ 営業開始後1年以上を経過していない者。また、最低1期分の財務諸表を提出できない者
 - エ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。））及び地方税（市民税及び固定資産税）に未納の税がある者。ただし、地方税については川崎市に本店もしくは事務所がある者のみを対象とする。
 - オ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者に関する届出義務があるにも関わらず届出をしていない者
 - カ 希望する業者区分、業種、種目に必要な許可又は認可を受けていない者
 - (2) 次のいずれかに該当し川崎市契約規則第2条第1項の規定により資格停止となった者は、競争入札に参加することができません。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。ただし、その事実があった後、川崎市契約規則第2条第1項の規定により市が定めた期間を経過した者については、この限りではありません。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

3 審査基準等

川崎市競争入札参加資格審査申請書により次の事項及びその他必要な事項について、申請をする直前の営業年度の終了日を基準日として総合的に審査し、別表第2の契約の種類及び金額に応じて定めた等級に格付けします。

(1) 工事請負契約

平成20年国土交通省告示第85号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）の定めるところにより、その他の審査については、市内に本社又は事業所を有する事業者について、次の項目に該当する評価を加える。

ア からコに該当する場合は1項目につき10点、サについては、平均点が75点以上10点、65点以上75点未満5点、65点未満及び点数がない場合0点とする。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成していること、又は同項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用していること。

イ 本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している事業者及び締結している団体に加入していること。

ウ 川崎市防災協力事業所登録制度に関する登録をしていること。

エ 建設業労働災害防止協会に加入していること。

オ 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO9001の認証を取得していること。

カ 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO14001の認証を取得していること。

キ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「一般事業主行動計画」を策定していること。

ク 次世代育成支援対策推進法第13条若しくは第15条の2、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく認定、又は「かわさき☆えるぼし」認証制度実施要綱に基づく認証を受けていること。

ケ 横浜保護観察所に協力雇用主として登録があること。

コ 川崎市優良事業者表彰要綱に基づく表彰を受けてから、5年度を経過していないこと。

サ 川崎市請負工事監督規程・川崎市請負工事検査規程、川崎市上下水道局請負工事監督規程・川崎市上下水道局請負工事検査規程、川崎市交通局請負工事監督規程・川崎市交通局請負工事検査規程

及び川崎市病院局請負工事監督規程・川崎市病院局請負工事検査規程に定める工事成績評定書の成績評定点の業種ごとの過去3年間における平均点。

(2) 業務委託契約並びに製造請負契約・物件買入れ契約等

ア 年間平均実績高

イ 自己資本額

ウ 職員数

エ 経営比率

流動資産

(ア) 流動比率＝ $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$

流動負債

固定資産

(イ) 固定比率＝ $\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$

自己資本

経常利益

(ウ) 総資本経常利益率＝ $\frac{\text{経常利益}}{\text{総資本}} \times 100$

総資本

オ 営業年数

4 登録できる業種数

工事請負契約、業務委託契約、製造請負契約・物件買入れ契約等の各業者区分毎に6業種（最大18業種）までです。

5 申請の方法

川崎市インターネットホームページ「入札情報かわさき」（<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）の業者登録システムを利用し、インターネットにより任意のパソコンから申請し、次の書類については、郵送により提出してください。全ての書類が6の(1)のウの書類の郵送先に到着したときに、有効な申請があったものとします。ただし、パソコンからの申請ができない場合は、申請書による申請も受け付けます。

(1) 工事請負契約

ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要（用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。）

イ 建設業許可証明書

ウ 登記事項証明書

エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（個人経営者に限る。）

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書

ク 業種「軽微」を希望する場合を除き、有効期限内の「経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書の写し」（必ず総合評定値（P）の記載の入っ

たもの)

ケ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類
 コ 直前2年(設立2年を経過していない法人にあつては、直前の年)分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(2) 委託契約

ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要(用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。)

イ 許可・登録に関する証明書等

ウ 登記事項証明書

エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(個人経営者に限る。)

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類

ク 直前2年(設立2年を経過していない法人にあつては、直前の年)分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

ケ 現況報告書の写し

建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント希望者のみ。

(3) 製造請負契約・物件買入れ契約等

ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要(用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。)

イ 許可・登録に関する証明書等

ウ 登記事項証明書

エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(個人経営者に限る。)

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類

ク 直前2年(設立2年を経過していない法人にあつては、直前の年)分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(4) 組合の申請

組合が申請する場合には、上記(1)、(2)、(3)の提出書類のほかに次の書類も提出してください。

ア 設立認可の証明書(官公需適格組合証明書)

イ 官公需共同受注規約

ウ 組合員名簿

エ 組合役員名簿

オ 組合定款

6 申請の時期等

(1) インターネットによる申請の場合

ア 期間

令和2年4月1日から令和2年8月14日まで

イ 時間

午前8時から午後8時まで

ウ 書類の郵送先

川崎市川崎区宮本町1番地

(郵便番号210-8577)

川崎市財政局資産管理部契約課

(明治安田生命ビル13階)

エ 郵送の期間

上記アに同じ

(2) 申請書による申請の場合

ア 期間

令和2年4月1日から令和2年8月14日まで

(土曜、日曜日、国民の祝日を除く。)

イ 時間

午前9時から午前11時まで、午後1時から午後4時まで

ウ 申請書の提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地

(郵便番号210-8577)

川崎市財政局資産管理部契約課

(明治安田生命ビル13階)

エ 申請書の入手方法

令和2年3月27日から令和2年8月14日まで

(土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。)

の間、川崎市財政局資産管理部契約課で午前9時から午前11時まで、午後1時から午後4時まで販売します。

7 工事の希望業種に対応する建設業の許可

希望業種に対応する建設業の許可は別表第3のとおりとします。

8 資格審査結果の通知

メール又は郵送により通知します。

9 資格の有効期間

毎月15日(申請期間中の15日が土曜日、日曜日、国民の祝日の閉庁日にあたる場合は、前開庁日)までの有効な申請分を翌月1日から、登録し、令和3年3月31日まで有効とします。

また、競争入札参加資格を得ている者が、新たに業種の追加申請を行う場合も同様とします。

10 資格の更hands続

別に公示します。

11 申請後に変更が生じた場合について

申請書を提出した後、途中で競争入札参加資格の辞

退、又は登記事項及び申請書記載事項に変更が生じた場合は、直ちに届け出てください。

また、登録後、登録内容に変更が生じた場合には、6により速やかに変更申請を行ってください。なお、業種の追加を含まない変更申請については、通年で申請できます。

12 その他

申請書は、日本語で作成してください。なお、提出・提示書類等で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を添付してください。

別表第1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類

1 工事請負契約

希望業種			
土木工事	鋼構造物工事	しゅんせつ工事	ガラス工事
下水管きょ工事	機械工事	内装工事	左官工事
舗装工事	通信工事	建具工事	屋根工事
建築工事	消防工事	さく井工事	大工工事
電気工事	塗装工事	タイル・れんが工事	鉄筋工事
空調・衛生工事	とび・土工工事	熱絶縁工事	清掃施設工事
水道施設工事	防水工事	板金工事	解体工事
造園工事	管内更生工事	石工事	軽微工事

2 業務委託契約

希望業種	
建築設計	医療関連業務
設備設計	電算関連業務
建設コンサルタント	不動産鑑定
地質調査	廃棄物関連業務
測量	倉庫・運送業務
補償コンサルタント	クリーニング業務
警備	旅行業
建物清掃等	保険業
屋外清掃	給食調理業務
施設維持管理	その他業務
調査・測定	

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

希望業種		
印刷・軽印刷	消防・防災用品	書籍・楽器類
青写真	水道用品	原材料
時計・貴金属	自動車	園芸・動物
看板・標識	船舶・航空機	日用品雑貨
文具・事務機器	電車用品	食料品
コンピュータ	燃料・油脂類	リース
医療機器	家具・装飾	複写サービス
計測機器・光理化学機器	衣料用品	その他の物品販売
厨房機器	薬品	回収資材購入
産業機器	教材	
家電・通信機器	スポーツ用具	

別表第2 契約の種類ごとの金額に対応する等級区分

1 工事請負契約

種別	等級	発注標準金額	
土木工事	A	7,000万円以上	
	B	2,500万円以上	7,000万円未満
	C	1,200万円以上	2,500万円未満
	D		1,200万円未満
下水管きょ工事	A	8,000万円以上	
	B	3,500万円以上	8,000万円未満
	C	800万円以上	3,500万円未満
	D		800万円未満
舗装工事	A	3,500万円以上	
	B	1,200万円以上	3,500万円未満
	C		1,200万円未満
建築工事	A	3億5,000万円以上	
	B	8,000万円以上	3億5,000万円未満
	C	1,500万円以上	8,000万円未満
	D		1,500万円未満
電気工事	A	6,000万円以上	
	B	1,800万円以上	6,000万円未満
	C		1,800万円未満
空調衛生工事	A	6,000万円以上	
	B	1,800万円以上	6,000万円未満
	C		1,800万円未満
水道施設工事	A	9,000万円以上	
	B	3,000万円以上	9,000万円未満
	C		3,000万円未満
その他の工事	等級区分なし。		

2 業務委託契約
等級区分なし。

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

種 別	等 級	発 注 標 準 金 額
回収資材購入	等級区分なし。	
回収資材購入 以外の製造請 負・物件買入 れ等	A	1,500万円以上
	A、B	500万円以上 1,500万円未満
	A、B、C	500万円未満

別表第3 希望業種に対応する建設業の許可

希 望 業 種	許 可 業 種
土 木 工 事	土木工事業
下 水 管 き ょ 工 事	土木工事業
舗 装 工 事	舗装工事業
建 築 工 事	建築工事業
電 気 工 事	電気工事業
空 調 衛 生 工 事	管工事業
水 道 施 設 工 事	水道施設工事業
造 園 工 事	造園工事業
鋼 構 造 物 工 事	鋼構造物工事業
機 械 工 事	機械器具設置工事業
通 信 工 事	電気通信工事業
消 防 工 事	消防施設工事業
塗 装 工 事	塗装工事業
と び ・ 土 工 工 事	とび・土工工事業
防 水 工 事	防水工事業
管 内 更 生 工 事	管工事業
し ゅ ん せ つ 工 事	しゅんせつ工事業
内 装 工 事	内装仕上工事業
建 具 工 事	建具工事業
さ く 井 工 事	さく井工事業
タ イ ル ・ れ ん が 工 事	タイル・れんが・ブロック工事業
熱 絶 縁 工 事	熱絶縁工事業
板 金 工 事	板金工事業
石 工 事	石工事業
ガ ラ ス 工 事	ガラス工事業
左 官 工 事	左官工事業
屋 根 工 事	屋根工事業
大 工 工 事	大工工事業
鉄 筋 工 事	鉄筋工事業
清 掃 施 設 工 事	清掃施設工事業
解 体 工 事	解体工事業
軽 微 工 事	許可を必要としない工事

川崎市公告(調達)第223号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称
令和元年度 路線バス利用実態調査委託(その1)
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
まちづくり局総務部庶務課経理係
川崎市川崎区宮本町6番地
(明治安田生命川崎ビル8階)
- 3 落札者を決定した日
令和2年1月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 サーベイリサーチセンター
代表取締役 藤澤 士朗
東京都荒川区西日暮里二丁目40番10号
- 5 落札金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)
58,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和元年12月10日

川崎市公告(調達)第224号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称
令和元年度 路線バス利用実態調査委託(その2)
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
まちづくり局総務部庶務課経理係
川崎市川崎区宮本町6番地
(明治安田生命川崎ビル8階)
- 3 落札者を決定した日
令和2年2月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 エスピー研
代表取締役 安良岡 洋介
東京都千代田区飯田橋三丁目11番20号 SPビル
- 5 落札金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)
38,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年12月25日

川崎市公告(調達)第225号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

令和元年度 路線バス利用実態調査委託(その3)

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

まちづくり局総務部庶務課経理係

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル8階)

3 落札者を決定した日

令和2年2月17日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 アーバントラフィックエンジニアリング

東京事務所

所長 清水 健造

東京都新宿区四谷一丁目20番地

5 落札金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)

34,500,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年12月25日

川崎市公告(調達)第226号

入 札 公 告

ちどり公園内清掃業務委託に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

ちどり公園内清掃業務委託

(2) 履行場所

ちどり公園

(川崎区千鳥町9番1及び9番5)

(3) 履行期限

契約日から令和3年3月31日まで

(4) 委託概要

ア 一般廃棄物の清掃業務内容

当該箇所を清掃し、清掃により発生した一般ご

みを収集・市内処理センターへ運搬する。清掃箇所及び清掃内容は次のとおりとする。

なお、収集したごみ類の終末処理にあたっては、関係法令等を遵守して処理することとし、業務日が祝祭日及び荒天の場合は翌日とする。

イ ちどり公園

地番 川崎区千鳥町9番1及び9番5

面積 36,283㎡

ウ 実施回数

5月、7月～11月 月4回

4月、6月、12月～3月 月2回 計36回

詳細は、契約締結後に提出する作業計画書においてこれを定めるものとする(業務日が祝祭日にあたる場合は、翌日とする)。

なお、実際の作業について、悪天候等により清掃が困難なときには、監督員に連絡の上、翌日等に振替えることができるものとする。

エ 粗大ごみの収集運搬業務内容

ちどり公園内において不法投棄された粗大ごみや産業廃棄物があった際は、これを収集し、発注者が指定する仮置場へ運搬するものとする。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「18:屋外清掃」種目「01:道路清掃」及び地域区分市内で登載されていること。

(4) 「一般廃棄物収集運搬業」の許可を有していること。

(5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること

3 競争入札参加申込書の配布

次により、競争入札参加申込書及び入札説明書等を配布します。

また、本市ホームページ(<http://www.city.kawasaki.jp/202001ypara/page/0000115825.html>)よりダウンロードできます。

(1) 配布場所

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

川崎市市民文化局

オリンピック・パラリンピック推進室

担当 永田・田中

電話：044-200-0809

F A X：044-200-3599

E-Mail：20olypara@city.kawasaki.jp

(2) 配布期間

令和2年3月25日(水)から令和2年4月1日(水)までの下記の間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

4 競争入札参加申込書の提出

この入札に参加を希望する者は、次により所定の競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所 3(1)に同じ

(2) 提出期間 3(2)に同じ

(3) 提出方法 持参、郵送、メール、F A Xのいずれかとする

※いずれの場合も4月1日午後5時必着とします。

5 仕様書の縦覧及び配布等

仕様書は3(1)において、3(2)の期間中縦覧します。

また、本市ホームページ(<http://www.city.kawasaki.jp/2020olypara/page/0000115825.html>)

よりダウンロードできます。

6 競争参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和2年4月3日(金)に競争参加資格確認通知書を発送します。なお、競争参加資格確認通知書のデータは、同日、競争入札参加申込書に記入されている電子メールのアドレスに送付します。

7 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

令和2年3月25日(水)9時から令和2年4月6日(月)午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」にて、3(1)のF A X番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年4月9日(木)に、全参加者宛てにF A X又は電子メールにて送付します。

8 入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の

記載をしたとき

9 入札手続等

(1) 入札書

入札は、所定の入札書をもって行い、入札書の「件名」及び「商号又は名称」の項目に記載した内容を明記した封筒に入れて持参または郵送により提出してください(事前提出可)。

なお、郵送による入札の場合は、4月13日(月)午後2時必着とします。

(2) 入札方法等

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の110分の100に相当する金額(税抜金額)を入札書に記載してください。

ア 入札日時

令和2年4月13日(月) 午後2時

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

9(2)アと同じ

(5) 開札の場所

9(2)イと同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。

ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません。(入札前に委任状を提出してください。)

11 再度入札の実施

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。

ただし、開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の

意志がないものとみなします。

12 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に関わる予算の議決を要します。

税 公 告

川崎市税公告第35号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年2月28日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第36号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎

市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年2月28日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第37号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月2日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第38号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月3日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第39号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月4日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第40号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎

市条例第26号) 第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月5日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第41号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月5日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第42号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月6日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第43号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月10日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第44号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年

川崎市条例第26号) 第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月10日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第45号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月10日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第46号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月12日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第47号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月12日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第48号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎

市条例第26号) 第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月12日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第49号

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号) 第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月12日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第50号

市税過誤納金等還付(充当)通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号) 第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月12日

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和2年度北部下水管内取付管布設第1号工事
	履行場所	川崎市麻生区、多摩区地内
	履行期限	契約の日から令和3年1月29日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。	

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第12号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号) 第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和2年3月6日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指定有効期間

令和2年4月01日から

令和7年7月31日まで

2 指定工事店

指定番号 1115

商号又は名称 浅田工業

営業所所在地 横浜市神奈川区菅田町1727番地17

代表者氏名 浅田 三巖

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第18号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月3日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

参加資格	(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	令和2年3月30日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	第2及び第4取水系さく井撤去工事
	履行場所	川崎市多摩区菅6-9-13(第2取水系1号さく井)ほか4件
	履行期限	契約の日から315日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和2年3月30日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	令和2年度西部下水管内取付管布設第1号工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和3年1月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和2年3月25日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	大島ポンプ場低段雨水ポンプ棟外壁改修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浜町4-17-11
	履 行 期 限	契約の日から令和2年8月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和2年3月25日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	令和2年度中部下水管内取付管布設第1号工事
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和3年1月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p>	

参 加 資 格	<p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2099</p>
入札日時等	令和2年3月30日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

川崎市上下水道局公告第19号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和2年度 川崎・幸区 給水管維持工事（単価契約）
	履 行 場 所	本市指定箇所一円
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	<p>本工事の入札は、混合入札により執行します。</p> <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体又は単体企業でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 共同企業体の資格条件</p> <p>ア 全ての構成員に必要な条件</p> <p>(ア) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(ウ) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(エ) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(オ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参 加 資 格	<p>(カ) 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>イ 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>(ア) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>(イ) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(ウ) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。</p> <p>(エ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書（総合評定値「水道施設」）を有していること。</p> <p>ウ 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>(ア) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」で登録されていること。</p> <p>(イ) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(ウ) 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。</p> <p>(エ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書（総合評定値「管」）を有していること。</p> <p>(オ) 川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者登録を行っていること。</p> <p>(2) 単体企業の資格条件</p> <p>ア 「(1)共同企業体の資格条件」のうち「ア 全ての構成員に必要な条件」及び「イ 共同企業体の代表者に必要な条件」を全て満たす者であること。</p> <p>イ 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。なお、(1)イ（ウ）の技術者との兼任を可とする。</p> <p>エ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書（総合評定値「管」）を有していること。</p> <p>オ 川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者登録を行っていること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和2年4月1日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	<p>免</p>
契約書作成	<p>要</p>
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
そ の 他	<p>当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	令和2年度 中原・高津・宮前区 給水管維持工事(単価契約)
	履 行 場 所	本市指定箇所一円
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	<p>本工事の入札は、混合入札により執行します。</p> <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体又は単体企業でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 共同企業体の資格条件</p> <p>ア 全ての構成員に必要な条件</p> <p>(ア) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(ウ) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(エ) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(オ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(カ) 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>イ 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>(ア) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>(イ) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(ウ) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。</p> <p>(エ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書(総合評定値「水道施設」)を有していること。</p> <p>ウ 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>(ア) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」で登録されていること。</p> <p>(イ) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(ウ) 主任技術者(業種「管」)を専任で配置できること。</p> <p>(エ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書(総合評定値「管」)を有していること。</p> <p>(オ) 川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者登録を行っていること。</p> <p>(2) 単体企業の資格条件</p> <p>ア 「(1)共同企業体の資格条件」のうち「ア 全ての構成員に必要な条件」及び「イ 共同企業体の代表者に必要な条件」を全て満たす者であること。</p> <p>イ 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 主任技術者(業種「管」)を専任で配置できること。なお、(1)イ(ウ)の技術者との兼任を可とする。</p> <p>エ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書(総合評定値「管」)を有していること。</p> <p>オ 川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者登録を行っていること。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	令和2年4月1日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	令和2年度 多摩・麻生区 給水管維持工事（単価契約）
	履 行 場 所	本市指定箇所一円
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	<p>本工事の入札は、混合入札により執行します。</p> <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体又は単体企業でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 共同企業体の資格条件</p> <p>ア 全ての構成員に必要な条件</p> <p>(ア) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(ウ) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(エ) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(オ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(カ) 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>イ 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>(ア) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>(イ) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(ウ) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。</p> <p>(エ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書（総合評定値「水道施設」）を有していること。</p>	

参加資格	<p>ウ 共同企業体の構成員2に必要な条件 (ア) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」で登録されていること。 (イ) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (ウ) 主任技術者(業種「管」)を専任で配置できること。 (エ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書(総合評定値「管」)を有していること。 (オ) 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者登録を行っていること。</p> <p>(2) 単体企業の資格条件 ア 「(1)共同企業体の資格条件」のうち「ア 全ての構成員に必要な条件」及び「イ 共同企業体の代表者に必要な条件」を全て満たす者であること。 イ 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ウ 主任技術者(業種「管」)を専任で配置できること。なお、(1)イ(ウ)の技術者との兼任を可とする。 エ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書(総合評定値「管」)を有していること。 オ 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者登録を行っていること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099</p>
入札日時等	令和2年4月1日 午後5時00分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	野川300mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	<p>自：宮前区野川3022先 至：宮前区野川2616-8先 ほかに1件</p>
	履行期限	契約の日から250日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>	

参加資格	(9) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	令和2年4月6日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	令和2年度南部下水管内取付管布設第1号工事
	履行場所	川崎市川崎区、幸区地内
	履行期限	契約の日から令和3年1月29日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和2年4月1日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	長沢浄水場 第1沈でん池汚泥掻寄機及び排泥弁改良工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場内)
	履 行 期 限	契約の日から令和4年3月18日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「総合評価落札方式技術評価項目配点表」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。</p> <p>(8) 中央駆動型汚泥掻寄機の製作及び据付工事の完工実績(元請に限る。)を平成16年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事は除く。) ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和2年4月14日 午後5時00分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札(特別簡易型)のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	平間会館 外壁改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市中原区上平間1668番地
	履 行 期 限	契約の日から令和2年10月20日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和2年4月1日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第20号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和2年度 長沢浄水場ほか2箇所 守衛業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1(長沢浄水場内)ほか2箇所
	履 行 期 限	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「警備」、種目「人的警備」に記載されている者。 (6) 施設警備2級の検定資格を有する者、若しくは、警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する実務経験3年以上の者を、各履行場所に配置できること。	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	令和2年3月26日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本案件は令和2年度契約案件です。当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の可決により生じます。 ・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。 <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」を御覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

上下水道局公告(調達)

川崎市上下水道局公告(調達)第10号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年3月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 調達の名称
水道設備管理システム構築及び運用・保守業務委託
- 2 契約事務担当課の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
令和2年1月23日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
メタウォーター 株式会社 横浜営業所
所長 阿由葉 渉
横浜市西区北幸二丁目8番4号 横浜西口KNビル
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
159,289,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札の公告を行った日又は随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

交通局公告

川崎市交通局公告第45号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月4日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊見 洋之

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件名
ノートパソコン(2台) 賃貸借保守
 - (2) 履行場所
交通局本局
 - (3) 履行期間
令和2年5月1日から令和7年4月30日まで
 - (4) 調達物品の特質
仕様書のとおり
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。
 - (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 平成31・32年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「リース」、種目「事務用機器」で登録されていること。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) 仕様書による内容を遵守し、当該契約を確実に履行できること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 原田
電話 044-200-3228

(2) 提出期間

令和2年3月4日から令和2年3月11日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和2年3月13日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

企画管理部庶務課 庶務係 星子
電話 044-200-3214

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年3月18日 午前10時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。ただし、令和2年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

(4) 当該契約は、令和3年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除をすることができるものとします。また、上記変更又は解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補填を川崎市交通局に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市交通局公告第46号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月6日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和2年度川崎市交通局採用選考に係る求人広告掲出業務(単価契約)

(2) 履行場所

局指定場所

(3) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

- (4) 委託概要・予定回数
仕様書のとおり
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。
- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「その他業務」、種目「広告代理店」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。
- 3 一般競争入札参加に必要な手続
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。
- (1) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 原田
電話 044-200-3228
- (2) 提出期間
令和2年3月6日から令和2年3月13日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (3) 提出方法
持参
- 4 入札説明書の入手方法
市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。
- ※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。
- 5 一般競争入札参加資格確認の通知
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和2年3月19日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先
企画管理部庶務課 職員係 山本
電話 044-200-3216
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。
- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
掲出広告媒体ごとに単価と予定回数を乗じた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時 令和2年3月26日 午後2時30分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
- (3) 入札書の提出方法
持参
- (4) 入札保証金
免除
- (5) 落札者の決定方法
川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効としします。
- 9 契約の手続等
次により、契約を締結します。ただし、令和2年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を条件としします。
- (1) 契約保証金
契約金額の10%としします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。
- (2) 契約書作成の要否
必要
- 10 その他
- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第47号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月10日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

UDトラック純正部品購入

(2) 納入場所

川崎市交通局が指定する場所

(3) 納入期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 購入物品の特質等

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」のランク「A」又は「B」、種目「自動車用品」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続き

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 吉村

電話 044-200-3228

※ 一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「入札情報」からもダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和2年3月10日から令和2年3月17日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードもできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和2年3月19日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 担当 朝生

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、明細書を使用して、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

入札に当たっては、入札書及び明細書を提出してください。

なお、契約単価は、仕様書で指定する部品メーカーが発行する価格表による価格に、落札者が提出した明細書に記載された割引率を適用して算出した割引後の価格とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和2年3月27日 午前11時00分

イ 場 所 川崎市交通局会議室

川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書及び明細書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。ただし、令和2年第

1 回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第48号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月10日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

三菱ふそうトラック・バス純正部品購入

(2) 納入場所

川崎市交通局が指定する場所

(3) 納入期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 購入物品の特質等

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」のランク「A」又は「B」、種目「自動車用品」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続き

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 吉村
電話 044-200-3228

※ 一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「入札情報」からもダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和2年3月10日から令和2年3月17日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードもできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和2年3月19日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 担当 朝生
電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、明細書を使用して、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

入札に当たっては、入札書及び明細書を提出してください。

なお、契約単価は、仕様書で指定する部品メーカーが発行する価格表による価格に、落札者が提出し

た明細書に記載された割引率を適用して算出した割引後の価格とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年3月27日 午後2時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書及び明細書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。ただし、令和2年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第49号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月11日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

塩浜営業所応急車リース

(2) 履行場所

仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和2年5月1日から令和9年9月30日まで

(4) 物品の特質等

仕様書で定めるとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市【製造の請負・物品の供給等】有資格業者名簿に、業種「リース」、種目「車両」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書の内容を遵守し、当該契約を確実に履行できること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 原田

電話 044-200-3228

(2) 提出期間

令和2年3月11日から令和2年3月17日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和2年3月19日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 管理担当 関口

電話 044-200-3235

- 7 一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。
- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
総額で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時 令和2年3月25日 午前10時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
- (3) 入札書の提出方法
持参
- (4) 入札保証金
免除
- (5) 落札者の決定方法
川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
- (6) 入札の無効
川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手続等
次により、契約を締結します。ただし、令和2年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を条件とします。
- (1) 契約保証金
契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。
- (2) 前払金
無
- (3) 契約書作成の要否
必要
- 10 その他
- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。
- (4) 当該契約は、令和3年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除をすることができるものとします。また、上記変更又は解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補填を川崎市交通局に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第2号

川崎市病院局契約規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年3月6日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

川崎市病院局契約規程の一部を改正する規程

川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規程第39号)の一部を次のように改正する。

第31条第1項第6号を次のように改める。

(6) 契約不適合責任

第56条を次のように改める。

(契約不適合責任)

第56条 管理者は、第42条の規定により引渡しを受けた目的物(工事目的物に限る。以下この項において同じ。)が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下この条において「契約不適合」という。)である場合においては、契約不適合を理由として、当該目的物の引渡しを受けた日から2年以内に、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をするものとする。ただし、植栽工事の枯れ補償については、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、検査をして直ちにその履行の追完を請求するものとする。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の規定は、契約不適合が契約者の故意又は重大過失により生じたものであるときは適用しない。この場合において、管理者は、民法の定めるところにより請求等をするものとする。

4 管理者は、特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、契約不適合責任を定めることができる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第14号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会へ

の出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

ウ 本調達に関する落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。

エ 民法の一部改正に伴い契約約款の改正を予定しておりますので、御注意ください。詳しくは、病院局入札情報のホームページを御確認ください。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院血管内超音波画像システム (i-Lab CART) 賃貸借
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
	競争参加の申込	令和2年3月10日から令和2年3月17日まで受付けます。
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和2年3月25日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	井田病院往診及び訪問看護用公用車の賃貸借
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	令和2年6月1日から令和9年5月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「リース」 種目「車両」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
	競争参加の申込	令和2年3月10日から令和2年3月17日まで受付けます。
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和2年3月25日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第15号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月10日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報

を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857 (直通)

(2) 川崎市病院局契約規程 (以下「契約規程」といいます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」といいます。) ほかの契約関係規

程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に戻り、回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室(川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権

限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

ウ 本調達に関する落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。

エ 民法の一部改正に伴い契約約款の改正を予定しておりますので、御注意ください。詳しくは、病院局入札情報のホームページを御確認ください。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院RO装置保守業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療関連業務」 種目「医療機器維持管理」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和2年3月10日から令和2年3月17日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和2年3月25日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

病 院 局 公 告 (調 達)**川崎市病院局公告(調達)第5号**

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年3月25日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 役務の名称

感染性産業廃棄物及び産業廃棄物収集運搬処理業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階

3 契約の相手方を決定した日

令和2年2月21日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 中商

代表取締役 中嶋 達夫

川崎市幸区南加瀬一丁目8番6号

5 落札金額

84,494,000円(消費税額及び地方消費税額を除く。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条柱書に規定する、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による。

消 防 局 訓 令**川崎市消防局訓令第2号**

局内一般

消 防 署

川崎市婦人消防育成検討委員会及び地区婦人消防隊委員会の設置等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月11日

川崎市消防長 原 悟志

川崎市婦人消防育成検討委員会及び地区婦人消防隊委員会の設置等に関する規程を廃止する訓令

川崎市婦人消防育成検討委員会及び地区婦人消防隊委員会の設置等に関する規程(昭和59年消防局訓令第7号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第3号

局内一般

消 防 署

川崎市消防建築同意事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月13日

川崎市消防長 原 悟志

川崎市消防建築同意事務処理規程の一部を改正する訓令

川崎市消防建築同意事務処理規程(平成7年川崎市消防局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「建基法第87条の2」を「建基法

第87条の4」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

建築基準法令に関する審査事項の適用基準

○：審査が必要なもの △：必要に応じて審査を行うもの

—：審査の必要のないもの

審 査 事 項	参 照 条 文 (主要なもの)	建 築 物 の 用 途						
		特 定 防 火 対 象 物	非 特 定 用 途 防 火 対 象 物				長 屋	戸 建 住 宅
			共 同 住 宅 以 外	共 同 住 宅 等				
				中 高 層	低 層			
道路との関係・敷地内通路	法第35条(令第128条) (敷地内の通路)	令第123条 令第125条 例第9条 例第21条 例第37条 例第43条 例第48条	○	○	○	○	—	—
	法第35条(令第128条の2) (大規模な木造等の建築物の敷地内における通路)	令第107条 令第109条の3	○	○	○	○	—	—
	法第43条 (敷地等と道路との関係)	令第116条の2 例第6条 例第8条 例第34条 例第40条 例第48条 例第51条	○	○	○	○	○	○
主要構造部の制限	法第21条第1項及び第2項 (大規模の建築物の主要構造部等)	令第107条 令第107条の2 令第109条の3 令第109条の5 令第109条の7 令第115条の2	△	△	△	△	△	—
	法第27条 (耐火建築物等としなければならない特殊建築物)	令第107条 令第107条の2 令第109条の3 令第110条 令第110条の2 令第110条	○	○	○	○		

		の3 令第110条 の4 令第110条 の5 令第116条 例第30条 例第32条 例第47条 例第48条 例第55条						
	法第35条の3 (無窓の居室等の主要構造部)	令第107条 令第108条 の2 令第111条	○	○	—	—	—	—
	法第61条 (防火地域及び準防火地域内の建築物)	令第107条 令第107条 の2 令第108条 令第108条 の2 令第109条 令第109条 の3 令第136条 の2	○	○	○	○	○	○
屋根	法第22条 (屋根)	法第24条 令第109条 の8	○	○	○	○	○	○
	法第62条 (屋根)	令第136条 の2の2	○	○	○	○	○	○
外壁 等	法第23条 (外壁)	令第109条 の9 例第24条 例第28条	○	○	○	○	○	○
	法第25条 (大規模の木造建築物等の外壁等)	令第108条 令第109条 の8	○	○	△	△	△	—
	法第63条 (隣地境界線に接する外壁)	令第107条 例第20条	○	○	○	○	○	○
防火 区画	法第26条 (防火壁等)	令第108条 の2 令第113条 令第115条 の2	○	○	○	○	△	—

	法第36条(令第112条) (防火区画(面積区画))	法第21条 法第27条 法第61条 令第107条 令第107条 の2 令第108条 令第108条 の2 令第109条 令第109条 の3	○	○	○	○	△	—
	法第36条(令第112条) (防火区画(竪穴区画))	令第107条 令第107条 の2 令第108条 の2	○	○	○	○	—	—
	法第36条(令第112条) (防火区画(異種用途区画))	法第27条 令第107条 令第107条 の2 令第108条 令第108条 の2 例第57条	○	○	○	△	—	—
	法第36条(令第114条) (建築物の界壁・間仕切 壁及び隔壁)	令第107条 令第107条 の2 令第108条 令第112条	○	○	○	○	○	—
廊下	法第35条(令第119条) (廊下の幅員)	令第123条 の2 例第25条 例第31条 例第46条 例第48条	○	○	○	○	—	—
階段	法第35条(令第120条) (直通階段の設置)	令第107条 令第107条 の2 令第108条 の2 令第116条 の2 例第10条 例第56条	○	○	○	○	—	—

	法第35条(令第121条) (二以上の直通階段を設ける場合)	令第107条 令第107条の2 令第108条の2 令第123条 令第123条の2 例第47条 例第48条	○	○	○	○	—	—
	法第35条(令第121条の2) (屋外階段の構造)	令第107条の2	○	○	○	○	—	—
	法第35条(令第122条) (避難階段の設置)	令第107条 令第107条の2 令第108条の2 令第123条 令第123条の2 令第126条 例第47条	○	○	○	○	—	—
	法第35条(令第124条) (物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅)	令第123条 令第126条	○	/	/	/	/	/
	法第36条(令第23条) (階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法)	令第120条 令第121条 例第26条 例第31条 例第47条 例第48条	○	○	○	○	—	—
	法第36条(令第24条) (踊場の位置及び踏幅)		○	○	—	—	—	—
出入口	法第35条(令第118条) (客席からの出口の戸)		○	—	/	/	/	/
	法第35条(令第125条) (屋外への出口)	令第120条 令第124条 例第19条 例第21条 例第22条 例第35条 例第36条 例第39条 例第41条 例第42条 例第48条 例第54条	○	○	—	—	—	—

	法第35条(令第125条の2) (屋外への出口等の施錠装置の構造等)		○	○	—	—	—	—
屋上 広場	法第35条(令第126条) (屋上広場等)	例第38条 例第47条 例第48条	○	○	○	—	—	—
内装 制限	法第35条の2 (特殊建築物等の内装)	令第128条 の3の2 令第128条 の4 令第128条 の5	○	○	△	—	—	—
非常 用昇 降機	法第34条第2項 (非常用の昇降機)	令第129条 の6 令第129条 の13の2 令第129条 の13の3 例第58条	○	○	○	—	—	—
排煙 設備	法第35条(令第126条の2) (排煙設備の設置)	令第107条 令第107条 の2 令第108条 の2 令第112条 令第116条 の2 令第126条 の3 令第129条 の2	○	○	○	—	—	—
非常 用照 明	法第35条(令第126条の4) (非常用の照明設備の設置)	令第116条 の2 令第126条 の5	○	○	○	—	—	—
非常 用進 入口	法第35条(令第126条の6) (非常用の進入口の設置)	令第126条 の7 令第129条 の13の3	○	○	○	○	○	○
地下 街	法第35条(令第128条の3) (地下街)	令第23条 令第108条 の2 令第112条 令第126条 の2 令第126条 の3 令第126条 の4 令第126条 の5 令第129条 の2の4	○					

簡易な構造の建築物	法第84条の2 (簡易な構造の建築物に対する制限の緩和)	令第136条の9 令第136条の10 例第56条	△	△				
共同住宅等・児童福祉施設・長屋	例第23条 (設置の禁止)		○			○	○	
ホテル等	例第29条 (設置の禁止)		○					
公衆浴場	例第49条 (浴室等の構造)		○	○				
	例第50条 (火たき場等の構造)		○	○				

注1 「特定防火対象物」とは、建築物であって消防法第17条の2の5第2項第4号に定める防火対象物をいう。

注2 「非特定防火対象物」とは、建築物であって消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物で特定防火対象物以外のものをいう。

注3 「共同住宅等」とは、建築物であって消防法施行令別表第一(五)項口に掲げる防火対象物をいう。

注4 共同住宅等のうち、「低層」のものとは、地階を除く階数が3以下のものをいう。

注5 「必要に応じて審査を行う」とは、次のいずれかに該当する場合に審査を行うこと。

* 申請建築物の周囲の状況が木造密集市街地等で、火災時等に周辺への極めて重大な被害の影響が懸念される場合

* 大規模な建築物、複雑な用途又は計画をされた建築物で、火災時等に申請建築物の安全性の確保が重要な場合

* その他特に必要と認められる場合

注6 法令の略称は次のとおりとする。

「法」：建築基準法、「令」：建築基準法施行令、「例」：川崎市建築基準条例

別表第220の項中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」を「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」に改める。

第3号の3様式中「建基法62・64」を「建基法61」に、「建基法2・21～25・27・61～63」を「建

基法2・21～25・27・61・62」に、「建基令112・129の2の5」を「建基令112・129の2の4」に、「建基令23・119～125条の2」を「建基令23・119～125の2」に、「市建例21～22・25～27」を「市建例21・22・25～27」に改める。

第3号の4様式中「建基法21・22・61・62」を「建基法21・22・61」に、「建基法23・62・64」を「建基法23・61」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年3月13日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の訓令の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上で引き続きこれを使用することができる。

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第6号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和2年3月11日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

1 日 時 令和2年3月18日(水)9時30分から

2 場 所 教育文化会館 第6会議室

3 議 事

- 議案第61号 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第62号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第63号 川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の制定について
- 議案第64号 川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第65号 川崎市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第66号 川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第67号 公文書開示請求に係る審査請求についての裁決について
- 議案第68号 人事について
- 議案第69号 人事について

4 その他報告等

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和2年3月4日

川崎市選挙管理委員会
委員長 潮 田 智 信

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び同法第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び同法第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

24,955人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する

る法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

255,968人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び同法第86条第1項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

川崎区	63,055人
幸 区	46,579人
中原区	70,951人
高津区	63,266人
宮前区	63,432人
多摩区	59,607人
麻生区	49,027人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び同法第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

207,957人

監 査 公 表

2 川監公第5号
令和2年3月9日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和2年1月10日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二
同 植 村 京 子
同 嶋 崎 嘉 夫
同 沼 沢 和 明

(別紙)

31川監第764号
令和2年3月9日

坂巻 良一 様

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

川崎市職員措置請求について (通知)

令和2年1月10日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1及び別紙2(事実証明書は添付省略)のとおり、市が平成30年度に少額随意契約の軽易工事として実施した「中原区役所旧厨房天井等補修工事(以下「旧食堂工事」という。)」及び「中原区役所旧食堂床等補修工事(以下「旧食堂工事」という。」「旧厨房工事」と併せて「本件各工事」という。)」について、1件で発注可能な工事を250万円以下の2件の工事に分割して発注・契約した違法性があり、かつ、本件各工事契約締結当時の川崎市軽易工事契約事務取扱規程(昭和49年訓令第8号。以下「軽易工事取扱規程」という。)で定める軽易工事の定義を逸脱した違法性があるとし、一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を執るよう求めている。

2 請求の一部受理

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができず、ただし、正当な理由があるときは、この限りでないといわれている。法が監査請求の期間を定めた趣旨は、普通地方公共団体の執行機関・職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法・不当なものであったとしても、いつまでも監査請求されない住民訴訟の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないためと解されている(最高裁判所昭和63年4月22日判決(昭和62年(行ツ)第76号)参照)。

請求人は、契約の違法を主張していることから、本件においては、支出負担行為である契約締結の日を監査請求期間の起算日とするのが相当であると考えられるところ、旧厨房工事は平成30年11月30日、旧食堂工事は同31年1月15日が契約締結日であることから、旧厨房工事については、当該行為があった日から1年以上を経過し、監査請求期間を徒過したものといえる。

この点、請求人は、本件各工事の契約締結がなされて初めて分割発注の要件が整うことから、本件措置請求における監査請求期間の起算日は、旧食堂工事の契約締結日となる旨を主張するが、本件各工事の支出負担行為は別個の財務会計上の行為であり、監査請求期間はそれぞれの行為のあった日から各別に計算すべきものであるから、請求人の主張は採用できない。

また、請求人は、上記主張に加え、監査請求期間を徒過したことの正当な理由として、本件各工事に係る公文書開示請求の開示日が令和元年11月13日であり、その日から58日間で監査請求したことを挙げているが、当該期間内に監査請求をなし得な

軽易工事取扱規程第2条において「予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1件2,500,000円(需用費中100,000円以下のものを除く)以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表で定める原形復旧工事をいう。」と規定されているが、市における「原形復旧工事」の定義は存しない。

(2) 旧食堂工事について

中原区役所の食堂は、平成29年4月1日をもって営業を終了し、区役所食堂事業を運営する川崎市職員厚生会において事業承継の相手を探したが見つからず、同年8月15日の同会理事会において食堂事業からの撤退が決定された。

中原区役所では、これを受け、食堂としての利用目的が廃されたため、次の利用目的を決定するまでの間、食堂を打合せスペースとして暫定的に利用することとし、経年劣化による壁紙や照明機器の補修を平成29年度中に行った。

また、中原区役所の職員で構成する中原区役所業務改善・レイアウト検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置し、旧食堂の利用方法等について検討を重ね、平成30年11月21日の検討委員会において、旧食堂は、打合せ以外にも、テレビ会議や選挙・統計等の臨時的業務で利用が可能な多目的スペースとすることを決定した。他方、出入口扉や床の仕上げ等の詳細な仕様について未確定であったため、総務課において引き続き検討・調整を行った上で、工事を実施した。

なお、旧食堂工事に係る各見積書及び軽易工事完成届の目付(提出日)について、中原区役所の説明によれば、業者から空欄で提出されたため、実際の提出日を担当職員が記入したものとされている。

2 監査委員の判断

前記事実関係のとおり、旧食堂は1年以上にわたり打合せスペースとしての利用がなされており、旧食堂工事により、打合せ以外にも、テレビ会議や選挙・統計等の臨時的業務での利用が可能な多目的スペースとしたのであるから、当該用途や機能が当該工事によって本質的に変更されたと認めがたい。

したがって、旧食堂工事が軽易工事取扱規程で定める軽易工事の定義を逸脱したものであるとはいえず、請求人の上記主張はただちに採用できない。

なお、見積書及び軽易工事完成届の日付については、いずれも担当職員において追記されたものであるが、本来、これらの書面は、作成者に提出日付を記入して提出されるべきものであり、担当職員の上記対応は誤解を招きかねず、不適切であることを念のため付言しておく。

以上により、旧食堂工事を軽易工事として随意契約により執行したことが違法若しくは不当であったとは認められず、請求人の主張には理由がない。

よって、本件措置請求は、これを棄却することとする。

った理由について何ら主張していない。

そして、住民監査請求は、当該財務会計行為が終わった日から1年内にすることを原則としているのであるから、上記各工事に關する文書を事前に取得しているながら、監査請求期間を超過したことについて、正当な理由が必要であることは言うに及ばない。

よって、請求人の上記主張は採用できない。

以上のとおり、本件措置請求のうち旧厨房工事に關する部分については、法第242条第1項の規定による適法な請求とは認められないため却下することとし、旧食堂工事に關する部分についてのみ所定の要件を具備しているものと認め、令和2年1月22日付でこれを受理し、監査対象を中原区役所とした。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第242条第6項の規定に基づき、令和2年2月4日、請求人から陳述の聴取を行った。この際、同条第7項の規定に基づく中原区役所の関係職員(以下「関係職員」という。)の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和2年2月4日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」(添付省略)の提出があった。この際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙4のとおりである。

3 監査対象事項

川崎市職員措置請求書並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、旧食堂工事が軽易工事取扱規程で定める軽易工事の定義を逸脱し、軽易工事として随意契約により執行したことが違法若しくは不当といえるかを監査対象事項とした。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(甲) 軽易工事の定義について

軽易工事は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号に掲げる、いわゆる少額随意契約に該当するものである。その定義については、

別紙1

川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員 様
2020年(令和2年)1月10日
住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3
職業 (略)
氏名 坂 巻 良 一

1 請求の要旨

(1) 監査対象
甲第1号証及び甲第2号証に示す中原区役所まちづくり推進部総務課が、地方自治法に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約手続きを適用せず、随意契約である「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」(以下「軽易工事取扱規程」という。)を適用し、発注・契約した2件の工事契約を監査対象とします。

(2) 分割発注に係る違法性
地方自治法第234条第1項及び第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則第24条の2に定めるいわゆる「少額随意契約」について適用する規定として、川崎市は「軽易工事取扱規程」を制定しております。
軽易工事取扱規程を適用する場合には、軽易工事取扱規程第2条に「1件250万円以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表に定める原形復旧工事」と定められています。
軽易工事取扱規程の運用について、契約課が決定した契約事務の手引きや会計室が実施している会計事務研修テキストにおいて「1件の工事を数件に分けて発注することではできません」と分割発注禁止を明確に記載しております。

甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、「中原区役所旧厨房天井等補修工事」及び「中原区役所旧食堂床等補修工事」という工事項目で発注・契約がなされており、1件で発注が可能ない工事を2件に分割発注し、契約した違法性があります。

(3) 小破修繕の原形復旧という定義を逸脱する違法性
また、甲第1号証の「中原区役所旧厨房天井等補修工事」及び甲第2号証の「中原区役所旧食堂床等補修工事」は、それぞれ甲第3号証及び甲第4号証の写真で示すとおり、「旧厨房」は、ロッカーやダンボール置き場になっており、「旧食堂」は、事務スペースに変身しており、軽易工事取扱規程第2条第3号に定める「小破修繕の原形復旧工事」という定義に逸脱した「新設工事」に該当するものであり、軽易工事取扱規程に違反したものであります。

この違法性を、仮に、否定するのであれば、旧厨房及び旧食堂のどこが小破し、そのための修繕として、どこをどのように原形復旧したのかを具体的に説明すべきであります。

(4) 川崎市が被った損害の補填
上記のとおり、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注・契約を締結しなければなりません。しかしながら、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、一般競争入札もしくは指名競争入札によらず、1件250万円以下の少額随意契約として2件の工事に分割発注し、より競争性の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。

併せて、新設工事の場合、一般競争入札もしくは指名競争入札に書かなければならないもので、旧厨房をロッカーやダンボール置き場にリフォームしたり、旧食堂を事務スペースに改造した工事は、文字通り、小破し、小破したところを修繕し、原形に復旧する工事に該当しないことは明白であり、新設工事に該当するものであることから、そもそも随意契約での契約を行ってはいけな工事に随意契約を適用した違法契約を行ったものであります。

したがって、本来あるべき契約方法であります一般競争入札もしくは指名競争入札により契約を締結した場合と違法な競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害であります。以上により、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求いたします。

なお、甲第1号証及び甲第2号証の契約締結回議書及び支出命令回議書によれば、当該契約の最終決裁者及び支出命令者として、中原区役所まちづくり推進部総務課の小泉幸弘課長であります。また、損害額の認定においては、財政局契約課が作成した甲第5号証を参考に、民事訴訟法第248条

の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

2 分割発注契約に係る監査請求期間の起算日
本件住民監査請求の一件は、2件に分割発注した違法性を問うものであります。そこで、2件の分割発注の要件を満足する日付けが重要となります。まず、甲第1号証の契約日は、平成30年11月30日であり、次に、甲第2号証の契約日は、平成31年1月15日であり、上記の2件の契約が行われて2件に分割発注したという要件が整うことから、分割発注契約に係る監査請求期間の起算日は、2つ目に契約が行われた「平成31年1月15日」となるものであり、その時点から1年を経過する起算日は、「令和2年1月14日」となるものであります。

本件監査請求の日付けは、令和2年1月10日であることからすると、監査請求期間の期限にあと4日間がある時点で請求したものであることから、「1年」という期間の問題は、解消されるものであります。
3 地方自治法第242条第2項ただし書の「正当な理由」
甲第1号証の場合であります。
甲第1号証の契約日は、平成30年11月30日であり、甲第6号証に示すとおり、甲1号証の開示請求承諾通知書の日付けは、令和元年11月13日(実際に文書を受領した日付けは11月19日)、情報公開開示日から本件請求日より2ヶ月間(2019年10月10日)までは2ヶ月間を超えない88日間(実質に開示した日からは62日間)となつております。
最高裁の判例では、情報公開請求から1ヶ月間とか3ヶ月間などの期間を、地方自治法第242条第2項ただし書の「ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」に該当するとしております。したがって、甲第1号証の場合、契約日から1年を経過しているもの、正当な理由に該当するものであります。
なお、前記2で記載した分割発注という起算日からすると、監査請求の1年という期間は、既に、解決しているものであります。念のため、「正当な理由」についても言及したものであります。

4 甲第2号証の監査請求期間の起算日
甲第2号証の契約日を見てみますと、平成31年1月15日となっておりますので、本件監査請求の日付けであります令和2年1月10日は、監査請求期間の期限にあと4日間がある時点で請求したものでありますことから、「1年」という期間の問題は、発生しないものであります。

5 請求の理由
(1) 甲第1号証及び甲第2号証の工事が1件工事を示す同一内容
甲第1号証及び甲第2号証の工事は、中原区役所という同一所在地及びその4階という同一フロアの旧厨房及び旧食堂という一体不可分同一区画における工事、天井や床のリフォーム工事という同一の種類の工事、加えて、受注業者が同一の業者であることからして、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、2件の工事に分割発注・契約しなければならぬ合理的な理由は存在しません。

(2) 甲第1号証及び甲第2号証における名目上の相違点
甲第1号証及び甲第2号証で違う点は、旧厨房と旧食堂という実質的な同一の室内における「天井工事」か「床工事」かの違いであり、この違いをもって、別々の発注・契約を行うことは、個人の家庭、民間会社、他の地方公共団体及び国の契約においても、有り得ない発注・契約であります。なお、「天井工事」が「床工事」かの違いであり、この後の(5)で述べますとおり、実態としては、甲第1号証及び甲第2号証の工事はともに「床工事」が主たる工事となっております。

次に、見積り依頼業者の組合せが、甲第1号証及び甲第2号証のそれぞれの「業者選定書」によれば、受注業者以外の2社がそれぞれ違っており、適正な見積り合わせであることを装っているように見えますが、そもそも、中原区役所という工事場所に近い登録建築業者は数多く存在しているにもかかわらず、受注業者以外の2社の組合せを変えたもの、なぜか、2件の工事を両方受注した業者のみが、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、甲第1号証及び甲第2号証の見積り業者に入っております。その状況は、当初から、当該受注業者が受注することを想定しての見積り依頼業者の組合せではないのか。この点について、合理的な説明がなされなければならず、仮に、合理的な説明ができなかつた場

別紙2

川崎市職員措置請求書(補充書)

川崎市監査委員 様
2020年(令和2年)1月20日
住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3
職業 (略)
氏名 坂 巻 良 一

中原区役所より新たな公文書が令和2年1月16日付けにて開示されたことに伴い、川崎市職員措置請求書(補充書)を提出いたします。

1 下見積書について
甲第11号証に示します中原区役所まちづくり推進部総務課より令和2年1月16日付け31川中総第941号にて開示請求承諾通知書が請求者あてに通知されました。

その内容は、本件監査対象の工事2件の仕様書及び予定価格設定のための設計・積算用の下見積書とされます。その下見積書は、本件監査対象工事を受注した会社1社のみの下見積書でありました。次に、下見積りに関する依頼文書が添付されておりませんので、いつ、だれが、何の目的で、どのような内容の、誰に対して等々の内容が不明であります。

次に、下見積書は、3通ありますが、その作成日付けは、3通ともに平成30年11月13日でありまして、次に、旧厨房と旧食堂の縦横高さの数値が入った平面図とリフォーム前の写真が添付されています。

2 下見積書から読み取れること
まず、下見積書の日付けが、旧厨房及び旧食堂ともに平成30年11月13日であったことから、中原区役所が下見積りを徴収する時点で、旧厨房と旧食堂の両方をリフォームするという行政内部の意志は確定していたことが読み取れます。

次に、旧厨房と旧食堂の両方の縦横高さの数値が入った平面図とリフォーム前の写真が添付されていたことから、下見積りを徴収する時点で、既に旧厨房と旧食堂の両方をリフォームする行政内部の意志は確定していたことが読み取れます。

下見積り依頼文書が添付されていないことは、旧厨房と旧食堂の両方を同時にリフォームする行政内部の意志、つまり1件工事として発注する予定が明確になることを恐れて依頼書を作成しなかったのか、いづれにせよ、下見積書から除外し隠ぺいしたのかのどちらかだと思われま。

旧厨房と旧食堂の両方のリフォーム計画案は確定していたものの、同時発注では明確に分割発注が明らかになってしまいうこと、分割発注を隠ぺいするため、旧厨房と旧食堂の工事に2分割し発注していたものと思われま。

したがって、本件請求事案の2件の軽易工事契約は、中原区役所としては、既に、旧厨房及び旧食堂の全体をリフォームする意思は確定していたもので、それを1件の工事として競争入札として発注することは可能であったはずであります。そのように1件工事として競争入札が可能であった工事を、2件の軽易工事に分割しなければならぬ合理的な理由も存在しないもので、地方自治法等の法令等に違反する契約であることは明白であります。

なお、実際の工事は、旧厨房と旧食堂の両方の工事も、同時に施工されていた可能性もあります。なぜならば、契約日はずれていますが、既に、自らが受注することがほぼ確定していたことから、工事人や工事材料等々の手配を考慮した場合、同時施工の方が経費を低減させることが可能であるからであります。

3 日付けについて
(1) 見積書の日付けについて
甲第12号証に本件請求事案の各見積書に記載された日付欄を拡大し、比較した一覧表を示します。

合は、各社の見積書の日付けの筆跡が同一の上に見える点も含め、当初から、当該受注業者を受注させる目的で、他の2社の組合せはダミーとも思え、菅製談合の疑いが濃厚であります。

(3) 契約日及び工期
次に、契約日及び工期について、甲第8号証を示します。
まず、甲第1号証の旧厨房の工期は、平成30年11月30日から平成31年1月11日となっており、甲第2号証の旧食堂の工期は、平成31年1月15日から平成31年2月22日となっております。

甲第8号証で詳細がわかりますとおり、甲第1号証の履行期限であります平成31年1月11日と甲第2号証の契約日であります平成31年1月15日との間には、3日間ありますが、甲第8号証で示しますとおり、1月11日と1月15日との間の3日間は、土曜日、日曜日そして月曜日(祝日)の3日間でありま。

その状況から致しますと、甲第1号証及び甲第2号証の工期は、実質的に平成30年11月30日から平成31年2月22日まで連続していたものであり、工期を2つの工期に分割し、別々の発注・契約を行うことは、個人の家庭、民間会社、他の地方公法団体及び国の契約においても、有り得ない発注・契約であります。

(4) 食堂(レストランなかはら)の営業終了
甲第9号証で示すとおり、中原区役所の食堂(レストランなかはら)の営業終了日は、平成29年4月1日であり、営業終了のまま放置されていたものであります。

厨房・旧食堂は、営業終了の直前に、行政における市民サービスへの支障を可能な限り最短とするものでありますので、1年8ヶ月の間放置されたことは、軽易工事取扱規程の適用を逸脱するものであり、随意契約と比較して契約までに時間を要するとされている一般競争入札もしくは指名競争入を行ったにもかかわらず、この点からも本件の2件の契約は、地方自治法等の法令等に違反しているものであります。

(5) 甲第1号証の工事名称
甲第1号証の工事名称は、「中原区役所旧厨房天井等補修工事」となっておりますが、工事の内容をよく見ると、床の工事費が天井の工事費の1.8倍にもなっていることから、本来の工事名称は、「中原区役所旧厨房床等補修工事」とすべきであるが、そうした場合、甲第2号証の「[中原区役所旧食堂床等補修工事]と同様の工事名となり、分割発注したことが、より明確となりました。本来は有り得ない、工事としてはより少額となっていた天井の工事名称を付したのもと思われま。

このことから、分割発注である証拠の一端が垣間見えるものであります。

添付資料
【甲第1号証】・・・「中原区役所旧厨房天井等補修工事」の契約回議書
【甲第2号証】・・・「中原区役所旧食堂床等補修工事」の契約回議書
【甲第3号証】・・・「旧厨房」の現状写真
【甲第4号証】・・・「旧食堂」の現状写真
【甲第5号証】・・・契約調作成の「業種別・契約区分別・月別の平均落札率(%)」一覧
【甲第6号証】・・・甲第1号証及び甲第2号証の開示請求承諾通知書
【甲第7号証】・・・中原区役所の旧厨房及び旧食堂の位置を示す平面図
【甲第8号証】・・・甲第1号証及び甲第2号証の契約日及び工期をカレンダーに示した書面
【甲第9号証】・・・旧厨房及び旧食堂の「食堂(レストランなかはら)」の営業終了を知らせる中原区役所のホームページをプリントした書面
【甲第10号証】・・・中原区役所 旧厨房 旧食堂 工事 比較一覧表

- 【甲第13号証】・・・前記甲第12号証を確認できる各見積書のコピー
- 【甲第14号証】・・・甲第1号証及び甲第2号証に係る「軽易工事完成届」の日付け筆跡確認
- 【甲第15号証】・・・東京都財務局の「財務局工事記録写真撮影要領」
- 【甲第16号証】・・・「札幌市土木工事共通仕様書」
- 【甲第17号証】・・・「令和元年監査結果に基づき知事等が議じた措置(第2回)」
- 【甲第18号証】・・・2009年(平成21年)5月28日(木曜日)付けの朝日新聞
- 【甲第19号証】・・・2009年(平成21年)5月28日(木曜日)付けの東京新聞
- 【甲第20号証】・・・2019年2月6日付けの神戸新聞のネット版

一目瞭然、旧野尻及び旧倉敷のそれぞれの見積書の日付け筆跡が、すべて同一筆跡と思われま
す。なお、間違いない6件の見積書であることが確認できますように6件の見積書を甲第13号証に示
します。

見積書の日付けが重要なことは、見積書の提出締切日以降に提出された見積書は、入札の場合の「不
参」として取扱われ、見積り無効となるものであります。

それにつきましては、「川崎市電子入札運用基準」の5ページの「7開札について」の「7-1 入札
書未提出の取扱いについて」において「入札書締め切り時間までに、入札書又は辞退届の提出がなく、
また、入札(開札)時間までに繰入札に変更しての入札書又は辞退届の提出もなかった場合、「不参」と
して取扱うものとする。」と規定されています。

(2) 完成届の日付けについて
また、甲第14号証に甲第1号証及び甲第2号証のそれぞれの完成届を示しますが、完成届の日付け
筆跡も同一筆跡と思われま

す。完成届は、業者が記載する日付けと市職員とが記載する日付欄があります。
発注者と受注者が記載すべきとされている上記公文書の日付けが同一筆跡ということは、公文書とし
ては、見積書及び完成届ともに違法な公文書であります。

4 工事写真の日付け記載について
甲第15号証に東京都財務局の「財務局工事記録写真撮影要領」を、甲第16号証に「札幌市土木工事
共通仕様書」を示します。
同都市ともに、工事写真には、撮影年月日もしくは撮影月日の記載を規定しております。
特に、甲第17号証に示す「令和元年監査結果に基づき知事等が議じた措置(第2回)」において、東京
都監査委員がその監査結果として、「工事記録写真における施工日等の情報は、契約閉中で施工され
たものであることや工事経過を明らかにするため、正確に記載されていなければならぬところ、部は、
不備がある状態の工事写真報告書を受託者から受け取ったにもかかわらず、受託者に特選し再提出を求
めないうまま、履行確認を行っていることは適正でない。」と指摘しているものであります。
したがって、工事過程を発注者が、24時間365日管理監督できないことから、その工事過程を正確に
確認するための工事写真には、撮影年月日の記載は必要不可欠からざるものであります。

5 約10年前の繰り返し
甲第18号証及び甲第19号証に2009年(平成21年)5月28日(木曜日)付けの朝日新聞及び東京
新聞を示します。
その新聞報道によりますと、定期監査で不適切な契約事務が見つかつたため、2007年度及び2008年
度の軽易工事約7,000件を当時の服務監察担当が全庁的に聞き取り調査した結果、767件の不適切契約
が判明し、課長級30人を文書注意したとあります。

その内訳は、①契約日以前に工事を開始したが481件 ②契約業者に他社の見積りも出させたが213
件 ③250万円を超える工事を分割したが52件 ④記事にはありませんが、その他の不適切契約が21
件となっております。
本件の中原区役所の事案は、③250万円を超える工事を分割したと同様の不適切契約事例であり、さ
らに、今回の見積書の日付けが同一筆跡であることから、前記②の契約業者に他社の見積りも出させた、
に該当する可能性があります。

なお、その場合、業者からは、日付け抜きで見積書を提出させ、市の職員が自らの都合の良い日付け
を記載しているとする場合の可能性がありますが、業者が他の業者の見積り日付けを記載した場合も市
の職員が自らの都合の良い日を記載した場合も、いずれも、法令違反であります。
つまり、業者が記載した場合は、談合の疑いに繋がり、市の職員の場合は虚偽公文書作成の疑いがあ
るものであります。

参考として、甲第20号証として2019年2月6日付けの神戸新聞のネット版を示します。
そこには、「高知市長と市幹部19人 日付さかのぼり決裁書作成容疑」との見出しで、虚偽公文書作
成・同行使の疑いで高知県警が書類送検したとの記事があります。

添付図書
【甲第11号証】・・・令和2年1月16日付け31川中総第941号にて開示請求承諾通知書
【甲第12号証】・・・甲第1号証及び甲第2号証に係る6件の見積書に記載された日付け一覧

別紙4

関係職員の陳述録

令和2年1月10日付け川崎市職員措置請求書による措置請求（以下「本件請求」という。）に対する本市の見解について、次のとおりといたします。

1 本件請求に関する事実経過
 食堂は、不採算のため平成29年4月1日をもって営業を終了し、区役所食堂事業を運営している川崎市職員厚生会において事業を継承する相手を探してまいりましたが、新たな契約の相手が見つからず、平成29年8月15日の同会理事会において中原区役所における食堂事業の撤退が決定されました。厨房及び食堂としての利用目的が廃されたため、次の利用目的が決定するまでの間、旧厨房は書庫や物置として、旧食堂は打合せスペースとして暫定的に利用することとし、厨房については厨房機器の撤去を、食堂については経年劣化による壁紙の補修や照明機器の補修を平成29年度中にを行います。

また、平成29年12月に「中原区役所業務改善・レイアウト検討委員会」（以下「検討委員会」という。）—これは区役所職員で組織している内部的な会議となりました。—として、旧厨房及び旧食堂の利用方法について検討を重ねてまいりました。

その結果、平成30年11月21日の同検討委員会において、旧厨房については、人口増加に伴う申請書類等の増加により、各課における書類取納スペースに不足が生じていたことから、工事を実施することといたしました。

一方、旧食堂については打合せ以外にもテレビ会議や選挙・統計等の臨時的業務で利用可能な多目的スペースとすることを決定しましたが、出入り口扉や床の仕上げといった詳細な仕様については未確定であったことから、総務課において引き続き検討・調整をした上で工事を実施することといたしました。

したがって、当該2件の工事については、それぞれ別個の工事として執行したものでございます。

2 軽易工事（随意契約）により執行した根拠
 地方自治法第234条第1項では、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定し、同条第2項では、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定しております。

これを受け、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則（以下「契約規則」という。）第24条の2第1項第1号では予定価格が250万円以下の工事請負契約については、随意契約（以下「少額随契」という。）によることができると規定しております。

なお、少額随契を行う場合は、契約規則第26条第1項では「市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上のものから見積り書を徴せなければならぬ。」と規定していますが、競争性及び透明性を確保し、適正な価格で契約を行うため、「川崎市契約規則等の一部改正に伴う事務取扱について（昭和58年3月13日付け57川総用第240号助役専決）」において、原則として3者以上の見積り合わせで執行することが通知されております。

当該2件の工事は、それぞれ別の工事に係る見積り書を3者から徴したところ、1件当たり250万円以下での契約が可能となり契約規則に規定する随意契約によることができる場合の限度額範囲内であることから、施行令で規定する少額随契により執行したものでございます。

さらに、平成31年4月1日改正前の「川崎市軽易工事費負担率」(以下「軽易工事費負担率」という。)においては、軽易工事を「予算科目が工事費負担率又は費用に該当し、1件250万円（需用費中10万円以下）のものを除く。）以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表に定める原形復旧工事という。」と規定しています。別表では、建築、設備等の工事の種類に定める原形復旧工事とされているものの、「小破修繕等」や「原形復旧」の定義が明示されているものではありません。

旧厨房は書庫・物置として、旧食堂は打合せスペースとして、既に利用してきた経緯がございます。当該2件の工事内容はそれまでの用途における修繕であったことから、軽易工事に該

別紙3

請求人の陳述録

本日は、中原区役所の旧食堂と旧厨房が分割発注かどうかというところが肝心なところでございます。それプラス、最近の住民監査請求でいろいろ問題になっておりまして日付の問題ですけれども、今、中原区役所のほうで作成した市の考え方の中に、職員が日付を記入しうふうぶな記載がらつとありまして、仮にもそういう本来、業者が提出をいたしました見積り書、この日付に市の職員が日付を記入することは違法なことではございません。これをこまま認めるというわけにはいきません。ひょっとすると全行的に行われていた可能性もありますので、これはぜひ監査委員さん、一番大事なところで、市の職員が違法行為を行っていることであるので、これを認めますと何が問題かといいますと、見積り合わせでも、何月何日まで提出をしてくださいというふうに通ずるわけですね。それを過ぎて待つてくると、いわゆる競争入札で言う不参です。入札に間に合わない見積り書の提出でありますので、その業者さんは無効になってしまうという可能性があるわけでありまして、これは非常に違法性が強いと。それを市の考え方として、川崎市は職員が記入をしておりますというのを堂々と認めるということ、これは非常に大きな問題ではないかというものが1点ですね。

それととも、甲第14号証で、1号証、2号証にあるんですけども、そこから完成届と検査書、これの日付も極めて問題でありまして、完成届というのは、届の日付は業者が出す部分、記入する部分ですね。検査書というのは検査員が日付を記入する部分です。一番肝心な工事の検査において、これも非常に筆跡が似て、これはちょっと時間がかかったんで、市の考え方の中にどういふふうに入らされてるのか、これも非常に違法性が高い。これもいろいろ検査したのか、いつ完了届を出されたのかというのが、正式な日付がこれで全くわからなくなってしまうというところでございまして、これは非常に大きな問題であります。

それと、分割かどうかということでも、甲第11号証で下見積りに係る情報公開請求をして、ここに添付書類が開示されたのでありますが、この旧食堂の部分と、それから旧厨房の部分と、この日付は業者がそのま打つたと思うんですけども、同じ日付であるわけですね。同じ日付に下見積り書として旧食堂と旧厨房の見積りを出している、その後に分けておられるんですけども、これは仕様書を作成する上で重要な部分の図面、平面図を添付されていると。それに、一番後ろにその現場の写真が添付されているというところは、下見積り書の段階で既に旧食堂と旧厨房と同一に工事が可能であると、これを添付されている必要はないかというふうに思っています。添付する側も、このときは一緒に添付をするという予定でいたのかもしれないですね。この下見積り書の発注のほうは判断をいたしましたので監査請求書に書かせていただきます。

今回については、私のほうで陳述申し上げる内容は以上、これだけであります。

間、暫定的に旧厨房は車庫や物置として、旧食堂は打合せスペースとして利用をされており、営業終了のまま放置していたとの指摘には当たらないと考えられています。

(7)「5 請求の理由(5)甲第1号証の工事名称」は、「本来の工事名称は、「中原区役所旧厨房等補修工事」とすべし」という点については認め、それ以外の点は否認します。当該工事について、床と天井の工事費を比較すると床の工事費が高額になっていることから、工事名称を「中原区役所旧厨房天井等補修工事」としたことは必ずしも適当ではなかったかもしれないけれども、換気扇等、天井に設置していた厨房機器撤去後に天井を葺きなおすことから、天井の補修を主な内容と考え当該工事名称としたもので、請求人が主張するような意図で名称を付したものではありません。

4 結論

本件請求における工事は、関係法令に従い適正に執行したものであり、違法との評価を受けるものではないと考えます。しかしながら、既に厨房・食堂としての機能を失われた場所にもかかわらず、工事名称や施工場所として示したことで誤解を生じたと考えられることから、工事名称等が誤解を招く表現であった点は認め、今後は適正な工事名称等により執行するよう関係職員に周知徹底してまいります。

また、令和2年1月20日付川崎市職員措置請求書(補充書)に対する本市の見解につきましては、次のとおりでございます。

1 「1 下見積書について」は、全て否認します。

下見積書については作成を規定する法令等はなく、あくまでも仕様の検討や予定価格の参考にすることを認めるものであり、下見積書の徴収に当たり依頼文書は必ずしも必要なものではないと考えられています。

当該2件の工事の下見積りを1社のみとした点については、正式な見積り合わせであれば、前記の段階である下見積りを何社にも依頼することは、業者に対して負担を強いるものであり、仕様や予定価格の検討には1社の下見積りで十分と判断したものでございます。

2 「2 下見積書から読み取れること」は、全て否認します。

下見積書を徴収した時点で、旧食堂の床をOAフロアにするか、長尺シート張りにするか決まっていなかったため、検討委員会仕様をOAフロアにするために2種類の下見積書を徴収しています。その後、「1 本件請求に関する事実経過」で示したとおり、出入り口扉や床の仕上げといった詳細な仕様については未確定であったことから、総務課において引き続き検討・調整をしながら工事を実施することとしたため、当該2件の工事についてはそれぞれ別個の工事として執行したものでございます。

3 「3 日付について」は、日付の筆跡が同一であることについては認めます。

(4)で示したとおり、見積書及び完成届提出の際に日付が空欄であったため、担当者が記入したことにより同一の筆跡になったものであり、記載した日付は提出日で間違いないと考えられます。

4 「工事写真の日付記載について」は、全て否認します。

請求人は東京都及び札幌市の規定を根拠として工事写真の必要性を指摘していますが、本市には当該規定がないことから工事写真に日付の記載を求めなかったものでございます。

当と判断いたしましたし、手続を行うことにより、一定の競争性を確保しています。また、契約に際しては3者による見積り合わせを行うことにより、一定の競争性を確保していますので、この契約は適法であると考慮しております。

3 川崎市職員措置請求書記載事項に対する本市の見解

(1)「1 請求の要旨(2)分割発注に係る違法性」及び「5 請求の理由(1)甲第1号証及び甲第2号証の工事が1件工事を示す同一内容」は、全て否認いたします。

「1 本件請求に関する事実経過」で示したとおり、平成30年11月21日の検討委員会において、旧厨房については、人口増加に伴う申請書類等の増加により、各課における書類取納スペースに不足が生じていたことから、暫定利用時と同様に車庫として利用することを決定いたしました。また、その仕様も確定していたことから、直ちに工事を実施することといたしました。一方、旧食堂につきましては打合せ以外にもテレビ会議や選挙、統計等の随時的業務で利用可能な多目的スペースとするを決定しましたが、出入り口扉や床の仕上げといった詳細な仕様については未確定であったことから、総務課において引き続き検討・調整をした上で工事を実施することといたしました。

したがって、当該2件の工事については、それぞれ別個の工事として執行したものであり、不当に分割し契約したものではありません。

(2)「1 請求の要旨(3)小破修繕の原形復旧という定義を逸脱する違法性」は、全て否認いたします。

「2 軽易工事(随意契約)により執行した根拠」で示したとおり、旧厨房は車庫・物置として、旧食堂は打合せスペースとして、既にご利用してきた経緯があり、当該2件の工事内容はそれまでの用途における修繕であったことから、軽易工事取扱規程に基づき軽易工事として執行したものでございます。そもそも平成29年8月15日の職員厚生会の理事会をもって食堂・厨房の機能は既に失われており、暫定とはいえず、区としては庁舎管理上車庫・物置や打合せスペースとして活用し、その用途の軽易工事として実施したもので、定義を逸脱しているものとは考えられません。

(3)「1 請求の要旨(4)川崎市が被った損害の補填」は、全て否認します。

「1 本件請求に関する事実経過」及び「2 軽易工事(随意契約)により執行した根拠」で示したとおり、当該2件の工事は分割発注には当たらず、また、工事内容は軽易工事取扱規程に基づき軽易工事に該当するものと判断し執行したものでございまして、本市に対する損害は生じていないものと考えられています。

(4)「5 請求の理由(2)甲第1号証及び甲第2号証における名目上の相違点」は、4段落目「各社の見積書の日付の筆跡が同一のように見える点」について認め、それ以外の点は否認いたします。

(1)に示したとおり当該2件の工事は、天井工事か床工事かの違いをもって別個の工事としたものではございません。

また、受注業者のみが当該2件の工事の見積り業者に入っている点については、当該2件の工事の下見積りを依頼した業者が受注業者であったことから、当該2件の工事の見積り業者が受注業者を含めたものでございます。

各社の見積書の日付の筆跡が同一である点については、見積書提出の際に日付が空欄であったため、担当者が記入したことにより同一の筆跡になったものであり、記載した日付は提出日で間違いないと考えられます。

(5)「5 請求の理由(3)契約日及び工期」は、全て否認します。

「旧厨房天井等補修工事」の履行期限については契約日が11月30日と12月直前だったため、年末年始の休業期間を考慮し履行期限に余裕を持たせて設定したものでございます。実際の完成年月日は平成30年12月13日、「旧食堂等補修工事」の契約日である平成31年1月15日までは約1カ月の期間が空いていることから請求人の「2つの工期が連続していたもの」との指摘には当たらないものと考えられます。

(6)「5 請求の理由(4)食堂(レストランなはら)の営業終了」は、全て否認いたします。

「1 本件請求に関する事実経過」で示したとおり、食堂(レストランなはら)の営業終了後の利用方法につきましては、区役所内の検討委員会により次の利用目的が決定するまでの

2 川監公第6号

令和2年3月25日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

定期（財務）監査の結果

- 1 監査の種類
定期（財務）監査
- 2 監査の対象
健康福祉局、交通局、教育委員会事務局
- 3 監査の範囲
平成30年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（必要に応じて他の年度も対象とした。）
- 4 監査の期間
令和元年12月2日から令和2年3月6日まで
- 5 監査の方法
収入、支出、契約、資産管理に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、抽出により関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。
- 6 監査の結果
監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。
財務関係法令等に基づき手続を適正に行われた。
なお、学校の軽易工事及び物品調達の一部において、著しく適正さを欠く事例が見受けられた。また、予算執行向の遡及など、従来から繰り返し指摘をし、再発防止を求めてきた事例が今回も見受けられた。
令和2年度からの内部統制制度の導入により、地方公共団体は、法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行することが、より一層求められる。これらの事例に係る問題の所在を明らかにし、全市を挙げて改善に取り組みよう強く望むものである。

(1) 督促手続を適正に行うべきもの

- 川崎市債権管理条例（平成25年条例第42号）第5条によると、市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。
- また、川崎市債権管理条例（平成26年規則第18号）第4条及び川崎市交通局債権管理規程（平成26年交通局規程第6号）第4条によると、地方自治法第231条の3第1項その他の法律の規定による督促は履行期限後20日以内に、同法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の規定による督促は遅滞なく、督促状を債務者に送付することにより行うものとされている。
- 滞納債権についてみたところ、次の事例があったので、条例等に基づき督促手続を適正に行われた。
- ア 督促状を発していなかった事例
 - (ア) 生活保護法に係る診療報酬の返還金
(健康福祉局生活保護・自立支援室)
 - (イ) シルバーハウジング事業収入、ひとり暮らし老人福祉住宅利用料
(健康福祉局長寿社会高齢者在宅サービス課)
 - (ウ) ホームページバナー広告掲載料
(健康福祉局保健所動物愛護センター)
 - (エ) 年末調整に係る所得税追徴金、臨時報酬返還金
(交通局企画管理部労務担当)
 - (オ) 一般貸切自動車運賃及び料金
(交通局自動車管理部課)
 - (カ) 事故弁償金
(交通局自動車安全・サービス課)

台帳に記録した債権についてその管理に関する事務の処理に必要な措置をとったとき等は、その都度遅滞なく、これらの内容を台帳に記録しなければならぬとされている。

特別障害者手当返還金及び在宅重度障害者手当返還金についてみたところ、折衝経過等を記録していなかった事例があった。

規則等に基づき滞納債権に係る記録を適正に行われた。

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(4) 徴収手続を適正に行うべきもの

地方自治法第231条によると、歳入を収入するときは、これを測定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならぬとされている。また、ネーミングライツ導入の手引きにおいて、ネーミングライツ料は前払いで収入することとされている。

徴収手続についてみたところ、ネーミングライツ料について測定を行っていない事例及びバナー広告掲載料について測定の見直しを行わずに入通通知書を送付していた事例があった。

法令等に基づき徴収手続を適正に行われた。

(健康福祉局保健所動物愛護センター)

(5) 製品販売に係る収入事務を適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則第64条によると、金銭出納員等は、歳入金の納付を受けたときは、これを収納し、領収書を納入に交付しなければならぬとされており、同規則第69条によると、金銭出納員等は、収納金の収納及び払込みの状況を収納金受払簿に記録しなければならないとされている。また、同規則第67条によると、金銭出納員等は、収納した現金又は証券を収納の日又はその翌日までに払込書により指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。

イ 督促状を定められた期限までに送付していなかった事例

事故弁償金

(交通局自動車部安全・サービス課)

(2) 不納欠損処分の手続を適正に行うべきもの

川崎市債権管理条例第8条によると、市の債権につき消滅時効が完成したときは、債権を放棄するとされており、また、川崎市長金銭会計規則(昭和39年規則第31号)第58条第1項によると、債権が消滅したとき、又は債権を放棄したときは、歳入徴収者は欠損処分をしなければならないとされている。

滞納債権についてみたところ、不納欠損処分の手続を行っていない事例があった。

条例等に基づき不納欠損処分の手続を適正に行われた。

ア シルバーハウジング事業収入、ひとり暮らし老人福祉住宅利用料

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

イ 精神保健医療自己負担金

(健康福祉局障害保健福祉部精神保健福祉センター)

ウ 診療報酬返還金

(健康福祉局医療保険部保険年金課)

エ 健康保険料納付金、介護保険料納付金、厚生年金保険料納付金、雇用保険料納付金

(教育委員会事務局職員給与厚生課)

(3) 滞納債権に係る記録を適正に行うべきもの

川崎市債権管理規則第3条によると、歳入徴収者は、その所管に属すべき債権が発生し、又は市に帰属したときは、遅滞なく、債務者の住所、氏名又は名称等を台帳に記録しなければならないとされており、また、

特別支援学校が開催する製品販売に係る収入事務についてみてみると、領収書の交付及び収納金受払簿の作成を行っておらず、また、前年度の売上金を指定金融機関等に払い込むことなく、現金が金庫に保管されたままとなっていた事例があった。

規則に基づき製品販売に係る収入事務を適正に行われた。

(教育委員会事務局教育部指導課、田島支援学校)

(6) 予算執行同等の手続を適正に行うべきもの

川崎市予算及び決算規則(平成7年規則第10号)第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行向を作成し、決裁を受けなければならないとされており、同規則第25条に支出負担行為として整理する時期が定められている。

また、川崎市交通局会計規程(平成25年交通局規程第13号)第35条によると、支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ予算執行向を作成し、決裁を受けなければならないとされている。

しかしながら、予算執行向、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

規則等に基づき予算執行同等の手続を適正に行われた。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課、障害保健福祉部障害計画課、同精神保健福祉センター、保健所医事・薬事課、同感染症対策課、看護短期大学事務局総務学生課、交通局自動車部運輸課、教育委員会事務局教育環境整備推進室、学校教育部指導課、同健康教育課、生涯学習部中原図書館、東門前小学校、日吉小学校、玉川小学校、新城小学校、橋小学校、犬蔵小学校、長沢小学校、麻生小学校、富士見中学校、福田中学校、川崎高等学校定時制課程、川崎総合科学高等学校定時制課程、

橋高等学校定時制課程)

(7) 軽易工事に係る契約事務を適正に行うべきもの

川崎市予算及び決算規則第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行向を作成し、決裁を受けなければならないとされており、また、川崎市事務分掌規則(昭和47年規則第19号)第3条及び川崎市事務分掌規程(昭和41年訓令第8号)第5条第1項によると、軽易工事を除く工事の請負については原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

教育委員会事務局教育環境整備推進室で執行した軽易工事について、学校で管理している記録等と照合したところ、工事が完了した後に実際の工事時期と異なる日付の書類を作成した上で予算執行向を起案していた事例、一括して発注すべき工事について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例等があった。

教育委員会事務局教育環境整備推進室では、令和元年10月21日付で提出された住民監査請求を機に平成30年度及び令和元年度に実施した軽易工事について調査しているところであるので、この調査結果も踏まえ再発防止に向けた取組を着実に進め、軽易工事に係る契約事務を適正に行われた。

(教育委員会事務局教育環境整備推進室)

(8) 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

川崎市事務分掌規則第3条及び川崎市事務分掌規程第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超えるものについては原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。また、学校における物品の調達で定められた金額を超えるものについては財政局資産管理部契約課又は教育委員会事務局総務部学事課へ

契約手続を依頼しなければならぬとされている。

物品購入に係る契約事務についてみたところ、一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課等へ契約手続を依頼せずに契約していた事例があった。

規則等に基づき物品購入に係る契約手続を適正に行われた。

(健康福祉局総務部施設課、地域包括ケア推進室、障害保健福祉部精神保健福祉センター、保健所生活衛生課、同感染症対策課、医療保険部収納管理課、看護短期大学事務局総務学生課、教育委員会事務局教育環境整備推進室、末長小学校)

(9) 未払現金の戻入処理を行うべきもの

平成30年度における就学援助費に係る支出事務についてみたところ、教育委員会事務局総務部学事課が各学校に就学援助費を支出した上で、各学校が支給対象者に現金払又は口座振替により支給することとしていたものの、保護者との連絡が取れなかったことにより当該年度に支払うべき現金が学校の金庫に保管されたままとなっていた事例があった。

市の平成30年度の決算において支出したとされている現金が学校に保管されたままとなっている状況は適切ではないため、未払現金の戻入処理を行い、支出の見通しが立った際に再度支出を行われた。

(教育委員会事務局総務部学事課、新町小学校)

(10) 正確な額を支出すべきもの

川崎市金銭会計規則第80条によると、支出命令者は金額に連算のないこと等について調査し、適正と認めるときは、速やかに支出命令書を作成し、手続を行うこととされている。

総合教育センター他7施設総合管理業務委託についてみたところ、毎月月の支払金額を記載した内訳書に記載誤りがあったことにより、支払金

額の合計額が契約金額に対し不足していた事例があった。

規則に基づき支出すべき金額に連算のないこと等を確認した上で正確な額を支出されたい。

(教育委員会事務局総合教育センター総務室)

(11) 支出命令の手続を適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則第80条によると、支出命令者は請求者が正当な債権者であること等について調査し、適正と認めるときは、速やかに支出命令書を作成し、手続を行うこととされている。

雑誌の購入に係る支出命令書についてみたところ、支払期日の変更に伴い作成済みの支出命令書を取り消すべきところ、これを失念したまま、再度支出命令書を作成していた事例があった。

規則に基づき支出命令の手続を適正に行われた。

(教育委員会事務局青少年科学館)

(12) 見積り合わせを適正に行うべきもの

物品購入において随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則(昭和39年規則第28号)第24条の2により定められており、同規則第26条によると、市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならぬとされている。また、その取扱いについては昭和58年の助役専決文書により1件10万円を超え100万円以下の財産の買入れの場合は、原則として3者以上の見積り合わせによることとされている。

物品購入に係る契約事務についてみたところ、一括して発注すべき物品について分割して起案する等により、見積り合わせを行っていない事例があった。

法令等に基づき、見積り合わせを適正に行われた。

(新町小学校、中原小学校、尾ヶ谷小学校、久末小学校、犬蔵小学校、はるひ野小学校、南加瀬中学校、井田中学校、東橋中学校、中央支援学校)

(13) 学校における物品調達事務を適正に行うべきもの

川崎市予算及び決算規則第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行向を作成し、決裁を受けなければならないとされており、予算執行向の手続を経ずにあらかじめ業者から物品の納品を受けることはできない。

学校の物品調達契約における納品書を抽出により確認したところ、あらかじめ納品させた際に受領した納品書に基づき、後日、まとめて予算執行向を作成していた事例、請書に記載された納品個数と納品書に記載された個数が異なっていた事例、前年度に納品されたものを新年度予算で支出していた事例が認められた。

これらのいくつかは、平成22年度に会計検査院から不適正な経理事務と指摘された「一括払い」や「前年度納入」に該当するものである。

物品調達事務を適正に行われた。

なお、納品書の多くは業者のシステムで作成されたものであるが、監査の過程において、納品書の日付欄のみ印字がなく、手書き等で記入されたものが多数見受けられた。これらは不適正経理の温床となるものである。同じ業者であっても一部の学校では日付が印字された納品書を受領できていることから、事実と異なる日付が補記されることがないよう、印字により業者が適正に日付を記した納品書を受け取るよう努められた。

(東大島小学校、古川小学校、日吉小学校、中原小学校、上作延小学校、

平中学校、稲田中学校、金程中学校)

(14) 教育財産の管理に係る手続を適正に行うべきもの

川崎市教育財産管理規則(昭和45年教委規則第9号)第23条第2項によると、教育長は、教育財産の用途が廃止されたときは、公有財産引継書により、直ちにこれを市長に引き継がなければならないとされており、また、川崎市財産規則(昭和39年規則第33号)第6条第3項によると、教育委員会は、行政財産の用途を変更し、又は廃止しようとする場合においては、財政局長に協議するものとされている。

学校に所在する財産の管理状況についてみたところ、財政局長に協議されていたことにより、既に除却した建物が公有財産台帳に登録されたままとなっていた事例があった。

現在は定期的な現況調査が行われていないことから、財産が所在する学校と連携するなどにより、教育財産の現況の把握に努めるとともに、規則に基づき教育財産の管理に係る手続を適正に行われた。

(教育委員会事務局教育環境整備推進室)

(15) その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次とおり改善措置を要する事例があった。

財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められた。

ア 領収書受払簿を作成すべきもの

領収書の管理について、領収書受払簿を作成していなかった事例(健康福祉局看護短期大学事務局総務学生課)

イ 貸付料の算定を適正に行うべきもの

(ア) 旧線路用地の地下貸付契約について、貸付料の基準額を誤って算定していた事例

ク 燃料費の支出事務を適正に行うべきもの
 毎月請求がある燃料費について、複数月分をまとめて支払っていた事例
 例 (麻生小学校)
 ケ 検査確認書を適正に作成すべきもの
 (ア) 検査確認済みを証する書類を作成していなかった事例
 (健康福祉局総務部庶務課、生活保護・自立支援室、長寿社会部高齢者事業推進課、同高齢者住宅サービス課、同介護保険課、障害保健福祉部障害者更生相談所、保健医療政策室、保健所環境保健課、同生活衛生課、同感染症対策課、医療保険部保険年金課、健康安全研究所)
 (イ) 検査確認書等に仕様書に定める業務の履行日等を記載していなかった事例
 (交通局自動車部管理課)
 コ 賃借料の支出に係る要件を明確にすべきもの
 賃借料の内容等が記載された書類の一部が所在不明になっていること等により、支出命令書に記載すべき要件が不明確になっていた事例
 (交通局自動車部管理課)
 サ 備品の管理を適正に行うべきもの
 (ア) 不用の決定及び処分を行わずに廃棄していた事例
 (健康福祉局総務部庶務課、生活保護・自立支援室、長寿社会部高齢者事業推進課、保健所健康増進課、同生活衛生課、同感染症対策課、同動物愛護センター、看護短期大学事務局総務学生課、交通局自動車部管理課、教育委員会事務局職員部教職員人事課、学校教育部健康教育課、総合教育センター総務室、古川小学校、東柿生小学校、真福寺小学校、東橋中学校、川崎高等学校定時制課程、幸高等学校全日制課

(交通局企画管理部経理課)
 (イ) 旧線路用地の上空貸付契約について、1か月として算定すべき期間を日割りで算定していた事例
 (交通局企画管理部経理課)
 ウ 収納金の払込みを適正に行うべきもの
 複写機の利用に係る収納金について、定められた期間内に払込みを行っていないかった事例
 (教育委員会事務局生涯学習部川崎図書館大師分館)
 エ 釣銭資金保管簿を作成すべきもの
 複写機の利用に係る釣銭資金について、釣銭資金保管簿を作成していなかった事例
 (教育委員会事務局生涯学習部麻生図書館柿生分館)
 オ 物品の売払事務を適正に行うべきもの
 指定管理者への物品の売払いについて、契約の締結及び売払代金の納付前に物品を引き渡していた事例
 (教育委員会事務局日本民家園、青少年科学館)
 カ 前渡金の事務処理を適正に行うべきもの
 (ア) 職員による立替払を行っていた事例
 (健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、看護短期大学事務局総務学生課)
 (イ) 前渡金の精算を行っていないかった事例
 (健康福祉局地域包括ケア推進室)
 キ 時間外勤務手当の支給事務を適正に行うべきもの
 勤務時間の誤入力により時間外勤務手当の支給額を誤っていた事例
 (交通局企画管理部庶務課、自動車部管理課、同安全・サービス課)

東橋中学校、平中学校、豊学校、中央支援学校、田島支援学校、田島支援学校(分校)

(イ) 消耗品出納簿に登載しなければならぬ消耗品について、登載していなかった事例

(健康福祉局保健所生活衛生課、同動物愛護センター、看護短期大学事務局総務学生課、教育委員会事務局総合教育センター総務室)

ス 自動販売機の設置に係る契約手続を行うべきもの
使用承認を受けて使用する土地に設置している自動販売機について、契約手続を行っていないかった事例

(交通局企画管理部労務担当)

セ 固定資産の管理を適正に行うべきもの
既に廃棄した固定資産について、固定資産台帳の除却手続を行って

いなかった事例

(交通局自動車部管理課、同塩浜営業所、同鷺ヶ峰営業所)

ン 会計職員の仕事又は解任の手続を適正に行うべきもの
(ア) 金銭出納員又は金銭取扱員を任命していなかった事例

(健康福祉局総務部施設課、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者在宅サービス課、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課、中央支援学校)

(イ) 金銭出納員又は金銭取扱員を置くこととされていない箇所

していた事例

(健康福祉局保健所生活衛生課、教育委員会事務局総務部人権・共生教育担当、総合教育センター情報・視覚センター、南大師中学校)

程、高津高等学校全日課程、田島支援学校)

(イ) 所在が不明となっていた事例
(健康福祉局総務部庶務課、長寿社会部高齢者事業推進課、同高齢者在宅サービス課、障害保健福祉部障害福祉課、保健所医事・薬事課、看護短期大学事務局総務学生課)

(ウ) 備品整理簿に登載していなかった事例
(健康福祉局地域包括ケア推進室、障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課、保健所動物愛護センター、教育委員会事務局職員部教職員企画課、同教職員人事課、同給与厚生課、学校教育部指導課)

(エ) 保管換えの手続を行っていないかった事例
(健康福祉局総務部庶務課、長寿社会部高齢者事業推進課、同高齢者在宅サービス課)

(オ) 貸付けを行った備品について、物品預り書を徴していなかった事例

例
(健康福祉局保健所健康増進課)

シ 消耗品の管理を適正に行うべきもの
(ア) 印紙、切手その他消耗品について、物品交付請求手続を行って

いなかったこと等により、消耗品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例
(健康福祉局総務部庶務課、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、障害保健福祉部障害福祉課、同障害福祉課、同精神保健課、同百合丘障害者センター、保健医療政策室、保健所感染症対策課、同動物愛護センター、医療保険部収納管理課、教育委員会事務局総務部庶務課、教育環境整備推進室、学校教育部健康教育課、生涯学習部高津図書館、日本民家園、青少年科学館、中原小学校、住吉中学校、

定期（工事）監査の結果

- 1 監査の種別
定期（工事）監査
- 2 監査の対象
まちづくり局、交通局、病院局
- 3 監査の範囲
平成29年度及び30年度に完了した工事及び設計等業務委託
- 4 監査の期間
令和元年10月1日から令和2年3月6日まで
- 5 監査の方法
監査の範囲に示した工事及び業務委託743件のうち、工事42件、業務委託8件、合計50件を抽出し、事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。
なお、監査実施状況は別表1、監査実施工事等の一覧は別表2のとおりである。
- 6 監査の結果
監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり一部の工事において改善措置を要する事項があった。
これらの多くは、工事費の積算及び施工監理に係わる職員が関係法令や関係基準の内容等を十分に把握していなかったことによるものであり、建設副産物の処分に係る工事費の算定や処理等に適正さを欠く事例も見受けられた。
適正な設計価格の決定及び工事の履行確保に当たっては、関係法令や関係基準の内容等を十分に確認するとともに、適正な工事費の積算及び施工監

理に努められたい。

- (1) 設計書の確認及び根拠資料の精査を十分に行うべきもの
本工事は、市営末長住宅の建替えを行う工事である。
このうち、工事費の積算についてみたところ、仮設工事費の算定に当たり、「公共住宅建築工事積算基準」では延べ面積を用いることとされているが、誤った面積で算定していたもの及び地盤掘削工事費の算定に当たり、掘削側面に設置する山留めを必要以上の数量で算定していたものがあった。また、住戸内手すりの設置費の算定に当たり、住戸内補助手すりとするべきところ階段手すりとして算定していたものがあった。
これらは、いずれも工事費を算定する際の積算根拠の内容の精査が十分でなかったため、誤りを把握できていなかったものであった。
設計価格の決定に当たっては、設計書の確認及び根拠資料の精査を十分に行われたい。
(工事番号3)（まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課）
- (2) 建設リサイクル法の適用を適正に行うべきもの
久末住宅新築第2号衛生その他設備工事及び末長住宅新築第2号衛生その他設備工事並びに下小田中小学校校舎増築衛生その他設備工事は、建築工事とは別に発注する設備工事である。
「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）では、設備工事を単独で発注した場合でも一定規模以上のものは特定建設資材廃棄物を分別解体し、再資源化しなければならないとされている。
住宅に係る2件の工事は建設リサイクル法の対象工事であるにもかかわらず、同法に規定する諸手続を行っておらず、特定建設資材廃棄物の分別解体及び再資源化を行っていないかった。

学校に係る工事は建設リサイクル法に規定する諸手続を行っていたものの、その一部に限りがあり、また、特定建設資材廃棄物の分別解体及び再資源化を行っていないかった。

これらはいずれも建設リサイクル法の適用条件や内容の把握が十分でなかったことによるものであった。

建設リサイクル法の対象となる工事の発注等においては、関係法令を十分に把握するとともに規定に基づいた適正な手続及び施工監理を行われない。

(注) 特定建設資材廃棄物とは、建設工事に使用するコンクリートやアスファルト等の特定建設資材が廃棄物になったものをいう。

(工事番号7、8、36) (まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課、施設整備部機械設備担当)

(3) 建設発生土及び特定廃棄物の運搬費を適正に算定すべきもの
川崎競輪場入場門棟改築その他工事は主に入場門棟を改築する建築工事であり、井田病院立体駐車場新築その他工事は主に立体駐車場を新築する建築工事である。

「川崎市建設副産物取扱要綱」(以下「要綱」という。)によると、建設発生土は浮島処分地へ搬出し、特定建設資材廃棄物等(以下「特定廃棄物」という。)は指定工場にて再資源化することとされており、「川崎市公共建築工事積算基準等の運用」(以下「積算基準等の運用」という。)によると、建設発生土及び建設発生材の運搬距離は、積込み場所から積下ろし場所までの直線距離とされている。

これらの工事のうち、建設発生土及び特定廃棄物の運搬費の算定についてみたところ、川崎競輪場入場門棟改築その他工事においては、建設発生土における運搬費の算定は適正であったが、特定廃棄物の運搬費に

ついては、指定工場への距離で算定していたものの直近の指定工場としておらず、これは要綱及び積算基準等の運用の内容は理解していたが、経済性の視点が不足していたことによるものであった。

また、井田病院立体駐車場新築その他工事においては、建設発生土及び特定廃棄物の運搬費を直線距離で算定しておらず、これは要綱や積算基準等の運用の内容を十分把握していなかったことによるものであった。運搬費の算定に当たっては、関係基準の内容を十分確認するとともに、経済性を踏まえ適正に行われたい。

(注) 特定建設資材廃棄物等とは、建設工事に使用するコンクリートやアスファルト等の特定建設資材及び路盤材が廃棄物となったものをいう。
(注) 指定工場とは、特定建設資材廃棄物等の再資源化処理施設として本市に登録された工場をいう。

(工事番号11、42) (まちづくり局施設整備部公共建築担当、病院局経営企画室)

(4) その他改善を要するもの
改善措置を要するものうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきものがあつた。なお、その概要は次のとおりである。

ア 見積りを用いた積算の内容を十分に確認すべきもの
見積りを用いた設計価格の決定に当たり、見積価格に乗ずる査定率の設定の確認が不十分であつた事例

(工事番号13) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)

イ 共通費の算定を適正に行うべきもの
屋外の排水管布設替を含む工事の設計価格の決定に当たり、共通費の算定を適正に行っていないかつた事例
(工事番号36、40) (まちづくり局施設整備部機械設備担当)

別表2 監査実施工事等の一覧

Table with 15 rows and 10 columns: 工事番号, 件名, 履行場所, 概要, 請負者又は受託者, 契約方法, 契約金額(千円)当初/変更, 契約年月日, 完成年月日. Rows include items like '登戸土地区画整理事業' and '久末住宅新築第2号工事'.

- ウ 建設発注士の処分について適切に監督すべきものは建設発注士の処分に係る施工監理に当たり、監督員が搬出先を把握していないかった事例
(工事番号40) (まちづくり)局施設整備部機械設備担当
エ 過積載の防止に向けた指導を適切に行うべきもの土砂の搬出に係る施工監理に当たり、工事完成書類等の確認が十分でなく、請負者が過積載を行っていた事実を把握していなかった事例
(工事番号41) (交通局自動車部管理課)

別表1 局別の監査実施状況

Table with 3 columns: 対象局, 監査の範囲 (件数, 契約金額(千円)), 監査実施工事等 (件数, 契約金額(千円)). Rows include 'まちづくり局', '交通局', '病院局', and '合計'.

工事番号	件名	履行場所	概要	請負者又は受託者	契約方法	契約金額(円)当初/(変更)	契約年月日	完成年月日
31	多重赤・青島至西行政庁川崎5号地4区17無線設備等再整備工事	川崎市川崎区東田町5号地4区17	多重赤防犯監視カメラ及び無線設備の再整備工事	株式会社フジシステムズ 川崎南川支店	一般競争	1,678,320,000	H29.6.27	H31.3.5
32	動物愛護センター新築電気設備工事	川崎市中原区上野170番8の1	動物愛護センター新築に伴う電気設備工事	協成電気㈱	一般競争	122,342,400	H29.10.11	H30.12.20
33	麻生市民総合センター管音響設備改修工事	川崎市中原区下川町1丁目5番2号	市民総合センターの管音響設備改修工事	アノ音信工務㈱	一般競争	137,592,000	H29.7.19	H30.2.19
34	川崎市児童福祉センター川崎市児童福祉センターの施設改修工事	川崎市幸区堀川町66番地20	児童福祉センターの施設改修工事	㈱小野崎電業	一般競争	111,445,200	H29.9.11	H30.3.15
35	第3庁舎自動制御設備改修工事	川崎市川崎区東田町5番地4	第3庁舎空調設備の自動制御設備の改修工事	研空・京急電機㈱	一般競争	281,880,000	H28.4.19	H29.7.13
36	下小田小学校校舎等築替工事	川崎市中原区下小田町3丁目35番1号	校舎増築に伴う衛生設備等の整備工事	旭吉匠工業㈱	一般競争	194,292,000	H29.12.26	H31.3.13
37	かわさき北沼津体育館・川崎大新築改修空気調和設備工事	川崎市高津区下作延6丁目15番1号	体育館の改修に伴う空調設備工事	㈱伸栄工務	一般競争	172,800,000 (186,463,880)	H30.4.9	H31.2.15
38	末長小学校校舎改修衛生設備その他工事	川崎市高津区長生3丁目18番1号	給食室改修工事及びそれに伴う建築・電気設備工事	東部熱・一本匠Ⅳ	一般競争	148,294,800	H29.5.12	H29.12.13
39	(仮称)かわさき北沼津体育館・川崎大新築改修空気調和設備工事	川崎市高津区下作延6丁目18番1号	体育館の改修に伴う給排水衛生設備工事	㈱一本匠工業	一般競争	140,234,400	H29.1.20	H30.2.28
40	川崎競輪場入場機械改修工事	川崎市川崎区東田町2丁目1番6号	競輪場入場機械改修に伴う衛生設備工事	㈱藤田水道工務店	一般競争	49,140,000 (50,863,880)	H30.2.20	H30.8.31
41	上野町児童センター児童館等改修工事	川崎市中原区上野1140番地	土構改良対策工事(支障物除去、汚染土壌の除去及び物理処理)	㈱藤田水道 管部田支店	一般競争	48,600,000 (51,149,880)	H29.2.13	H29.6.15
42	井田市民総合センター管音響設備改修工事	川崎市中原区井田町2丁目27番1号	管音響設備改修工事(管音響設備の取替、並べ替、音響処理)	ジェエト㈱	一般競争	988,200,000	H28.8.23	H30.3.14
43	川崎競輪場下野田地区センター等改修工事	川崎市川崎区日通町1番地先ほか	自転車駐輪場及び駐車場の新築工事設計	㈱ピーエー・システムズ 横浜事務所	指名競争	20,520,000 (26,638,200)	H28.11.22	H29.9.19
44	(仮称)川崎大・七島児童福祉センター改修工事	川崎市川崎区大島町1丁目17番1	保育室等の増築及び既存建築物解体の基本施設設計	㈱小山建築設計事務所	指名競争	17,172,000	H28.7.22	H29.8.31
45	(仮称)川崎大・七島児童福祉センター改修工事	川崎市中原区上野3丁目141番地池	総合自治会館及びこども文化センターの整備設計	大成建設㈱ 横浜支店	建築設計競争	25,920,000	H28.9.16	H30.3.14

工事番号	件名	履行場所	概要	請負者又は受託者	契約方法	契約金額(円)当初/(変更)	契約年月日	完成年月日
16	細幸中学校校舎改修その他工事	川崎市中原区戸手4丁目5番4号	校舎(教室、廊下、便所等)の内装改修工事	㈱藤原代表建設	一般競争	408,240,000 (409,716,580)	H30.5.14	H30.11.28
17	小田小学校外壁塗装改修その他工事	川崎市川崎区東田町4丁目12番24号	校舎の外壁塗装及び屋上防水改修工事	㈱築工業㈱	一般競争	108,285,200 (108,619,920)	H30.5.1	H30.12.18
18	はるか野小中学校多目的ホールほか1校校舎改修工事	川崎市中原区下川町5丁目18番1号	多目的ホール及びフロンテールの天井改修工事	㈱鈴重建設	一般競争	27,224,000	H30.4.9	H30.8.21
19	南河原小学校ほか1校校舎改修その他工事	川崎市幸区都賀1丁目8番地1	校舎内の教室、廊下等の内装改修工事	㈱興建	一般競争	434,484,000 (435,504,540)	H29.4.6	H29.10.31
20	日本民衆団三郷住宅免震補強その他工事	川崎市多摩区南形7丁目1番1号	校舎の外壁塗装及び屋上防水工事	東生建設㈱	一般競争	208,340,000 (217,774,440)	H28.10.7	H30.3.26
21	若平小学校校舎・体育館改修工事	川崎市中原区下川町5丁目28番1号	校舎及び体育館の改修工事	佐田建設㈱	一般競争	158,490,000 (162,095,040)	H29.4.26	H29.11.30
22	藤戸小学校外壁塗装改修その他工事	川崎市多摩区区戸122番地	校舎の外壁塗装及び屋上防水工事	㈱マニヤ	一般競争	186,192,000 (196,572,560)	H29.4.25	H29.12.14
23	川崎中学校校舎改修その他工事	川崎市川崎区下野田5番地	校舎の外壁塗装及び屋上防水工事	㈱コアライア	一般競争	132,343,200 (136,506,600)	H29.5.31	H29.11.28
24	住吉中学校ほか1校体育館改修その他工事	川崎市中原区本月町1丁目17番地1号 川崎5号地4区17	体育館の電気設備改修工事	㈱丸子電気商会	一般競争	24,938,280	H29.6.27	H29.11.29
25	三田小学校ほか1校体育館改修その他工事	川崎市多摩区三田3丁目6番地41番1号	体育館改修及び会議室等の新築に伴う電気設備工事	㈱電工会	一般競争	98,798,400	H29.4.26	H30.3.13
26	幸町小学校ほか1校太陽光発電設備設置工事	川崎市中原区中幸町2丁目17番地1	校舎に太陽光発電設備を設置する工事	協成電気㈱	一般競争	112,482,000	H29.5.29	H30.1.30
27	下小田小学校校舎管音響設備改修工事	川崎市中原区下小田町3丁目35番1号	校舎管音響に伴う電気設備工事	協成電気㈱	一般競争	227,437,200	H29.12.26	H31.3.15
28	中原小学校給食室改修衛生設備その他工事	川崎市中原区小島町1丁目15番50番地	給食室改修工事及びそれに伴う給排水その他設備工事	研空・京急電機㈱	一般競争	228,886,400	H30.6.1	H30.12.12
29	幸市民総合センター管音響設備改修工事	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	市民館の空調設備改修工事	㈱研プラント工業㈱	一般競争	202,284,000	H28.7.11	H29.5.18
30	若田小学校ほか1校校舎改修その他工事	川崎市多摩区区戸5丁目5-220番地2 12-15号	校舎の外壁塗装及び屋上防水工事	㈱エーケン	一般競争	32,918,400	H29.6.13	H29.9.1

工事番号	件名	履行場所	概要	請負者 又は受託者	契約 方法	契約金額(円) 当初/(変更)	契約年月日	完成年月日
46	有馬小学校ほか4校体育館改修設計業務委託	川崎市宮前区東有馬5丁目12番1号ほか4校	体育館の改修設計	㈱TE設計 神奈川営業所	指名 競争	30,780,000 (32,445,360)	H28.7.15	H29.10.31
47	渡田小学校ほか1校トイレ改修等設計業務委託	川崎市川崎区田島町14番4号ほか1校	校舎内のトイレ改修及びトイレ改修設計	協同組合 川崎市建築家の会	指名 競争	38,836,800	H30.4.9	H31.2.20
48	平成29年度 公平建築物の劣化調査及び診断業務委託	川崎市川崎区下小田中2丁目9番1号ほか11ヶ所	施設建物、設備の劣化調査及び診断	協同組合 川崎市建築家の会	指名 競争	9,126,000 (11,308,680)	H29.6.14	H30.2.28
49	横濱高等学校附属その他川崎市宮前区中井子562号地 設備改修設計業務委託	川崎市宮前区中井子562号地	校舎の冷暖房設備改修設計	㈱森村設計	指名 競争	16,200,000	H30.7.13	H31.2.19
50	川崎病院機械設備改修工事設計業務委託	川崎市川崎区新川通12番1	病院の機械設備改修設計	㈱以布重設計事務所	一般 競争	3,210,000	H29.4.1	H29.11.21

農業委員会告示

川農委告示第3号

第33回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。
令和2年3月4日

川崎市農業委員会
会長 長瀬和徳

1 日時

令和2年3月10日(火) 午後2時00分～

2 場所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階
第1～3会議室
(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

3 議題

- (1) 議案第1号 農地の買受適格証明について
- (2) 議案第2号 農地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第3号 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- (4) 議案第4号 生産緑地の農業の主たる従事者証明について(議案)
- (5) 議案第5号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更の決定について
- (6) 議案第6号 令和3年度税制改正要望(案)について
- (7) 報告第1号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (8) 報告第2号 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (9) 報告第3号 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (10) 報告第4号 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて
- (11) 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約について
- (12) 報告第6号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認取消願について
- (13) 報告第7号 令和3年度県農地等利用最適化の推進に関する意見(素案)について
- (14) その他

多摩区告示

川崎市多摩区告示第1号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能のため令和2年3月10日以降無効とします。

川崎 ・ 426

令和2年3月13日

川崎市多摩区長 荻原圭一

川崎区公告

川崎市川崎区公告第23号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月12日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	後期高齢者医療保険料	第1期以降	令和2年3月31日(第1期分から第8期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第24号

納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月13日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	介護保険料	特3期		1件
平成 31年度	介護保険料	第5期 以降		1件
平成 31年度	介護保険料	第6期 以降		1件
平成 31年度	介護保険料	第8期 以降		2件
平成 31年度	介護保険料	第9期 以降		1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第25号

次の介護保険料に係る過誤納金還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月13日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	介護保険料			計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第26号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月13日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	特12月		1件
平成 31年度	国民健康 保険料	特2月		1件
平成 31年度	国民健康 保険料	7期以降		1件
平成 31年度	国民健康 保険料	9期以降	令和2年3月31日 (9期分)	2件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第27号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月13日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	1期以降	令和2年3月31日 (1期分～9期分)	計5件
平成 31年度	国民健康 保険料	3期以降		計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	3期以降	令和2年3月31日 (3期分～9期分)	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	4期以降	令和2年3月31日 (4期分～9期分)	計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	6期以降	令和2年3月31日 (6期分)	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	6期以降	令和2年3月31日 (6期分～9期分)	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	7期以降		計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	7期以降	令和2年3月31日 (7期分～9期分)	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	8期以降		計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	8期以降	令和2年3月31日 (8期分・9期分)	計3件
平成 31年度	国民健康 保険料	9期以降	令和2年3月31日 (9期分)	計4件
平成 31年度	国民健康 保険料	過髓9月	令和2年3月31日 (過髓9月分)	計1件

平成31年度	国民健康保険料	過髓1月	令和2年3月31日 (過髓1月分)	計1件
--------	---------	------	----------------------	-----

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第28号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月13日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	7期以降		計1件

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第10号

次の国民健康保険料に係る過誤納金還付（充当）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月5日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第6期分・第7期分		計1件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第11号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226

号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月12日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	後期高齢者医療保険料	10月第4期		計1件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第12号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月13日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第8期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	第9期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	第10期以降		計1件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第12号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月13日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第1期 以降		計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第6期 以降		計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	第8期 以降		計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	第9期 以降		計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第9期 以降	令和2年3月31日 (第9期分)	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第10期 以降		計1件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第13号

次の国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226条)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月13日

川崎市中原区長 永山実幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料			計13件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第11号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年3月6日

川崎市高津区長 高梨憲爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に

ついで決裁があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。
(別紙省略)

川崎市高津区公告第12号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年3月6日

川崎市高津区長 高梨憲爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。
(別紙省略)

川崎市高津区公告第13号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月13日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	7期以降		計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	8期以降		計4件
平成 31年度	国民健康 保険料	8期以降	令和2年3月31日 (8期分)	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	10期以降		計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第14号

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月13日

川崎市高津区長 高梨 憲爾

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料			計1件

(別紙省略)

宮前区公告

宮前区公告第10号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年3月2日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

宮前区公告第11号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年3月2日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

この処分について不服がある場合は、この処分があっ

たことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第12号

次の国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月11日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

科目	期別	この公告によって変更する納期限	件数・備考
国民健康保険料	1期		1件
国民健康保険料	3期		2件
国民健康保険料	2・3期		2件
国民健康保険料	過5月期		1件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第13号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月13日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

科 目	期 別	この公告によって 変更する納期限	件数・備考
国民健康保険料	4期以降		計1件
国民健康保険料	4期以降	令和2年3月31日 (4期分～9期分)	計1件
国民健康保険料	5期以降		計1件
国民健康保険料	5期以降	令和2年3月31日 (5期分～9期分)	計1件
国民健康保険料	7期以降	令和2年3月31日 (7期分～9期分)	計2件
国民健康保険料	8期以降		計4件
国民健康保険料	8期以降	令和2年3月31日 (8期分・9期分)	計1件
国民健康保険料	9期以降		計1件
国民健康保険料	9期以降	令和2年3月31日 (9期分)	計1件
国民健康保険料	10期以降		計2件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第17号

次の国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月2日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
令和元年度				計1件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第18号

次の国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月3日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
令和元年度				計1件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第19号

次の国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月6日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
令和元年度				計1件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第20号

次の国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月12日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
令和元年度				計1件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第21号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月13日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第2期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	第7期以降		計4件
平成31年度	国民健康保険料	第8期以降		計3件
平成31年度	国民健康保険料	第9期以降		計2件
平成31年度	国民健康保険料	第9期以降	令和2年3月31日(第9期分)	計2件
平成31年度	国民健康保険料	第10期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	過年2月	令和2年3月31日(過年2月分)	計1件

(別紙省略)

麻生区公告

川崎市麻生区公告第18号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月13日

川崎市麻生区長 多田貴栄

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第7期以降		計1件
平成30年度	国民健康保険料	第3期以降		計1件
平成30年度	国民健康保険料	第5期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	第1期	第1期(令和2年3月31日)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第1期以降	第1期から第9期(令和2年3月31日)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第4期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	第7期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	第8期以降		計3件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第19号

次の国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月13日

川崎市麻生区長 多田貴栄

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料			計1件
平成31年度	国民健康保険料			計2件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第20号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月13日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	介護 保険料	第11期分 以降	令和2年3月31日 (第11期分)	計1件

(別紙省略)

川 崎 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第2号

川崎市川崎区選挙管理委員会規程（昭和47年川崎市川崎区選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正します。

令和2年3月2日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 市 川 和 美

川崎市川崎区選挙管理委員会規程の一部を
改正する規程

川崎市川崎区選挙管理委員会規程（昭和47年川崎市川崎区選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第21条第3号中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

幸 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市幸区選挙管理委員会告示第2号

川崎市幸区選挙管理委員会規程（昭和47年川崎市幸区選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正します。

令和2年3月2日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 佐 脇 久

川崎市幸区選挙管理委員会規程の一部を
改正する規程

川崎市幸区選挙管理委員会規程（昭和47年川崎市幸区選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第21条第3号中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

中 原 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市中原区選挙管理委員会告示第2号

川崎市中原区選挙管理委員会規程（昭和47年川崎市中原区選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正します。

令和2年3月2日

川崎市中原区選挙管理委員会

委員長 細 野 芳之助

川崎市中原区選挙管理委員会規程の一部を
改正する規程

川崎市中原区選挙管理委員会規程（昭和47年川崎市中原区選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第21条第3号中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

高 津 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市高津区選挙管理委員会告示第2号

川崎市高津区選挙管理委員会規程（昭和57年川崎市高津区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正します。

令和2年3月2日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 齊 藤 高 輝

川崎市高津区選挙管理委員会規程の一部を
改正する規程

川崎市高津区選挙管理委員会規程（昭和57年川崎市高津区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第21条第3号中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

宮 前 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第2号

川崎市宮前区選挙管理委員会規程（昭和57年川崎市宮前区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正します。

令和2年3月2日

川崎市宮前区選挙管理委員会

委員長 増田 稔

川崎市宮前区選挙管理委員会規程の一部を
改正する規程

川崎市宮前区選挙管理委員会規程（昭和57年川崎市宮前区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第21条第3号中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

多摩区選挙管理委員会告示

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第2号

川崎市多摩区選挙管理委員会規程（昭和57年川崎市多摩区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正します。

令和2年3月2日

川崎市多摩区選挙管理委員会

委員長 田澤 祐信

川崎市多摩区選挙管理委員会規程の一部
を改正する規程

川崎市多摩区選挙管理委員会規程（昭和57年川崎市多摩区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第21条第3号中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

麻生区選挙管理委員会告示

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第1号

令和2年3月1日における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとします。

令和2年2月20日

川崎市麻生区選挙管理委員会

委員長 高橋 洋子

登録を行う日 令和2年3月2日

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第2号

川崎市麻生区選挙管理委員会規程（昭和57年川崎市麻生区選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正します。

令和2年3月2日

川崎市麻生区選挙管理委員会

委員長 高橋 洋子

川崎市麻生区選挙管理委員会規程の一部を
改正する規程

川崎市麻生区選挙管理委員会規程（昭和57年川崎市麻生区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第21条第3号中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

辞 令

令和2年3月6日付人事異動

(市長事務部局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
総務企画局危機管理室担当課長	角 野 聡	新任
市民文化局市民生活部地域安全推進課担当課長	吉 田 孝 史	新任
3月5日付退職 (課長級)		
退職	小野寺 将 崇	総務企画局危機管理室担当課長
退職	加 納 瑞 人	市民文化局市民生活部地域安全推進課担当課長